

平成 26 年度

飯 館 村 歳 入 歲 出
予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 錄

自 平成 26 年 3 月 11 日
至 平成 26 年 3 月 14 日

飯 館 村 議 会

平成26年3月11日

平成26年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第1号）

平成26年3月11日、飯館村役場飯野出張所議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	飯 橋 善二郎 君		
副委員長	高 野 孝 一 君		
委 員	佐 藤 八 郎 君	伊 東 利 君	松 下 義 喜 君
	北 原 経 君	菅 野 新 一 君	渡 邊 計 君

◎欠席委員（1名）

委 員 佐 藤 長 平 君

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅 野 典 雄	副 村 長	門 馬 伸 市
総務課長	中井田 榮	復興対策課長	中 川 喜 昭
住民課長	濱 名 光 男	生活支援対策課長	細 川 亨
健康福祉課長	藤 井 一 彦	会計管理者	但 野 正 行
教育長	八 卷 義 德	教育課長	愛 澤 伸 一
農業委員会長	菅 野 宗 夫	農業委員会 局	但 野 正 行
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊藤修一 書記 山田郁子

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（飯樋善二郎君） おはようございます。

本日の出席委員は8名です。

ただいまから平成26年度会計予算審査特別委員会を開催します。

（午前9時00分）

委員長（飯樋善二郎君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

本特別委員会は、去る3月5日の本会議において付託をされました平成26年度飯館村一般会計のほか5つの特別会計、計6会計の予算について本日から審議を行います。図らずも、私こと委員長を仰せつかりました。よろしくお願ひいたします。なお、副委員長に高野孝一委員が選任されました。まことに重責でありますので、賢明に務めたいと思っております。

くしくも今日は3月11日ということで、ちょうど3年前に発生した東日本大震災とこれによる原発事故によって、私たちの生活はいまだかつてない厳しい3年でありました。村民は今なお収束しない原発事故による放射能汚染への不安を抱え、避難生活を送っております。一日も早く普通の生活を取り戻せるよう、議会も行政も一緒になって取り組んでいかなければならないものと思っております。

今まで以上、村民一人一人の復興に向けた取り組みが大事であります。

そのような中での平成26年度の予算審査特別委員会でありますから、村民の健康管理はもとより、避難生活の安全・安心と、復興への前進に向けた取り組みができる事業の確保に特に気を配り、村民が抱えている不安を一つでも払拭しなければならないものと思っております。

お手元の予算書は、平成26年度で実施する事務事業に充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどのように調達し、村民のためにどのように使われていくのかを示したものであります。村としては村民の安全・安心が大事と捉えた予算の策定をしているものと思われますが、ご承知のようにこの予算は今後の村政を左右する歳入歳出予算であり、本委員会は、本当に村民の安全・安心につながる予算であって、村民の心の復興にもつながる事業または内容となっているかなど、それらを確認する重要な委員会であります。

どうか各委員におかれましては、この予算書の意義に強い思いを持って審査に臨んでいただきますよう切にお願いするものであります。

なお、議事の進行においては特段のご協力のほど、よろしくお願ひをいたします。また、村長を初め、各課長の皆様におかれましては、審査期間の全般を通して実のある審査ができるようご協力を願いいたします。

それでは、予算審査特別委員会に付託されました議案第7号「平成26年度飯館村一般会計予算」、議案第8号「平成26年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第9号「平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第10号「平成26年度飯館村農業

集落排水事業特別会計予算」、議案第11号「平成26年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第12号「平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査委員会は本日及び12日と14日の3日間であります。この後一旦休憩の後、各課長等から担当する事務及び事業に係る予算等について説明を求め、2日目及び3日目は、議案第7号から議案第12号までの質疑を行い、質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（飯樋善二郎君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、事前にお願いいたしますが、説明の時間は限られておりますので、各課長の説明に当たっては新規事業や要点について特に説明をしていただき、若干の質疑時間を持ちたいと思っておりますので、配付の時間割表によって進めてまいりたいと思いますので、予定時間前に終えられるようご協力願います。

④休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） ここで休憩します。

説明員の皆様には一旦退席を願います。

(午前9時07分)

⑤再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 再開をいたします。

担当課長からの説明は、これで終わります。

(午後4時00分)

⑥散会の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 以上で全ての課長からの説明が終わりました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

なお、明日は午前9時からこの場所にて開催いたします。

(午後 4時01分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月11日

予算審査特別委員会委員長

飯 稲 喜 郎

()

()

平成 26 年 3 月 12 日

平成 26 年度飯館村予算審査特別委員会記録（第 2 号）

()

()

平成26年3月12日、飯館村役場飯野出張所議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	飯 樋 善二郎 君		
副委員長	高 野 孝 一 君		
委 員	佐 藤 長 平 君	佐 藤 八 郎 君	伊 東 利 君
	松 下 義 喜 君	北 原 経 君	菅 野 新 一 君
	渡 邊 計 君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅 野 典 雄	副 村 長	門 馬 伸 市
総務課長	中 井 田 榮	復興対策課長	中 川 喜 昭
住民課長	濱 名 光 男	生活支援対策課長	細 川 亨
健康福祉課長	藤 井 一 彦	会計管理者	但 野 正 行
教育長	八 卷 義 德	教育課長	愛 澤 伸 一
農業委員会長	菅 野 宗 夫	農業委員会 局	但 野 正 行
選挙管理委員会 書記長	中 井 田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊 藤 修 一 書記 山 田 郁 子

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（飯樋善二郎君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。これより予算審査特別委員会を再開をします。

（午前9時00分）

委員長（飯樋善二郎君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、この委員会は議題となりました平成26年度飯館村一般会計並びに各特別会計の予算にかかわるものであります。

この際、避難を強いられている村民のことを念頭に置き、安全で安心して避難生活が送られ、何よりも村民の福祉向上のため、効果的に財政運営が図られるか否かということに視点を置いて審査に臨んでいただき、特に議事進行上、議題外にならないようご承知おき願います。

なお、質疑の際は挙手をして発言の許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、質問の際は、予算書のページ及び項目を示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。なお、答弁者におかれましても、委員長の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願ひいたします。各位のご協力を切にお願いいたします。

以上申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

それでは直ちに会議を開きます。

これから議案第7号から議案第12号までの6議案について、一括して審議を行います。

これより質疑を許します。

委員（松下義喜君） 52ページの被災児童生徒等就学支援事業の私立幼稚園保育料補助、村外公立幼稚園保育料補助の単価等について、村外また公立の幼稚園の金額等をお聞きしたいと思います。

次に、36ページの農業生きがい対策事業でありますが、仮設住宅避難者及び借り上げ住宅等管理者の生きがい対象として、避難先での活動を支援する中身であります。先般、ご説明で、借り上げ等の避難者を支援というようなことがありましたけれども、この借り上げ住宅等でも支援を求めている人はいないのかどうか、お聞きしたいと思います。

とりあえず2点についてお聞かせ願いたいと思います。

教育課長（愛澤伸一君） おはようございます。

ただいまご質問いただきました52ページの私立幼稚園の保育料の補助金、それから村外公立幼稚園保育料の補助金ということで、単価は幾らなのかというご質問でございますが、こちらにつきまして、私立幼稚園ということで、いわゆる入園料、保育料につきましては、まちまちでございます。それで、村といたしましては、避難者の負担軽減を図るという意味合いから、私立幼稚園の保育料の単価差にかかわらず全額補助を行っているところでございます。以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、36ページの農業生きがい対策事業でございますが、

説明の中でも申し上げましたが、借り上げ住宅等の避難者への生きがい対策での要望はというお話であります。平成24年度に仮設住宅の方と、あとは借り上げ住宅の方も含めて、補助事業を実施したところでございます。そのときは、多分数字的には100件を超える方々が利用していただいたかなと、借り上げ住宅の方がですね、あったわけであります、1年度をやりまして、それぞれ避難先で生きがいを持っていただくという目的からすれば、ある意味、やっている方々が営農的な部分も出てきているという部分もあったものですから、一応借り上げ等については1年で終了したという状況でございます。

仮設住宅等については継続して行う考えであります、ある意味、仮設に入っている方々が共同で作業する、土いじりをする楽しみもあるわけでありますが、ともに住んでいる場所と一緒に作業するという部分での生きがいもあるということで、仮設等の住宅については継続という考え方でございます。以上であります。

委員（松下義喜君） では、36ページの今の農業生きがい対策事業なんですけれども、全般、24年度にはそういう助成をしたということですけれども、中には仮設等、借り上げ等の人たちがやっている中では、別なもので出しているものはあるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 24年度やる中で、希望が3反歩以上やりたいという形で、その分についてはかさ上げ的な部分も補助をしてきたところですが、そこから営農に進んでいる方もいらっしゃるということで、それらについては県単事業の初期資材等に助成する補助金等もございますので、営農的にやられる方はそちらのほうにお声掛けをしながらやっていただいているという実績がございます。

委員（松下義喜君） 52ページのほうの被災児童生徒の補助なんですけれども、保育所によって違うというような形で出すということでございますので、納得いたしました。終わります。

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

副委員長（高野孝一君） 予算審査特別委員会の資料の10ページから12ページに関するお尋ねいたします。

かねてから村長は、中学校の就学率が70%、小学校60%、幼稚園が40%だという経緯がありまして、この表によると、26年においては、中学校が65%、小学校が53.7%、幼稚園が34.1%と、25年度と比較して、おおむね5%ぐらい各就学率が少なくなっています。これに対しての対策はどのようなことを検討しているんですか。

教育長（八巻義徳君） おはようございます。

ただいまご質問いただきました関係は、教育委員会として最も関心を持って見ている数値の一つであります。また、最も危機感を持って見ている数値の一つであります。そこで、こうした私どもの村立の幼稚園、それから小学校、中学校を選んでいただけるよう、こうした努力を続けていかなければならないと思っているわけであります。

先日実施されました子供・子育て支援ニーズに関する調査というのが、興味深い結果が出ております。親御さんが最も教育について関心を持っているというふうな数字が出ておりました。また、同じ調査で、期待するものとして8割近い人が「学力の向上」というふうに挙げておりました。ですから、こうした期待に応える施策が必要だなどとい

うふうに思っております。

私どもも、そうした親の思いを受けて、学校現場、それから社会教育委員、それから学校教育指導員等の提案も受けながら、幾つかの重点施策を進めているところであります。1つには、学校と地域と家庭が連携した教育社会をつくっていきたいという提案であります。それから、もう一つは、緊急の課題であります、子供たちの基本的な生活習慣をどういうふうに確立していくか、さらにまた全国的な課題であります、スマホなりゲームづけなり、こうしたものを家庭と一緒にになって学校、地域がいかに取り組んでいくか。そういうことで保護者のご期待に応えていきたいと努力しているところであります。

ただ、ご承知のように、学校、限られた授業時間なり余裕のない日課表になっております。こうした制約の中で何とか今、ご質問いただいた関係の数値を少しでも上げていけるような努力を継続してまいりたいと思っております。以上でございます。

副委員長（高野孝一君） 私もいろいろな父兄に聞きますと、通園、通学にかかる時間が多いということで、近くの学校であったり幼稚園であったり、あるいは高校進学を見据えたというようなことで、だんだんと減少しているようにも思われますが、この通園、通学に関する時間に関しては、どのようなことをお考えですか。（）

教育長（八巻義徳君） 今、一番長いところでは、1時間5分くらいかかるかななど。時に、1時間10分くらいかかるときもあります。昨年あたりだと、除染の車の移動で1時間15分かかるとしておりまして、そして私どもも、路線の再編成についてかなり検討していた時期がございます。ただ、どうしても交通量的にならなければ変えようかというときに、除染で走る車の交通量も減りまして、今一番長いところでは、先ほど申し上げた1時間5分くらいかなと思っております。ただ、これは確かに、ご質問いただいたように、小さい子供さんにとっては負担の大きい時間だという認識はありますし、少しでもその負担を少なくする方法はないかということを考えていることは確かであります。ただ、何分、交通事情もありまして、したがって学校の中に来てからの余裕を持った日課表なりを組めないかということで、通学時間、通園時間、あわせて学校における日課表の見直しで子供たちの負担を少なくしていきたいと思っているところでございます。以上です。（）

副委員長（高野孝一君） 時間は1時間ちょっとかかるということでございますが、スクールバス、あるいは委託業者の台数についての検討はしておらないでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） スクールバスの運行計画でございますが、こちらにつきましては震災以来、子供さんのあるご家庭の避難状況に応じて随時、見直しを行ってきたところでございます。25年度につきましては、おおよそ避難先が確定し、路線も固定してきたものと理解しているところでございます。来年度、また新たな長い通学時間を要する路線というのがもしできた場合につきましては、再度見直しを行わなければならないかなと思っておりますが、今のところ安定して運行できているものと理解しているところでございます。

副委員長（高野孝一君） 質問をかえます。学力の向上と生活習慣を変えるという点につきましては、どのように検討されているんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） まず、学力、これは学習量と学習の質がトータルで成果が出てくるものだろうと思っております。さらにまた、学力というのは学校における教育それから家庭における教育によって成果が出てくるものだろうと思っております。そうした中で、学校であれば、授業の一つ一つの授業力、教員自体の指導力の向上だろうと思っております。それが子供たちの学びを動機づけるものだと思っております。また、家庭においては、家庭の学習を支援するような施策が必要だろうと思っておりまして、私どももご理解をいただきまして「村塾」という形で授業を進めさせていただいております。また、学校と家庭をつなぐものとして、それぞれ村独自で指導力のある教員をそれぞれ学校に張りつけているということをさせていただいております。

基本的な生活習慣については、学校日だけじゃなくして学校以外の生活習慣も非常に大切なことだと思っております。何とか家庭のご協力、地域のご理解をいただきながら、しっかりと朝起きる、そして早く寝る、そして朝ご飯を食べる、当たり前のことをしっかりと当たり前にできる生活習慣をつくるために、今学校と連携して取り組んでいるところでございます。これは新年度も新しい決意を持って取り組みたいと考えております。以上でございます。

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質問はありませんか。

委員（北原 経君） おはようございます。

説明資料で12ページの村民の声ネットワーク業務、これについてちょっと、どのような今状況なのか、お聞かせください。

あとは、その下の緊急雇用創出事業で、ICT支援に対してお聞かせください。

15ページの公害対策及び河川の水質検査について、今まで同様の水質検査なのか、それとあと、また15ページで、資料をいただいているんですけども、不法投棄のことに関してダンプカー3台となっていますけれども、その4点に関してとりあえずお聞かせください。

総務課長（中井田 榮君） まず、12ページのタブレットでございますけれども、その利用状況というようなことであります。前にも若干お答えしておりますけれども、大体1日700から800件のアクセスがございます。ご承知のとおり、タブレット、6つの窓があって、それぞれタッチパネル式で見られるようになっておりますけれども、その中でも大分利用しているのがインターネットの部分、1日700から800以上はヒット数というんですね、使っている。さらに、次に使っているのがふるさとカメラ。今回も大雪で大分、見られるようにという形で、今まで使っていなかった方も役場に来て、見られるようなセッティングをしてもらいたいということで、大分来ていただきましたけれども、2番目に使っているのがこのふるさとカメラの利用が大分多いような状況になってございます。利用率については、前もお答えしておりますけれども、30%以上の利用率は1日ございます。

次に、ICTの状況でありますけれども、実はICT、8名の方に現在協力をいただいて、それぞれお仕事をしていただいております。仕事の内容は、現在タブレット2,400台ほど配布しておりますけれども、お年寄りもいらっしゃいますので、使い方について、

それぞれの仮設にＩＣＴ要員を配置しておりますので、常時、集会所に来ていただいて利用を説明している。さらには、希望があれば、それぞれ出向いて説明に行っているという状況でございます。常時、どういう作業をしているかということではありますけれども、8時半から17時まで、一日ですね、勤務状況でありますと、それぞれ、松川であれば毎週火曜日、タブレットの講習会をやっておりますし、松川第2であれば毎週金曜日、タブレットの講習会をやっているということで、常時、基本で常駐している中で説明会をやっておりますけれども、これからも希望に応じて訪問の説明会もやっていくという状況で現在活動している状況でございます。

委員（北原 経君） あとの2つは今お聞きします。

タブレット業務ですけれども、確かに30%以上という形でした。インターネットを使っている方は回数700、これは若い方なのではないかなと私思うわけなんですが、今回の大雪で停電で、ウェブカメラで停電の場所も知ることもできました。どの辺の地区が停電になっているかということは。タブレットに映らないと、停電でしたので、私もそれを見て、この辺はついているんだというのも知ることができましたけれども。緊急雇用で2,409万1,000円という予算がとっています。しかし、30%で納得しているような説明をこの前いただいたんですけども、私はもっと上げていただかないと、緊急雇用で人を雇用するということも大切なことですが、金額の高額なものを利用価値を最大限に上げるというのが仕事だと思っておりますので、その辺をもう一度お聞かせください。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、30%でよしとしているわけではありません。

今ご質問いただいたように、とにかくもっと利用率が上がるようにしていかなくてはいけないと考えております。利用率は30%でありますけれども、常時700から800やっているということで、半分以上の方はきっとタブレットにはさわって、やっているらしいやるのかなと思いますし、これからも見ていただくような努力をしながら、ご指摘のとおり、もっと利用率を高めるように取り組んでいきたいと考えております。

委員長（飯樋善二郎君） 先ほど不法投棄の質問もあったんですけども、一問一答でやつてもらうように、今の件で先に進めさせていただいて、先ほどの質問はその次にさせていただきます。

委員（北原 経君） タブレット、これは利用状況を上げるには、緊急雇用でどのような、こういうのはどうするんだということだけを相談に乗ってあげているのか、その辺はどうなんですか。

総務課長（中井田 榮君） ＩＣＴタブレットの要員でありますけれども、ご承知のとおり、それぞれの仮設の集会所に、管理人と同じく8人は配置させていただいております。タブレットだけではなくて、開いていただくと、それぞれのホームページ、それも管理をしていただいているところであります。いろいろな形で避難先の情報をなるべく皆さんにご理解していただくということで、ホームページも管理していただいておりますし、さらにはそこに常時いることによって、来た方に、こんな利用もあるよということで説明をしていただいておりますので、避難中でありますと、やっぱり継続してやることが

大事なのかなと思いますので、新たな見やすさとか使いやすさとか、いろいろあるかと思いますけれども、その辺もさらに情報も見やすく、わかりやすく出しながら、ＩＣＴ要員とも一緒になって情報の発信には努めていきたいと考えております。

委員（北原 経君） タブレットを最初に配布した当時、持ち出ししてはならないという話があつて、仮設なら仮設に置きつ放しという状況なんですけれども、あれにはナビとかそういういったものがついておりまして、持ち出しできないナビでは話にならないですから、その辺も今のところ縛りがあるのか、ちょっとお聞かせください。

総務課長（中井田 榮君） 使い方として、大分なれている方はインターネットに入っています、そういう使い方もされているということありますけれども、基本的には、お貸しをしているということもあって、遠くに持っていくてなくなるという場合もありますので、なるべく避難先での利用に限定して、当初配布のときには、なるべく避難先から持ち出さないで使っていただくようにというお願いをしているところであります。継続してそういう使い方をということでＩＣＴ要員の方にはお願いをしているところです。

委員（北原 経君） 私、旧式の携帯なものですから、スマホというのを使っていないんです。例えば東京のほうに議会で行かなければならぬとき、例えば東京メトロとか、いろいろなものを調べたり、タブレットというのは非常に便利のいいもので、予約もできれば何でもできる、そういうたるものですので、やはり持ち出し禁止という形になってしましますと、機能のいいものをただ寝かせるという状況になるのではないかと。その辺をもっと……。確かに、あの中には情報、個人個人の情報が入っています。それが流出するということで持ち出し禁止になっているのかなということもお聞きしていますけれども、持ち出ししてはだめだとなってきたと利用価値はまだまだ上がらないと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、あの中には飯館ワールドの電話番号が載っています。あと名前も載っています。そういうものもあって、あそこのタブレットは飯館ワールドの中での使い方をということで、なるべく避難先での利用をお願いしているところです。あれを使って、今ご指摘があつたようなナビですね、そういう使い方、大分便利な仕組みが入っております。できれば、そういう形で使うのであれば、やっぱり個人的なものでやっていただければと思います。中に情報がたくさん入っておりますので、できるだけ、一番最初にお願いしているように、基本的には避難先での利用をお願いできればと思います。

委員（北原 経君） それでは、質問をかえます。15ページの公害対策、河川等の水質検査なんですけれども、人が今住んでおりませんので、恐らく水質は今までどおりの水質検査だったらば水は大変きれいなんでしょう、たしか。しかしながら、今まで同様の水質検査より、今度33万3,000円、それと放射線の流出している水質検査との関連は、どのように考えているんですか。

委員長（飯樋善二郎君） 北原委員、ちょっと待ってね。先ほどの質問もあるので、そっちを先。（「同じなんだよ」の声あり） そうなの。では。

住民課長（濱名光男君） 15ページの公害対策及び河川等水質検査事業の水質検査の箇所の部

分であります。これは統計的というか、環境の変化を調査のために、継続して同じ場所をはかっているというものであります。新田川水系8カ所、それからため池4カ所ということで、これについては従来どおりのものであって、放射性物質の汚染等にかかるものとは全く切り離した考え方での調査であります。以上であります。

委員（北原 経君） そうしますと、今までどおりの、早く言えば、窒素とか、病原菌はどうなのかわからないが、そういうもののしか、従来どおりだということです。水はきれいにはなっているんでしょうけれども、また別な形でセシウムは行くわけなんですねけれども、基本的に汚染というものに関しては、窒素分が多くなって藻が繁茂してしまった、あとはセシウムが多くなってしまったというのは、基本的に汚染としては同じだと思っているんですけども、その辺のことに関してはどうでしょう。

住民課長（濱名光男君） 検査項目も決まっている水質検査であります。検査項目については水素イオン濃度、pHですね、それから生物化学酸素要求量、それから化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素、大腸菌の数、それから全窒素、全リンという形で、これは従来から決まって全国にやっている環境調査の部分でありますので、先ほども申し上げましたけれども、原発事故とかそういうものは一切切り離した形の調査ということになっております。以上であります。

委員（北原 経君） わかりました。

それでは、15ページの不法投棄の事業なんですけれども、私、ここまで来るのに大倉を通って、今回は雪ですからなかなかあれなんですけれども、かなり大倉、あの辺を来るときは、ポイ捨てごみがいっぱいあるんです。ダンプで合計で3台分なんですけれども、今回の実績として3台でしたけれども、51万5,000円、もっと予算とって、ごみをどんどん拾わないと、人がいないためか、すぐコンビニあたりの袋、かなり捨ててあったりするんですけども、その辺はどうお考えですか。

住民課長（濱名光男君） 不法投棄の関係であります。資料でポイ捨てごみダンプトラック約1台分というふうに。正確には計量しておりませんで、深いあたりの2トンダンプで、量的にはポイ捨てごみはそのくらいだったのかなと思っております。かなり昨年からポイ捨てごみがふえたように思います。それについては、クリアセンターのほうの委託している方に定期的にパトロールをしていただいて、対応しているところです。

それから、そのほかの不法投棄につきましても、やはり大倉は結構多いです。旧道には一昨年、ダムから旧道に上がってくる途中に不法投棄、鉢を壊した廃材みたいなもの、それから最近では小滝のほうに行くところに布団とか座布団、そういうものが投棄されております。これらについても一応、捨てた証拠書類とかないかどうか確認をしておりますけれども、ないものについては一定程度、確認をした上で対応しているところであります。以上であります。

委員（北原 経君） 定期的に調べているということなんですねけれども、大倉線もそのとおり、あと玉野から佐須に下ってくる坂、そこもやっぱりごみがいっぱいあります。カーブ、カーブ、あと下に捨ててあるのもいっぱいあります。定期的に、どれくらいの数で調査をしているのかわかりませんけれども、もっとやはりごみは……、汚されてしまってい

ますけれども、美しい村が今でも続いているわけですから、その辺はもっと予算化して、すべきではないかと思っております。

委員長（飯樋善二郎君）ほかに質疑。

委員（伊東 利君）何点か質問させていただきます。

13ページです。ここに交通専門指導員なり交通指導員10名、委嘱してあると思います。

この方々の今の避難状況の中での活動というのは、どのような活動をされていらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

住民課長（濱名光男君）今、交通教育専門員、それから交通指導員につきましては、独自の活動というのは特にございません。何かイベント等があつて協力いただかなければならないというときのための予算でありますと、震災以降、この予算については毎年とつておりますが、執行は今のところございません。以上であります。

委員（伊東 利君）それはわかるような気はしますけれども、例えばこういう方々に対する、教育と言っては申しわけないんですけども、講習会とかなんとかというのは、こういう部分なんていうのは行つてはいるんですか。

住民課長（濱名光男君）震災以降、新たな指導員とか専門員というのは配置しておりませんで、従来の方ですので、教育とか研修とか、そういうものについても発生しておりません。以上であります。

委員（伊東 利君）同じく、カーブミラーなりガードレール、交通安全施設の設置と整備であります。今年みたいに大雪になりますと、かなり傷められているのではないかと推察します。さらに、こういうものに対する予算の組み方は、定期的に組んでいるもの、さらには住民、村民から要望があつて、ここが危険である、ここが壊れている、そういう状況に対応する部分としては、どのように考えていますか。

住民課長（濱名光男君）安全施設の設置、整備でありますけれども、これまででガードレールとかカーブミラー、そのようなものが主であります。震災以降、除染の邪魔にもなるということで、新たな設置については、特に従来のもので間に合っているという状況でありますので、新たな構築物の部分については設置はしていないところであります。建設係のほうにお願いしまして、その辺の施設整備についてお願いをしているところであります、一昨年、それから25年度、24年度については、センターラインとか、そういう整備に活用させていただいているところであります。以上であります。

委員（伊東 利君）それはわかる部分もありますが、除染で邪魔になるからやらないということであれば、除染後には帰村ということになるわけですよ。そのときにため込んだものが一気に、予算化すればいいのかもわからないけれども、どんどんと。要望に応えられることになるのかな。もう一回。

住民課長（濱名光男君）ある程度、カーブミラーとかガードレール、修繕を要する部分は大きいにあるかと思います。ただ、この施設整備については、交通安全対策特別交付金を活用しているものでありますと、修繕と改修等については該当しないという性質のものであります、新たな設置に限られるということでありますと、今のところ、そういう支障はないものと考えているところであります。

委員（伊東 利君） 16ページにあります委託料で、ごみ収集運搬業務があるんですが、委託業務、収集運搬はわかる気がしますけれども、分別作業162万円を計上しておりますけれども、きのうの説明では片づけごみが発生した場合という説明であったのではないかと、メモにはそんなことを書いていたんですけども、もう一度詳しくお知らせ願って議論したいと思います。

住民課長（濱名光男君） 分別作業の委託料162万円ですが、帰村に向けて片づけごみの収集が26年度には始まるのかなと。片づけごみ、区域の見直し以前にもうごみと決まっていたものについては、対策地域内廃棄物ということで環境省が責任を持って対応することになっておりますが、主にクリアセンターに建設される仮設焼却炉、ここで燃えるものについては処理される予定であります。ご承知のように、作業スペースがかなり狭いという部分で、分別等について協力を求められた場合に対応しなければならないのかなという考え方もありまして、これは予備的な部分でありますけれども、そんなときに使えるようにということで、そういう部分が出てきましたらば収集のほうの委託料の変更契約を行って対応していきたい、そういう内容の予算であります。

委員（伊東 利君） と言われますと、現状にはない部分であることは間違いないんですが、委託を受けて、片づけごみ、あとは放射能に汚染されたごみ、あるわけですね。放射能に汚染されないものの片づけごみであって、委託された場合は、村で処理するという理解でよろしいですか。

住民課長（濱名光男君） 状況によってでありますけれども、環境省で一時的に対応できないということになれば、村でも対応しなければならないのかなと、そういう考え方での計上であります。

委員（伊東 利君） 後に補正もという話ですけれども、当然そうなると思うんですが、みんなが一齊にやりたくなって、例えば佐須に持っていく、説明受けていますよね、我々。それが、どこで線引きして、こっちだというのかわかりませんけれども、そういうふうになって村に集中してはこないのか。このときに選別はどこでするのか。家庭で選別に持っていくのか。あと、ここで持つてから全部分けて、またこっちに持ち返す、そんなことになるのか、そこだけもう一回聞きます。

住民課長（濱名光男君） 今の仮置き場ということで予定されているのが佐須ということでありますけれども、そこには燃えるごみ、燃えないごみ、どんなふうに収集するのか、その辺については、詳細については、承知しておりません。ただ、先ほど申しましたように、燃えるごみの処分については、クリアセンターに建設される仮設焼却炉で処理されるものと思っております。当然クリアセンターに持ち込まれますので、作業スペースの関係で、村で対応しなければならない部分も出てくる可能性があるということでの予算計上であります。

委員（伊東 利君） では、質問をかえて、もう二、三点お願いします。

28ページです。老人クラブ連合会の活動、あと老人クラブ活動として2つ組まれておりますけれども、私は活動の内容を濃くして、もっと支援をして、元気に活動してもらうという状況をつくるべきだと、このように思うんです。というのは、老人会会长に聞く

と、ばらばらになっていて集めるのが大変だという一方の話もありますけれども、活動費がなくて、なかなか徴収もできない、活動は到底鈍っていくんだという話。あと、趣味的なものから集まる老人クラブの活動をやっているようでもありますけれども、それを多く取り入れて、今心配される閉じこもりやなんだのというものをできるだけ解消する仕組みには、若い人もそうですけれども、年寄りにもこういう部分の目は当然向けなければならないと私は思います。そういう部分の活動については、例年の踏襲ではいかがなものかというのが意見でございます。

健康福祉課長（藤井一彦君）　おただしの老人クラブの活動の支援でございますけれども、現在、22のクラブがございまして、今年度につきましては17クラブが活動ということでございます。一昨年よりは多分21活動していたと思いますので、そういう意味ではやっぱりばらばらになって集まりにくいということや、どうしてもお年寄りだということで足の確保などの問題がございまして、なかなか活動が大変だというふうなお話は聞いているところでございます。もう少し老人クラブの代表の方々のご意見もお聞きしながら、来年以降どういった支援が必要なのか検討して対応してまいりたいと考えております。以上です。

委員（伊東　利君）　まず、前までの考えはわかります。ぜひ、ゲートボール大会でもグランドゴルフ大会でもパークゴルフでも何でもいいですから、目的があって集まれる部分もあれば、地域内の老人会がなかなか集まらなくとも、ある程度そっちで解消できる部分も私はあるのかなという考えですので、そういう大会も、これは生涯学習課かもわかりませんけれども、そちらとも組み合わせをしてやっていけば、さらに効果があるのではないかと思います。

あと、もう1点、この関連で、予算の部分ですから申し上げれば、やる気つながりプランとかなんとかという部分では、どんどん金が出ていきますよね。使ってしまったから、また活動するときは金出すんだよと、これでやっていくんですよ。ただ、ずっと苦情はいっぱい聞きますけれども、ずっと安定的な対応をされるのかわからないし。いや、求めないのかもわからないけれども、私はそこはわからないんだけれども、何人かの話ではなかなか経費だのかかって、そんなに簡単にできないんだと。こういう状況も発生しているのが現実だと思うんです。私、前回も聞いたときに、やるところはどんどん金は出していっても、補正を組んでやるということですから、こういうのもそういう要望を聞いて、やるものはやる、ここは取り組んだ、これは何回もやって、人が何ぼ集まつたんだというものにするべきだと思いますが、もう一回。

健康福祉課長（藤井一彦君）　まさに伊東委員ご指摘のとおりだと反省しているところもございます。ぜひ来年度、老人会の会長さんたちのご意見なども聞きながら、会の活性化、それから全体のクラブの活性化について、少しご意見をいただきながら取り組んでまいりたいと思います。特に、今お話がございました目的を持ってということで、グランドゴルフとかパークゴルフ、こういう大会をやりますと結構いろいろな方が出てきてくださるというのが今までのパターンでございますので、といったものに関しても社協などと一緒になりながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

委員（伊東 利君） 39ページについて聞きます。鳥獣被害対策実施隊補助金が出ています。

捕獲費80万円、予算組みました。今の現実、今年の実績ということで、140頭とか聞いているんですが、何頭ですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 鳥獣被害対策の部分で、頭数でございますが、3月10日現在でございますが、イノシシ202頭、あと猿が5頭という状況でございます。

委員（伊東 利君） 確かに、ここに80万円、あと前年度の分を申し上げれば、9月の補正で54万円だか補正されていますね。当初の目標金額、202頭もいるのに、これで捕獲費の80万円、活動費というのは別でしょうから……、別でないんですか。活動費132万8,000円、捕獲費80万円となっていますけれども、これは一体でイノシシ1頭に対する単価になるの。

委員長（飯樋善二郎君） 助成の内訳を話してもらったほうがわかりやすいですね。

復興対策課長（中川喜昭君） ここで上げております活動費132万8,000円については、実施隊の方々の車代、飯館のほうに行って活動する車代とか、あとはわなをかけた際の維持経費とか、そういう部分のものでありまして、捕獲費80万円は、1頭とっていただいた方に1万円を謝礼で出すという部分の80万円でございます。25年度については、3月10日でありますが、202頭ということで、さきの補正の中では見込みとして250頭くらいになるかなということで追加補正をさせていただいております。今のところは80頭という部分での予算計上をしておりますが、あと実績を見ながら、また補正の中で協議をさせていただければと考えております。以上であります。

委員（伊東 利君） 補正はわかるんです。なぜ私申し上げるかといいますと、今の飯館の状況の報告はあると思いますが、悲惨な状況にあります。この撲滅こそが営農再開につながる一つだと思うんです。何ばやったって、あの状況で放置していたのでは、規模が大きな人はやるかもわかりませんけれども、自宅に帰って家庭菜園で過ごすかなんという人は、もう諦めてつくられない話ですからね。他の町村の捕獲状況を見ても、かなり実績を上げているようです。伊達地区なんていう実績を見ますとね。ですから、ここにどんと予算があることによって一生懸命頑張る。とったらもらえるだけでなくて、そういうものに何でないかということで、提案でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 実績を踏まえた中で前向きなご意見をいただきました。予算を計上する際にある程度、24年度の実績、あと25年度の実績等を見ながらでの部分で考えておりまして、80万円でございましたが、80万円で打ちどめという考えはございません。今おただしで出たような問題が出ているという部分、担当課のほうとしても感じておりますので、実施隊のほうにはまた4月から再編成していただきながら進めていきたいと思っております。そういう部分では、ぜひとも撲滅できるような形に進んでほしいというお願いをしながら進めてまいります。また、その際には補正のほうで対応するという部分もきちんと話をていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

委員（伊東 利君） 次の質問、同じページですけれども、昨年も聞いて何とかしているんですが、森林災害保険料であります。昨年より若干下がったように見えますが、今、山の

価値、土地の価値がない中で、掛けていくのはいかがなものか、補償されるのかということで昨年も伺いました。それで、その補償は大丈夫だという状況の中で予算は執行されていますけれども、今年の大雪で、見る限り、かなり森林の被害が出ていると思います。今の状況では確認も何もできないのはわかります。こういう状況になっても、この保険が適用されて、災害補償がされるのかどうか確認したいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 公有林の保険料については、予算委員会のほうでたびたびご質問いただいております。一応この保険についての窓口は森林組合でございまして、森林組合とその補償の部分を確認しているところでございます。保険会社のほうに聞きましたところ、該当はするという判断のもとで毎年計上させていただいております。

それで、今回の大雪で、やはりこの保険の適用をさせていただかないと意味合いがないというふうに担当としても感じております。今調査はできない状況であります。4月の段階になりましたら、まずは被害調査、概略的な部分を調べて、その状況を保険会社のほうに話をして、あと保険会社のほうで現地調査という形で進めるように今、窓口になっております森林組合のほうと協議をさせてもらっているということで、被害状況によってどの程度の補償になるかという部分もありますが、そのような手続で進めさせていただきたいと思っております。以上であります。

委員（伊東 利君） ゼひ、そのようにしてください。

最後の1点です。47ページ、ここにバスプールの借り上げ料が発生していますけれども、前回よりは利用状況が多分下がったのだとは思います。私も時々、孫をおぶいながら、あそこを眺めています。前のすばらしい大きなバスプールで、安心して見ていました。今、除染のプレハブが4つも5つも並んでいます。そして、問題は、どんなことがバスの運転手から上がってくるのか私はわかりませんけれども、私の見る限りで申し上げます、かなりでこぼこで、水たまりがちゃがちゃで、バスはあっちの奥で乗せるから、子供たちが来たら、車に乗るなと言いたくなるくらい汚れて帰ってきて、迎えの車に乗るんです。天気いい日はいいですよ、何も。だから、当初の契約は全体で借りてやるのかわかりませんけれども、まずよかったです。今は時間もたっていますし、半分以上は追加して、本当にバスをずっと奥に行って置くだけですから。そのような状況のように見えています。

この契約で、昨年の予算は207万3,000円でしたか。今年は184万2,000円。予算は下がっているね。面積的には3分の1ぐらいになっているんだけれども、これはどういう程度なんですか。

教育課長（愛澤伸一君） ただいまのご質問でございますが、川俣町で借用しているバスプールの借地料という形で上がっている予算についてのご質問でございますが、申しあげありません、借地料となっておりますが、正確に申し上げれば駐車料でございます。スクールバス1台1月1万円で置かせていただいている。それにプラス、プレハブの休憩所等々がございまして、合計で年間180万円という金額が発生しております。

面積で借りている関係ではないものですから、除染の関係で大家さんのほうでプレハブの住宅をつくらせてもらいたいということでお話をいただきまして、何分こちらではお

断りする材料を持ち合わせていないということで、後半分のほうだけを使わせていただくということで現在に至っているところでございます。

それで、先日来の大雪で、敷地内に雪がたくさん残っておって、そこを大型の車が出入りするものですから、出入り口が非常に水たまり等ができていることは承知してございます。今年の予算でも、わずかではございますけれども、原材料費で敷き砂利等の予算計上をしてございますので、大家さんのほうともお話しさせていただいて、通路に砂利敷き等をさせてもらえばというふうに思っているところでございます。ただ、何分、借用している土地ということで、なかなか思うに任せないところもございますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

委員（伊東 利君） 理解はするのですが、あの通路に対する敷き砂利は教育委員会のほうでしているということですか。時期的には向こうから要望が上がってきてから敷く、定期的にならすというのではないんですか。

教育課長（愛澤伸一君） 特に大家さんのほうと協議してというか、向こうからの要望でということではなくて、車庫長が現場を確認して、必要に応じて対応するということでございます。今回も年度末でございますので、25年度の中で一度砂利敷きはやらせていただきたいと思っております。

委員（伊東 利君） ぜひ、早目、早目の対応をしていただきたい。終わります。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 暫時休憩いたします。再開は10時30分といたします。

（午前10時11分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分）

委員（渡邊 計君） まず、16ページ、飯館村商工会へのごみ袋の販売委託を行い、売上金の10%を取り扱い手数料として支払う、そして9万円ほど上がっていますが、現在どこでこれを販売して、9万円ということは90万円近く売れているということなんですが、どこで販売しているかお伺いしたいんですが。

住民課長（濱名光男君） ごみ袋の販売しているところでありますけれども、村内では北原商店で取り扱いをしているところであります。基本的には商工会に委託しているという内容であります。以上です。

委員（渡邊 計君） ということは、90万円ぐらい売れていること、去年の実績、それだけ上がっていると理解してよろしいですか。

住民課長（濱名光男君） ごみ袋の実績でありますが、詳しいデータはありませんけれども、一応見込みで、これまでの実績に応じて予算を組んでおりますので、90万円ほど見込んでいるということであります。以上です。

委員（渡邊 計君） 続きまして、55ページ、東京ドーム観戦ツアーでございますけれども、観戦ツアーの高速道路2台分の有料道路の通行料、これ内訳わかりましたら。

教育課長（愛澤伸一君） ちょっと手元にございませんが、東北自動車道については免除措置

がございますが、首都高が有料ということで、2台分とさせていただいております。

村長（菅野典雄君） ちょっと補足させていただきます。これまでロータリークラブとかいろいろな人たちの応援をいただいて、経費としては交通費ぐらいということだったわけなんですが、今のところ、なかなかその辺が今後難しくなっているという話も聞いております。したがって、子供たちは大変喜んでおりますので、場合によっては若干の経費が、6月あたりということも可能性としてあるのかもしれないなど、こんなふうに今のところ思っているところであります。以上であります。

委員（渡邊 計君） これ、東北道を使わないので2台で7万8,000円は高過ぎるのではないか。首都高だけで。後で、午後で構いませんので、内訳、よろしくお願ひします。

続きまして、56ページですけれども、沖縄までいの旅事業と未来への翼事業に関してですが、沖縄が67名、ドイツが10名、これは県のほうかどこからか来た定数と考えてよろしいんでしょうか。

○ 教育課長（愛澤伸一君） 沖縄までいの旅の人数でございますけれども、こちらは26年度の6年生全員の数ということでございます。村の学校に通っている通っていないにかかわらず、一応全員分想定してございます。それから、未来への翼については、10名というのは希望をとってということで、一応中学生10名というふうにさせていただきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） では、現在中学生、ドイツのほうですけれども、生徒数、何名いらっしゃいますか。

教育課長（愛澤伸一君） 中学生全員ですと、平成26年度で163名でございます。

委員（渡邊 計君） これは、今、村内の実際の数字じゃなくて、村外校に通っている人も含めてということですね。わかりました。

○ 続きまして、36ページですけれども、除染農地栽培実証事業に関してですけれども、今回、水稻じゃなく野菜になったと。これ、実証実験する野菜の種類とか、種類でなければ何十種類と、ある程度の数はもう決まっているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 36ページの除染農地の実証栽培の件でありますが、説明の中でもお話ししましたように、野菜3カ所、花卉1カ所で、地域的には二枚橋、あとは須萱、臼石、向押ということで、4カ所ほどを計画しております。

それで、作物の内容についてでありますけれども、今後、地域の方々と、例えば二枚橋ですと野菜もつくっていた方々もいるという部分で、そういう部分でまず試験的にやってみようかという方がおられれば、その方々と相談をして決めていきたいと思っております。以上であります。

委員（渡邊 計君） 野菜によっては吸い上げ率の高い、低いあると思うんですけども、先日、南相馬の石神地区で大豆から大分出ましたので、吸い上げ率が高いのかなと。こういうものをぜひこの実証実験の中に入れていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） この実証事業については、将来、飯館村に帰村した際に、それぞれの飯館ブランドという部分がございました、野菜もあれば、花もトルコキキョウを始めありますので、その地域の方々が将来を見据える部分として検討していきたいなと

いう部分でございます。セシウムが今後営農再開したときにどの程度吸い上げるという部分の実証も兼ねておりますので、おただしあった大豆の部分も今後、村の作物として避難前にもいろいろ考えておりますので、それらも含めて検討させていただきたいと思います。以上であります。

委員（渡邊 計君） 次、37ページですが、営農再開支援事業、これは県からの委託だという説明だったと思うんですが、県からの委託でも長泥が入っているんですが、あそこは立ち入り禁止で完全に封鎖されているので、たとえ除染してあっても、あそこへ行って作業すること自体、余りよろしくないのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君） ここの営農再開支援事業という部分の大きなくくりがありますが、きのう説明させていただいたように、この中の委託料の59万4,000円については県のほうの委託を受けてやるということで、これについては水稻という考え方をしております。きのうお話ししましたように3カ所ほど計画しているということで、試験栽培ですので除染の終わった場所でやるということで、二枚橋、須萱、臼石地区の3カ所というふうに考えております。 ()

それで、長泥の部分でございますが、この部分については10ヘクタールほど農水省のほうのモデル除染をやったということで、昨年、飼料作物、クローバー等を播種している状況もございます。あとは保全管理等もあるということで、営農再開支援事業については補助金等でやっていきたいと。ですから、地元の農家の方々との協議という部分がございまして、今おただしの部分がございますが、帰還困難区域での作業はどうなんだという部分もございます、それらも含めて検討させていただければと思っております。以上であります。

委員（渡邊 計君） 水稻ですけれども、去年あたりの実証実験でも水管理をして、きれいな水だけでつくっていると思うんですけども、実験となれば、きれいな水ではなく汚れた水も入った場合にどうなるか、そういう2種類の実験をしてもよろしいのではないかと思うんですが、いかがでしょう。 ()

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話ししたいたように、試験栽培で、まずは高線量地区と言われている長泥で、例えうわ水を使った状況でつくった場合にどれだけセシウムが移行するかという部分、まず第1段階として調査をしたのが25年度ということでございます。今おただしのようすに、実際にため池の水を直接用水から入れてどの程度になるかという部分も実は今年度あたりでやってみようかなと。その状況も比べるという部分でも必要かと思っておりまして、計画しておったところでございます。以上であります。

教育課長（愛澤伸一君） 済みません、先ほどの答弁が漏れていた部分でございますが、高速道路の料金でございますが、申しわけありません、東北自動車道の分7万円も含まれてございました。申しわけありません。この部分につきましては、被災証明が有効ということになれば必要ないということでございます。申しわけありません。

委員（菅野新一君） 23ページの健康リスクコミュニケーション、「放射線についてわかりやすく伝えるとともに住民の疑問に答える」という欄と、その実績、それからその下の

下の園芸療法による心のケアの事業というところ、それから総合診療所運営事業の利用状況をお願いします。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、リスクコミュニケーションでございますけれども、大きく分けて3つやっておりまして、1つは推進委員会の設置ということで、今年度は5月23日に1回開いております。それから、リスクコミュニケーターの養成ということで、これは小中学校の教員を対象にした心のケアの研修会、それから放射線教育の研修会、両方合わせて4回ほどやっております。それから、保健師とか看護師なども含めた心のケアの研修会も1回やっております。あと、住民のほうの小さな単位でのリスクコミュニケーションということで、6月28日からやりまして、2月22日まで、あと3月末にもう1回予定をしておりますけれども、全部で8回ほど、今年は甲状腺検査、幼稚園、小学校、中学校、村の学校に通っているお子さんに関しては全員を対象にということでやりましたので、そういう甲子年とか内部被ばくの検査の結果説明会なども含めまして、今のところ8回、あともう1回予定しております、9回を実施しているところでございます。8回やりまして、参加者は197名ということでございます。あと、心のケアというのも一部やっておりまして、これはよろず健康相談ということで、健診などと一緒にやっているものが多くあります、全部で14回ほどやっております。これがリスクコミュニケーションの実績でございます。

それから、園芸療法については、この事業につきましては、今まで村の方、農業に携わっている方が多かったということで、少しでも土に触れることで心の癒やしになるのではないかということで、花とか野菜を植えていただいて楽しんでもらうということで、借り上げ住宅にプランター1,000個ほどをお配りしまして、春それから秋の野菜、2回ほど、花、野菜含めまして植えかえをしていただいているという事業でございます。ただ、これは社協のほうへ委託をしておりまして、まだ実績のほうは上がってきておりませんので、済みません、今ちょっと持っております。

それから、23ページの総合診療所の運営ということで、いいたてクリニックのほうのものでございますけれども、いいたてクリニックを閉じた後も、あづま脳神経外科のほうで週3日、飯館村の村民を対象にして、いいたてクリニックにいたときと同じような形で、村の人だけの診療科というのを設けていただいて、そこへコミュニティーバスで人の送迎なんかもさせていただいて、やっているところでございます。済みません、これについては実績をいただいておりませんので、今ちょっと持っております。申しわけありません。以上でございます。

委員（菅野新一君） 園芸療法の心のケアで、借り上げ住宅方部別ということになっておりますけれども、こういうのはもう少し予算的には多くとったほうがいいのかなと思います。健康のほうはそれで終わりますけれども。

あと、農政のほうでございますけれども、36ページ、農業生きがい対策事業、これも多分同じなのかなと思いますけれども、これも非常に少ない予算なのかなと考えております。それから、中山間地、その下の草刈り機導入支援事業、中山間地の、きのうの説明で、前田と深谷ということに今年はなっておりますということで聞きました。あとそれ

から、農政課のほうに確認のために、37ページ、被災地域農業復興総合支援事業の……

委員長（飯樋善二郎君） 菅野委員、一問一答で。

委員（菅野新一君） はい。では、農業生きがい対策事業のほうをお願いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 農業生きがい対策事業でございますが、この事業については、平成23年に全村避難したときに、何か生きがいを持って暮らしていくかないと、なかなか避難先の生活がつらくなるであろうということで、各仮設住宅、あと公的宿舎のほうの方々にお声がけをしまして、近くの農地を借りるとか、あとは当時トラクター等がないということで、その借り上げ料とかそういう部分で、種を買うとかそういう部分は個人負担でお願いして、ただ周りの部分、土地の借り上げ、機械の借り上げ、そういうものを対象として始めた事業でございます。それで、24年度、25年度とやる中で、実績的には4つの仮設住宅が今までやってこられたという部分で、実績を踏まえた部分での今回40万円と。1カ所当たり10万円くらいを見て、4カ所ということでございます。新年度になりますと、またお声がけをする状況ではありますが、状況を見て、この予算の範囲内でと思っておりますが、もし数多くとなれば、また検討させていただければと思っております。以上であります。

委員（菅野新一君） 草刈り機導入支援事業、これは深谷と前田ということですけれども、それ以外は該当がないんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） この事業につきましても、全村避難をした中で、23年度において農地等の保全管理はできないなという考え方でおきました。ただ、夏が過ぎという状況になりますと、かなり農地に草がはえ、生い茂りまして、昔の農村の風景はないなと思いますながら、ただやむを得ず見ている姿でございましたが、ただ一部の村民から、このままおいて秋になって火災等になった際、飯館村全て燃えてしまうのではないかというような意見、あとはできるところだけでも保全管理をしたほうがいいのではないかという声がありまして、いろいろ内部で協議をした結果、中山間事業の活動を使いながら、各行政区ごと協議をしていただいて、年1回だけの草刈りをお願いしようという話になりました。その際に、草刈りをするには線量管理という部分もございまして、できるだけトラクターもキャビンつきをお願いしたいとか、あと服装についても防護するようにという話をする中で、そういうトラクターを使うとなれば、ある程度大きな草刈り機が必要だということで、23年から新たに村からも補助金を出しながらこの事業を進めてきたところでございます。

それで、今現在、23年度から20行政区を対象としまして、23、24、25年度で26台ほど入れております。来年度については2台ですが、一応この事業については各行政区2台くらいまでを上限としての購入補助をしていきたいということも中山間の協議会のほうで決めさせていただいているという状況で、26年度は2台でございますが、各行政区で大体2台まで購入ができるような形で進めている状況でございます。以上であります。

委員（菅野新一君） 質問をかえます。

それでは、37ページ、被災地域農業復興総合支援事業で、北塩原、山形県、北海道とい

うふうになっておりますけれども、この実績をお伺いしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 被災地域農業復興総合支援事業でございますが、国の復興交付金を活用しての事業ということでございます。それで、23年に全村避難をして、避難で心的に折れているという部分もございましたが、24年度に入る際に、避難先の農家の方が避難先で営農したいという話がございました。国のはうにその支援策をいろいろ相談する中で、被災地域で営農する際に復興交付金の事業を活用してできるという形になりました、平成24年には13軒の農家の方々に営農指定をとりまして、今年度、25年度でありますが、1農家の方、今のところ24、25年度で14の農家の方々にこの事業を活用していただいているという状況でございます。今年については、ここにございます4農家の方々が避難先において営農するという部分で今回計上させてもらっている状況であります。以上であります。

健康福祉課長（藤井一彦君） 先ほど菅野委員のリスコミの実績で1つ漏れておりましたので、追加でつけ加えさせていただければと思います。

リスクコミュニケーションの新聞の発行もやっておりまして、かわら版みちしるべというのを今年度中に6回発行しております。6月、7月、9月、11月、1月、3月5日ということで、身近な問題であったり、甲状腺とか内部被ばくとか、あと避難生活の状況であったり体の状況であったり、そんな身近なことを特集を組んで、3,500部配らせていただいております。以上でございます。

委員長（飯桶善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

委員（佐藤八郎君） 今般の議会に条例案で機構改革もありますので、除染推進課ということで、専門に置くという形の中で、まずもって確認しておきたいのは、除染実施の基本的な考え方をきちんと確認した上で、本年の予算の上で村の考え方と国の責任をと現時点できつてのこと、その計画をきちんと示していただきたい。

村長（菅野典雄君） 何度かお話をしていますし、工程表のほうは17日に持ってきていただけるんだろうと思うんですが、基本的な考え方は、26年度、居住空間を長泥以外の他の行政区全てやっていただくということであります。国がどれだけ削ってくれるかというのは一応お互いに今のところ約束をしているということでありますから、私たちとしては守らせるために最大の努力をするということではないかなというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 除染実施区域5行政区の中で2行政区が8割完了、あと3地区はどういうふうに、今年度のどういう中で、どういうふうにやっていくのか。さらに今村長の言う国が言っている4月からの14行政区の工程は17日に示されるということではありますけれども、去る2月21日に14行政区の業者が決定されたんですか。その内容もお知らせ願えればと思うんですけども。さらに、屋外の残置物の仮置き場が合意されているという話なので、その設置と開始の日程を、どういうふうに流れていって、今村長の言うような責任持った1年になるのか伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） まず、今発注しております5行政区あります。今お話をありましたように、2行政区については8割方ということで、これについては、正直などころ、25年内に予定するところでありましたが、同意書の関係で遅い時期に同意を得られたと

ということで追加を入れたということで、そのエリアも最初から入っていましたので、それらができなくなって、また26年から継続するという部分でございます。あと、3行政区でありますが、関根松塚、大久保外内、前田八和木の部分でございますが、これについては着手をしている状況でありますて、まずは仮置き場の造成という部分が一番先に入ってくると。あわせて、イグネの伐採もこの3行政区を中心に今行っている状況でありますて、イグネに関係ないところから、徐々でありますけれども、住環境等が入っているという状況でございます。大変申しわけありません、パーセント的には確認しておりませんので、申しわけございません。

あと、4月から入る部分でありますが、先ほど村長からありましたように、17日に工程表が出てくるかなと。本来であれば、国が発注ですので、国と業者との協議という部分で進むわけですが、村としましては26年に住環境を全てやっていただくということでお望もしておりますし、國のほうもそういう発言をしているということでは、やはり村もそこに関与しなければならないであろうということで、17日については3者での話し合いという形になろうかと思っております。 ()

あと、4月1日からの業者が2月21日に決まり、27日に契約したということで、今のところ大成JVとなっていると聞いております。

あと、屋外残置物の場所が決定しているという部分についても、前に何度かお話をしておりますが、佐須の地区にその部分をお願いしているということでございます。

それで、今後、除染が始まるときに、屋外の残置物をどのような形でやるかというのを今協議をしておりますが、今國のほうから出されている内容は、今着手しておりますところについては、どれを外に運ぶという部分での話し合いをして、地権者なり所有者なりと話し合いをして、運ぶものを決定しているということあります。4月から始まる部分については、14行政区については、今後、業者が決まりましたので、除染の始まる前に、それらの所有者なり地権者の立ち会いのもとに、除染の方法の内容を確認する際に、敷地内にある廃棄物、どれを運ぶ、運んではしくないというものを確認しながら決めて進めるということでございます。それで、その物についてはできるだけ早くという部分でありますが、屋外残置物を置く仮々置き場の造成もございますので、一時的に保管をして、あとは二、三ヶ月後に造成が終わったときに運び出すという形で考えているということでございます。これらについての工程も、やはり除染工程と重なってくるかなということで、今後の検討かなというふうに思っております。以上であります。 ()

委員（佐藤八郎君） 同じ除染なので1項目で質問していますけれども、どうも分けてやらないと見えない。除染実施の基本的な考え方は、国が責任を持ってやるから國にやらせておくんだ、守らせるんだというのが村長の基本方針だということなので、そのことはいいんですけども、國が責任を持ってやる計画を3月17日に示されるだろうということで、今の時点では示せないということで確認しておきますけれども。

さらには、5行政区の2行政区は8割完了という部分で今、同意いただかない方について2割なんですか。2行政区は10割、100%完了、残り3行政区、後から始まった、ここはどういうふうに考えればいいんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 説明のほう悪くて申しわけございません。

まず、今発注しております5行政区の部分の2行政区、いわゆる二枚橋、須薈、白石については同意をいただいたところから進めているという状況でございます。それで、9割方の同意ということで、あと残っている方々もいると。除染を進捗させながら同意のほうも取得をしているということで、最初、夏ごろまで、同意をしていない方の同意が秋口にとれたということになれば、そこは12月の工程までに間に合わなかつたということで残っているということでございます。

あと、残りの3行政区については、同意をいただいたところからできる除染方法で、さきほどのイグネもありますし、仮々置き場の造成もあるという部分、必要な部分から進めているという状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうすると、3行政区についてはどの程度やられて、仮々置き場なりなんなり、どういう状況で。この1年全体にどう流れていくかで27年、28年の解除見込み云々になっていく、そういうものを早く見たい、村民に早くそういう状況を知らせたい、それがために質問をしていますので。3行政区、始まったといっても、どの程度やられて、仮々置き場なり同意の部分なり、どういうふうにならっているんですか。現状の中で

復興対策課長（中川喜昭君） ご質問が詳細にわたっていますので、環境省のほうにこれから確認して、あと報告させていただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 今度は、残りの14行政区、たしか同意をいただくときには5行政区と何ら変わりない除染をするようなことで同意をいただいて、その後、26年度は住居のみ、農地、道路は27、28年度と変更された。この変更された分については、残りの14行政区の方々には十分な周知なりご理解をいただいているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 14行政区については、国の除染計画の見直しの中で出されまして、12月末になりますが、今お話しいたいたように、14行政区については26年度中に住環境、あと27、28年度で農地、道路等を除染して完了するという計画が出されました。一応、広報等においてはそれらの内容についてお知らせしているところでありますし、あとは事あるごとに、今仮々置き場で行政区説明会等もやっております、その中でその内容については周知をしているということでございます。ただ、隅々までという部分になれば、行き届いていない部分もあるかと思いますので、今後これらについて知らせるという部分で、3月末ごろに行政区総会がございます、そこで村の今の状況等の資料、あと説明もする予定でありますので、その中にも入れながら説明をしてまいりたいと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） その説明をこれからされる中で、今までやった5行政区の成果も資料としてつけて提示するんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 例えば二枚橋でやったところ、あと須萱でやったところという部分について、詳細な説明は説明時間の関係でできませんが、今年、新年号と一緒に、各行政区で定点で村独自でやっている宅地、農地の部分がございます、それが23年4月から調査しているもの、半年後、1年後、1年半後、2年後という形の推移表を村民の方にお出ししております。その中で、宅地、農地について、除染したところについての

空間線量なども明示しながら出しているということでございますので、そういう資料なども使わせていただければと思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 業者決定、大成JVというと、今までと同じなのかな。そうしますと、進め方も同じような流れで、電話で確認したり、それはやらない、やるとか言ったり、また同じような流れになるということでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 業者については国のほうの入札で決定しているということで、今お話ししましたように大成JVということで、多分、熊谷、東急、あともう1社足されたような気もしますが、大成JVということで、中心的には大成さんが担うという形になるかと思います。それぞれの部門で、人夫の関係の部門はどこの業者とか、線量管理はどこの業者という部分の共同体になりますので、多分強化されている部分もあるのかなと、1社ふえていますから、強化されているのかなと思っております。

今後の14行政区、4月からの進め方でありますと、今まででは24年度で2行政区、25年度で3行政区の発注になってきたということで対応してきましたが、来月から14行政区が入るということでありますので、先ほど前段で話しましたように除染推進課という専門的な課をつくりまして、役場本庁のほうで今後の除染の対応をするということで、多分にして村民からの要望、あとは苦情等が来るのかなと、それを役場のほうで対応していきたいと思っています。あとは、国のほうの、環境再生事務所でありますが、役場のほうに常駐して、やはり苦情を聞いていただいて、要望を聞いていただいて、現場にすぐ行けるような体制もしたいということで、今現在、環境再生事務所のほうにも要望して、それを詰めているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、機構改革で本庁に行くわけですから、今課長の言うような体制を十分とれるし、改善もされていくのかなと期待していますけれども。

あと、屋外の残置物、何年か前から、関根松塚は、それも運んでもらって、自分たちで牧場に置く云々といろいろお話があつたんですけども、このたび屋外の残置物の仮置き場、合意されたということなので、その設置なり開始時期なり、そういうものはどこまで日程的には確認なり協議されているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、環境再生事務所のほうと、4月から始まる事業の対応、あと今までの除染の現場の対応もありますので、早急に今詰めているところでございます。それで、面積的には、今のところ国が試算するもので間に合うだろうということでございまして、今のところ佐須地区にお願いしているところでございます。

それで、先ほども言いましたように造成がこれからとなりますので、その造成を急ぐという部分であります。ただ、面積的に3ヘクタールなり4ヘクタールの面積を確保しておりまして、それができ上がってという形になりますと時間がかかるということで、暫定的に、お借りしたエリアの中で、きちんとではなくて粗く平らにして、1ヘクタールほどつくって、そこに一時的に運び入れると。その周りの部分については、きちんとした仮置き場としての機能を果たせるような形でつくりながら、1ヘクタールの部分からきちんとできたのを入れて、暫定的につくった1ヘクタールを後できれいにするというような計画で今進めようとしているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、もうすぐにそこに運ぶことができる、囲いも最初に囲いをするということになるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今国と協議しているのは、囲いをつけるという形にしております。逆に、囲わないと、そのそばに不法投棄なんかされるケースもあるということで、やはり仮置き場とその境の部分には塀をつくって、中が見えないようにしながら、あと中で多分にして敷地内にあるものは燃えるもの、あとは不燃物というものがあるかと思いますので、分別エリアもつくりながら可燃物、不燃物を分けて仮置きをするという形で考えております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、そこの場所には人的派遣もして、分別エリアもつくれてということで、仮というか当面ですけれども、本格的な部分につながるようなやり方をするということになるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 屋外残置物の仮置き場として、その場所で佐須地区の方々にご理解をいただいて決めるわけであります、ですからそこできちんと対外的な部分の放射能の拡散がならないような対応とか、あとは線量がわかるような表示なども計画しているということで、そこは仮置き場という形になりますので、燃えるものについては蕨平にできます仮設焼却炉を活用しながら、不燃物についても、国のほうでは、もし業者に持っていってもらえるものについてはリサイクルをかけながら、だめなものについては将来の中間貯蔵施設のほうへの搬出という形になろうという部分で今協議をしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 第4版の復興計画ですけれども、3月中に行政区、ワークショップに係る報告会を開催して、行政計画としてまとめたいということですが、行政計画としてまとめてみたいというのは、私たちが示された部分の各行政区の部分をまとめたいということだというふうに理解していいのか。一方で、各行政区の懇談会、各種団体の意見交換を行って成案としてまとめたいというふうになっていますけれども、基本的にどういうふうに流れとして、いつごろに成案としていこうということなのか。

総務課長（中井田 榮君） 先ほど特別委員会の中でも第4版の案につきまして3月4日に飯館までいな復興計画推進委員会のほうから答申がありましたので、その説明をさせていただいたところであります。ご質問の行政区計画につきましては、この厚い計画書の51ページから行政区計画となっているわけでありますけれども、この部分につきましては、議員さん初め多くの方から意見を聞いて、この第4版に声を反映すべきではないかということを受けまして、なるべく村民の声をということで、第4版につきましては行政区の計画を取り組ませていただいたところであります。この中にありますように、行政区の現状から課題、さらに示す方向性、さらには国、県に要望する事項について、それぞれワークショップ形式で何回となくやらせていただいて、さらにはもっと多くの方々にということで、泊まりがけでそれぞれの行政区で、17の行政区に取り組んでいただいたところでございます。

さらに、今ご質問のあった除染のほう、仮々置き場も、それぞれの場所としては水田、平らなところで道路が入っていてというような条件があるようですから、やっていくと、

水田1,200ヘクタールありますけれども、そのうちの250から300ヘクタールについては水田のところに仮々置き場が置かれるという状況もあって、その辺の地図を行政区計画の中に入れ込みながら、今後の営農再開も含めて、それぞれの行政区に考えていただきたいということもあって、行政区計画としてずっとワークショップをやりながらまとめてきたところでございます。今回の第4版の中には、行政区計画編を51ページから169ページまで盛り込ませていただいたところであります。報告会につきましては今月末に、最終的にそれぞれ行政区ごとにまとめて整理して、このような形で報告をさせてもらったところでありますけれども、今後はこの計画、前にもご説明しましたように、4月から行政区の懇談会を20行政区をやらせていただいて、そして6月議会に、それぞれ4月、5月と行政区懇談会をやらせていただいて、第4版、さきの特別委員会で大筋これを使って説明して、よろしいでしょうかということで、ほぼ了解を得たものだというふうに理解しておりますので、これをご指摘のあったところを直しながら提示をして、4月、5月の懇談会をやって、ご意見をいただいて、6月の議会の特別委員会に再度提示をしてご説明をして、最終的に6月の議会で成案とさせていただければと思います。

7月から国、県要望が始まりますので、それぞれの行政区からいただいた国、県に対する要望も生かしながら、さらに農地再生の部分、さらに復旧・復興の基金の、村長が常々言っている5億円のうちの2億円、今回基金として当初予算に上げさせていただきましたので、その辺の要望も27年度の国、県要望に間に合うような形で6月の議会で承認をいただいて、そして成案とさせていただきたいというスケジュールで現在動いているところでございます。よろしくお願ひいたします。

委員（佐藤八郎君） きのう、お通夜という不幸な場ではありましたけれども、深谷地区のある部分の相当の人たちが集まった機会だったので、深谷における拠点の云々という話が第4版を中心になってくるのかなという話がありまして、ほとんどの方が寝耳に水で、いつのまにそんなこと、区長か部落の役員が言っているのか、誰がそんなことを決めて要望したんだという話もありまして、別に第4版のことでテレビ放送したわけではないですけれども、結果としてはそういうふうに聞き取っている村民がおられる中での報告会、意見交換会なりになっているんだということは十分踏まえてやるべきだと思うんですけども、その点についてはどういうふうに考えますか。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりであります、まだあくまで計画案でございますので、これから地区の皆さん方、行政区の皆さん方に丁寧に説明をさせていただいて、何とかご理解をいただいて、復興の一つのシンボルとしてやっていきたいなど、このように思っているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 全村見回り隊の活動について、資料を出していただきましたので、隊員の安全確保の部分と、あとはパトロールの効果的なやり方について、どういう課題がある、どういうふうに理想的な安全対策なりパトロールをやっていこうとしているのか、伺います。

住民課長（濱名光男君） 見守り隊の安全確保の部分でありますけれども、まず夜間パトロールとか、深夜もあります、それから冬期間、そういう部分で心配されるのが、まず交通

事故であります。それから、パトロール中における事故としては蜂に刺されるとか、そういう部分での危険性、それから夜間でありますと暗い中でつまずいたりということだけが、そういう部分が考えられますので、そういう部分について、ある程度定期的に指導を行ったり講習を受けていただいたりというふうな形をとっております。

それから、パトロールの課題でありますと、一応こういう見回り方をしますよ、こういう勤務をしますよということで、隊員一人一人に対して業務内容というか注意等を配付しております。それから、隊長会議も開いて、その辺の周知徹底などをお願いしておりますが、なかなか指導どおりいかない部分があります。基本はやっぱり見回る、異常がないかどうか確認をするというのが基本でありますので、その辺が一部徹底されていない部分があります。これらについては再三指導しているところであります。23年から始まって、3年間が終わろうとしております。当初からすれば大分よくはなってきていると思っております。今後も機会あるたび、また指摘あるたび、きちっとした隊員としての自覚を持って、仕事としてきちっと意識をしてパトロールできるように指導してまいりたい、そのように思っております。

委員（佐藤八郎君） 住民課長ですから、健康福祉課でなくても、放射線量についての安全性については何ら今の中では発言なかったんですけども、あなた自身は何も心配ないですか、そういう意味では。

あとは、さらに見回り隊の隊長さんには雇用しないというふうに言う権利まで持たせているのか、あとは1日1回各家を回ればいいというふうになっているのかとか、さまざま今まで2年の中で出された課題は、どういうふうに整理、まとめられて、さらには今後、この1年で相当の数の除染労働者が入ってくる、どういう状況になった中での見守りになるかという想定をした対策会議なり、そういう意思統一是、いつされるんでしょうか。

住民課長（濱名光男君） まず、放射線管理の部分でありますが、これについては原則に基づいて全員講習を受けていただいたところであります。一昨年、受けていただいている。また、線量計を隊員全員に配付して、線量をはかって、月ごとにきちんと集計をして、隊員個人個人の推移も確認しているところであります。それから、特に被ばく線量の多かった方、上位10名について、個別に事情なり、何か特別の状況があったかどうか、その辺も確認して、線量管理、放射線管理の部分については意を用いているところであります。

それから、雇用権、雇用の部分でありますが、発足当時は急な隊員確保ということで行政区長さんにお願いをして隊員確保の協力をいただいたと。そういう面で、雇用権という部分をある程度区長さん等の意見を重視してきた経過があります。25年度においては、隊員の資質、勤務状況、そういうところを勘案しまして、既得権での雇用でないという形で、村が主導という形で。ただ、隊長さんなり区長さんの意見を聞きながら採用を決定しているという状況であります。それから、欠員等の採用の部分については、一応区長さんの推薦をつけて、それで雇用申し込みをしていただいて、こちらで判定していると。その中で一部については、区長さんは適当という判断をしても、村でいろいろ犯歴

等の情報も持っておりますので、そういう部分で村のほうで適当でないということで採用しなかった、そういう部分もあります。

それから、見回りの回数等であります、これについては、特に長泥、線量が高いところですね、こういう部分については時間も少なくしております、パトロール時間も少ないということで、そういう部分については最低1日1回は回っていただければ大丈夫だという確認をしているところであります。それから、悪天候の場合についても無理をしないという形で、警報等が出ている出でていないにかかわらず、天候の状況を見て安全確保なりそういう部分でやっていただいていると。

あと、除染隊員がふえて状況が変わる部分についての対応であります、除染の部分については時間が限られておりますので、その中で体制を見直して深夜勤務を外したわけでありますけれども、除染されている時間帯のパトロールについては、これまでどおり対応できるものと思っています。それから、隊長会議の中でも、除染監視というか目を光らせるというか、監視まではいきませんけれども見ているという状況をつくって、事故なり事件防止に、抑止に努める。それから、家の周り、家の外に置いてあるもの、それから部屋等に置いてあるもの、そういう部分の破損とか盗難、紛失とか、そういうものがいかどうか、その辺についても注意して見ていただくような指導をしているところであります。以上です。

委員（佐藤八郎君） いろいろな方が見守り隊に入っていて、いろいろな声を聞くんですけれども、泊まっていても通勤したようにしてガソリンをいただいた方も数多くいるとか、そういうことが今後監査なりなんなりが入ったときに問題にならないのか。実態がきちんと……、あるのかないのかもわかりませんけれども、そういうふうに言う方が何人もおられるので、どうも1人、2人ではないと。夜中に明けて若干家で寝て帰る、それはともかく、そうでない方も、ここ1年ぐらいは改善されているのかどうかわかりませんけれども、非常にそういう声がずっと流れています、今もそういうふうに言う人がいるんです。だから、私は言った人と泊まっている人がどうのこうのとは言いたくないですけれども、現実に原理原則があるわけですから、それに従ってどういうふうに、きちんとしていかないと、後で国、公費、国費での緊急雇用事業での監査が入った場合に、内部的に告発いろいろされたときに問題とはなりますよね。ところが、今の段階で事務局長というか峯夫さんに聞くと、そういう実態はないみたいなことを言っていますけれども、ないのに何でわざわざみんなが言い合いをするというのが不思議なんですけれども、そういうものはどうなんでしょうか。もうそういうことはなくなっているんでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 隊員の要件としては、避難をして、通勤で勤務をするという条件であります。ご指摘いただいたように、前からかなりうわさはあります。確認できない部分もありますけれども、つい最近、月初めだったかと思いますけれども、匿名でお手紙をいただいております。その内容は、特定の人ですね、きっと名前を挙げて、この人は、この人とこの人とこの人、避難していなくて自宅から通っていると、そういうお手紙をいただいておりますので、そういう情報があったものについては、きっと本人なり隊長さんに確認をしながら採用決定をしていきたいと思っています。

それから、通勤手当をもらっているわけですので、それらの実費ということで、現実に通った部分でありますので、それを泊まつていながら受けているということであれば不正受給になりますので、それは明らかになった場合には返還等をお願いするような予定でいるところであります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 今まででは不正受給で返還という部分は、この間は1件もなかったんでしょうか。

住民課長（濱名光男君） きちっと確認できた部分がありませんので返還のお話はしておりますので、今のところはございません。

委員（佐藤八郎君） 見回り隊によるものでなくてセキュリティーによる監視活動については、その後どのような普及なり、今年の部分ではどういうふうに進めようとしているのか。前田地区は全戸、強制ではないんでしょうけれども、全戸加入して、完全にセキュリティー化するんだというふうになってやっているようですけれども、その辺はどういうふうに。

住民課長（濱名光男君） 一昨年、前田地区を中心に侵入事件がありました。それで、前田地区的区長さんが地区の方にお話ををして、ホームセキュリティーに入っていないところはみんなで入りましょうという話があつて、前田の入っていなかつた方については加入了という状況があります。26年度において深夜のパトロールを外すという部分では、やっぱりこういうホームセキュリティーのさらなる普及が必要ではないかと考えております。4月の区長会等を通じてその辺を周知して、募集をしていきたい。24年度、25年度も引き続き募集はしておりますけれども、もう少しPRが足りないという部分がありますので、しっかり周知をして加入申し込みの拡大を図っていきたい、そのように考えております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 5回ほどアンケートというか住民の意向調査がやられたという中で、寄せられた意見を踏まえて今後の施策につなげるんだと。つなげる予算がこれだというふうになりますけれども、この提案理由で言っている戻れない人、戻らない人に対しての支援措置なりなんなり、どこに、どういうふうに予算で施策に生かしているのか見えないんですけども。例えば免除措置にしろ何にしろ、ある程度の予算措置が出てもおかしくないと個人的にも考えるんですけども。戻らないと決めていない人にもどういうふうなことで。

あとは、放射線量の低下と除染効果の状況について、判断する上で70%以上の方がこの部分を問題視しているわけですけれども、これについても、除染の効果状況は、やつたら2分の1に減ったとか云々とありますけれども、飯館村全体の中での放射性物質の現在の、どこに、どれだけの物質が存在しているのかというものが全体には見えない。環境省なりなんなり、全村、山の中も含めて、調査はしておられると思うんですけども、空から航空で調べたものは出されておるんでしょうけれども、その辺が非常に村民は判断する上での不安な材料になっているのではないかと思うんですけども。やっぱり高いところは高い、あるものはある。雪があって、0.8が飯館村の基準だなんていうことだけが毎日報道で流れている現実にあっては、とても心配が、この数字に示されてい

るようになってくるのではないかと思うんですけれども。提案理由で申しているようなことで、「今後の施策につなげてまいりたい」と。これ、どこをどういうふうにつながっているように村民が理解すればいいのか。

総務課長（中井田 榮君） まず、前段のアンケートなりそれぞれ村民の声を当初予算にどういうふうに生かしているのかというところでありますけれども、前に第4版でご説明をさせていただきましたけれども、村民一人一人の支援策につきましては、それぞれ出された課題を項目別に整理をさせていただいて、それぞれ導入を図る政策案について整理をさせていただいたところであります。この中には、戻る人、戻れない人、あと帰れない人、いろいろいるわけでいらっしゃいますけれども、すぐさま26年度の当初予算に上げるというのではなくて、これから国、県に対して要望していく内容、さらにはこれから対策を検討しながら事業化していく内容、それぞれございますので、これをもとに、今までのことも踏まえながら、さらに26年度の事業化も含めながら予算措置をしていくというふうな考え方をご理解していただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 中井田課長言うとおりで、第4次に生かすもの、本年度予算に生かすものの、今後国に要望して皆さんそのための施策にするもの、いろいろあるというのは当たり前の話ですけれども。しかしながら、戻らないと決めている人が3割、そういう明らかに、5回もとつて、ずっと総合して見ても、こういう数字になっている。戻らない人のためにはどんな施策が必要なんだと。土地を求める、家を求める、そこでの生業を支援する。何が、どこに生かされていますか。

総務課長（中井田 榮君） ここに支援策、それぞれ職員からも100項目適度出していただきて、さらにはワークショップ、アンケート等で出された課題を整理して、今回の第4版に上げさせていただいたわけでありますけれども、この支援策の中には、もう既にやられているところは黒四角の中で整理をして、それぞれ戻る人、戻らない人の施策は現在もやっております。それは予算化をしてですね。WBCにしてもしかりでありますけれども。既にやっている内容と、あとさらには、これから国、県に要望しながら組み立てていく事業とありますよというふうな内容でございます。

では、戻らない人には具体的に何をやっているのかという話でありますけれども、この支援策の中にもありますように、仮設に入っていらっしゃる方、さらには借り上げに入っている方、割合にすれば7、3くらいの割合で借り上げ住宅に入っている割合が多いわけでありますけれども、施策としては、ここにありますように借り上げ住宅の家賃の補助です。村長は常々お答えしていますけれども、とにかく帰村となって、すぐさま家賃補助を切られたのでは困るので、段階的に減らしながらやってはどうかというところもワークショップやアンケートの中でも出てきていますし、その辺を今まで要望していますし、これからも要望しながら、その辺の事業化も含めながら、国、県要望も含めながら、26年度やってまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 課長、家賃云々、審議しているから、一人の国民としての権利を取り戻して人間としての生活を支援することになるというふうに思っているのであれば、あなたは加害者の立場に立っていると言われてもやむを得ない事態ですよ。私たちは、

好きで避難者になったわけではないし被害を受けたわけでもございませんから、そういう意味からすれば、人として自立していきたいという村民のために、3割とはいえ、その方々に支援できるものは何なのか。土地を求める人にはどういう支援策があるのか。家を建てたい人にはどういう支援策があるのか。そこで生業したい、学校やいろいろ、子供、塾に歩かせ、今度の子供スクールもそうですけれども、せっかく福島市で子育て支援、いろいろ施策を講じているのに、それに半分もいる福島市の中で村が積極的にそこに行って、子供とお母さんが一緒に過ごすように施策を余り講じもしないのに、本気に自分たちで施設を建てたいなどということを言っていること自体、非常に……。国の言うことを聞いてやれば国から予算が来るからの姿勢のみなのかというふうに疑いたくなるんですけれども。

副村長（門馬伸市君）　村でできるものと国、県にお願いするといいますか、やっていただくことと、賠償でやっていただすこと、これはそれぞれ交通整理しなければならないと思います。今のご質問は、多分、移住を決めた方の土地あるいは住宅の確保ですね。これは多分賠償の部分に入ると思いますが、今、最後の詰めをやっているんです。それぞれ自治体の意見も聞きながら、移住を希望された方への賠償ですね。土地の購入、それから住宅。全額というわけにはいかないようですが、ある程度の賠償の中で、そういう希望している方については、これから請求というふうになると思いますが、もう少しでその辺の結論が出ると思います。それが決定した際には、周知をすることはもちろんですけれども、それに付随した、その後の税の対策であるとか、その辺も含めて総合的に移住を希望された方の対応は今後示されるのではないかなど。村では、今総務課長が話したような、ある程度財政的に、戻らないと決めた人への支援というのは限られてくるのかなと思います。ですから、賠償でやってもらうものと国、県でやるもの、あと村でやるもの、その辺をきっちりと整理をして、今後の対応に当たっていくのかなと、こんなふうに思っています。

それともう一つ、よく話があるんですが、村から離れた人の固定資産税という話、よく懇談会などでも要望があるんですが、村に固定資産がある以上は、今は減免になっているからですけれども、減免が切れたときに特別に村を離れた人への減免というのは今の法的な根拠の中では難しいんです。いろいろ話もあります。いないんだから、税金取ってもらっては困るという話なんですが。それは今の制度の中ではなかなか難しいという話はさせていただいておりますが、また今後、今の賠償との絡みで、国の固定資産税の法の中で、特例としてですよ、できるかどうかというのは全く私もわかりませんが、現在は要望があっても、減免という話にはならないのかなと、こんなふうに思っています。

委員（佐藤八郎君）　今、副村長から、戻らないとした人には限られたことしか支援はないという。限られたことの支援とは何ぞや。さらには、そういう方が土地購入とか取得をした場合の免税措置なりなんなり、村民が要望しているものがあるならば、村として国に要求していくのが行政として当然ではないかと思うんですけれども。前に150何人以上云々の話がありましたけれども、現時点どういうふうになっているかわかりませんけれ

ども、そういう考え方には立てないんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全く加害者は国であり東京電力であり、我々は何の、よく言われるよう
に、何があったわけでもなくて避難生活をさせられているわけでありますから、あらゆ
る要求はしていきたいと思っています。ただ、ご存じのように、この避難生活の中でそ
れぞれ、いろいろな自分の考えなりいろいろなことから、それぞれの生活の道を選ぶわ
けでありますから、そのときにどういう支援ができるかということであります。一生懸
命、今皆さん方にも声を聞いていただいていますし、職員も考えています。ただ、村の
財政を考えれば、少なくとも6,000人でさえも大変な村を何とかみんなで力を合わせてや
ってきたわけでありますから、そこが少なくなるということになれば、おのずとできる
ことは限られてくる。でもやっぱり、今まで頑張ってきていただいた村民であり子供で
ありますから、精いっぱいのことはやらせていただきたいと思っています。多分どちら
かというと、これからでありますけれども、村民に対する健康のところ、それからコミ
ュニティーのところ、あるいは子供の教育のところ、いつまでもというわけにはいかな
いかもしれませんけれども、当面はやはり飯館村の村民であり子供だというところで意
を用いていかなければならぬのではないかと、このように思っているということであ
ります。以上であります。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 噫飯のため休憩いたします。再開は13時10分といたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時07分）

健康福祉課長（藤井一彦君） 先ほどのご質問で、あづま脳神経外科のほうにいいたてクリニックでやっていたような診療所、村の方のための診療日を設けて診療していただいているとい
うことなんですが、それぞれ医療環境という意味では、避難をして、通いやすい
ところに皆さん通っていただいているということですが、やはりクリニックにずっと通
っていた方は、やっぱりこの先生にも見ていただきたいということもございまして、今
患者バス等を回して、秀公会のほうにもやっていただいているわけですけれども、先ほ
どどのくらいの人数かというおたたしがございました。うちのほうで患者バスを回して
おりますので、その人数から推計いたしますと、今年度は4月から1月末までの時点で
約1,200人ほどの方が病院に行かれているという実態であります。以上です。

副委員長（高野孝一君） 私は、説明資料の55ページ、公民館建てかえ事業についてお伺いい
たします。飯館村公民館建てかえについては、村民のコミュニティーを維持するための
拠点であるとともに帰村後の村民の交流、地域の文化を担う重要な施設であります。村
長の提案理由の中にも、飯館村復興のシンボルとなるような施設にしたいと述べてお
ります。

初めに、現在、公民館の取り壊し状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

教育課長（愛澤伸一君） 公民館の解体工事の状況でございますけれども、昨年の10月に発注

いたしました。その後、補正予算の中でもお願いをいたしましたけれども、アスベストが見つかりまして、工事が長引いております。繰り越ししまして、4月の末日ぐらいには解体終了という予定で現在進んでいるところでございます。

副委員長（高野孝一君） 次に、建てかえに当たっての財源の内訳についてお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 財源につきましては交付金を使うようにしております、全体で8億6,600万円、そのうち交付金対象が上限で4億3,500万円でございます。交付額が3億2,700万円で、特別交付税がそのうち9,600万円、あと起債が3億5,600万円ということで、村単費が8,600万円という形で現在財源を考えているところでございます。

副委員長（高野孝一君） 次に、今回の基本設計に対してプロポーザル協議を行ったわけあります、それについて何点かお伺いいたします。

村の指名委員会で5者を選定したようありますけれども、業者名をお伺いいたします。

○ 教育課長（愛澤伸一君） 今回の公民館建てかえ工事に関係しまして実施いたしましたプロポーザル協議に参加しました業者名は、株式会社清水公夫研究所、有限会社鈴木設計、この2者が県内業者でございます。それから、株式会社東畑建築事務所、株式会社共同建築設計事務所、株式会社久慈設計、以上3者、県外業者ということで、5者によるプロポーザルということで実施いたしました。

副委員長（高野孝一君） 現地説明会を行ったという記載もありますけれども、公募に当たつての村としての基本的な構想は、どのように公表したのでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 仮称ということで飯館村交流センター、農水省関係の復興交付金を使うものですから「公民館」という名称を使えないということで、飯館村交流センターという名前で現在作業を進めているところでございますが、内部で協議をし、社会教育委員の皆様、スポーツ推進委員の皆様、文化協会の会長さん、その他こちらの施設を利用される住民の方ともご相談をしながら、飯館村交流センター整備基本構想を昨年11月末に取りまとめたところでございます。

○ 副委員長（高野孝一君） 大きな概要を説明願います。

教育課長（愛澤伸一君） 新しい公民館ですね、基本理念を「集う、学ぶ、支える、人と人が出会い交流する場」というふうに位置づけをいたしまして、それぞれに、「集う」というキーワードに対しては、村民集会の場であったり、生産・営農団体等の討論、講習会発表の場とすること、「学ぶ」というキーワードの中では、生涯学習の場であったり産業振興支援の場、情報提供の場、こういう機能を持たせたい。そから、「支える」という部分では、子供の教育支援、それから健康管理支援、あとは1次避難、こういった機能を持たせた多目的な施設にしたいということで構想を取りまとめてございます。

副委員長（高野孝一君） 5者に指名をして技術提案が4者より提出されたという報告ですが、辞退された業者名についてお伺いいたします。

教育課長（愛澤伸一君） 残念ながら今回ご指名をさせていただきましたが辞退をされた会社は、有限会社鈴木設計でございます。

副委員長（高野孝一君） 第1回の審査会における審査項目の概要についてお伺いいたします。

教育課長（愛澤伸一君） 審査に当たりましては、限られた時間あるいは限られた資料の中で

効率的に村が求める、この基本構想に沿った、より近い提案をいただいた業者を決定するということで、審査項目といいますか評価項目を10点ほど設けまして、これについて優劣をつけていただきて、評点の一番高かった業者に決定する、そういう評価の仕組みを決めていただきました。

評価の項目でございますが、地域や建設予定地の特性、敷地の環境特性を適切に理解しているか。2番目は、要求された空間が満たされている配置計画となっているか。3番目が、村の復興・再生を感じさせるデザインであるか。4番目が、村内の交流拠点施設、コミュニティーに配慮した計画であるか。5番目が、地域木材等の活用計画が見られるか。6番目が、通風計画、断熱性能を高める工夫が提案されているか。7番目が、災害時の避難所として活用するなど安全・防災への提案がなされているか。8番目が、管理運営のしやすさを説明しているか。9番目は、メンテナンスやアフターケアなどを考慮しているか。10番目が、コスト縮減の具体的な提案がなされているか。こういった評価項目の中で審査委員の皆様がそれぞれ評点をつけていただきて、合計点数の一番高かった計画を当選案としてご報告をいただいているところでございます。

副委員長（高野孝一君） ただいまの評価項目に加えてということでヒアリングも行っているようですが、評点の一番高かった業者というのは何点だったでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 内部資料になりますけれども、今回当選しました業者さんの得点は102点でございます。

副委員長（高野孝一君） ということは、何点満点だったんですか。

教育課長（愛澤伸一君） 評価の仕方といたしましては、各項目ごとに3点、2点、1点ということで、それぞれ10項目について評価をするということでございましたので、10項目全部に3点がつけば、1人当たりの持ち点が30点。5人の点数を合計しますと150点満点ということになろうかと思います。

副委員長（高野孝一君） 選定業者はどこになったんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 審査会から当選者としてご報告をいただきました会社は、株式会社久慈設計東京支社でございます。

副委員長（高野孝一君） 株式会社久慈設計東京支社が選定されたということで、今後、基本設計の随契になるようありますけれども、今後の工程並びに提案された施設の概要についてお伺いいたします。

教育課長（愛澤伸一君） ただいま審査会のほうから事務局のほうに審査結果の報告をいただいて、現在その結果に基づきまして基本設計契約の準備中でございます。基本設計につきまして今月中に契約を結びたいと思っておりまして、繰り越し事業として26年度7月いっぱい程度で基本設計を終わらせたいと考えております。その後、8月から10月まで3カ月程度で基本設計を終え、11月から工事、本体工事を行い、完成は27年の9月末日を想定しているところでございます。

今回当選案となりました施設の概要につきましては、お手元にお配りいたしました資料の一番最後に提案書が載ってございます。「までの館～新たな歴史を歩む、村民の思いを今一度ひとつに～」というテーマで、「までのホール」と名づけられた多目的ホー

ル、ロビー、大研修室、視聴覚室などが設けられております。建築現場は、ただいま取り壊しを行っている現在の公民館の跡地に予定されております。以上でございます。

副委員長（高野孝一君） 従前の公民館の面積と今回の面積は、この表によると、交流センター1,373平米、チップボイラー室含めて1,471.6平米となっておりますけれども、既存の公民館と比べて規模的にはどのようになっているでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 現在の公民館が1,378平方メートルということで、今回のご提案をもとに、これから基本設計の中で若干建物の増減はあるものと想定しております。当初の計画では、新しい交流センターの面積は1,500平米と予定しておりますので、仕上がりは1,500平米前後になるものと想定してございます。

副委員長（高野孝一君） 先ほど拝見しましたが、地域産木材を活用した施設ということありますけれども、これは村内産を使うという構想でよろしいでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 大変申しわけございませんが、まだ基本設計に入っておりませんで、ここまで決定したわけではありません。いろいろ細かい部分も含めて今後基本設計を進めていく中で、前もご相談させていただいた社会教育委員の皆様でありますとか、広く村民の皆様にもお諮りしながら進めてまいりたいと思っております。

副委員長（高野孝一君） 最後に、私も飯館村広いという中にあっては、平屋づくりで、さらに日当たりのよいという部分を思っています。大変立派な写真だな、計画だなというふうに感じております。現在、国、県、村内外においても、入札が不調になっているような傾向が見られます。ぜひとも、そのような状況にならないように、そして工期が来年の10月には新しいセンターが竣工できるように願いまして、公民館については終わらせていただきます。

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

委員（佐藤長平君） 5ページ、一般行政に係る経費の中の原発被災市町村長連絡協議会負担金、額は少ないのでありますが、私の記憶によると、この協議会の会長だった井戸川さんが町長をやめた時点で解散したかのようなファクスが各市町村に送られたという話を聞いておりました。これがどうなっているのか、まず伺いたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 確認させていただきます。

委員（佐藤長平君） 続いて、10ページの復興計画の5版について伺うものであります。過般の一般質問で、この5版の中に雇用の確保とか、もろもろの細かい計画案を示すということで、先ほどの答弁からすると6月議会まではという答弁がございました。その点に立って伺うものであります。この5版では、そのもろもろの雇用対策や商業インフラ等々について、どのような範囲で、どのような項目でこれをなし遂げていこうとしているのか、この際、伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） 6月までと先ほどお答えしましたのは、第4版、現在取りまとめ中の第4版を4月、5月と村民の声を聞かせていただいて、そして今回ご了解していただきましたこの第4版を懇談会をやって、そしてそれをまとめて6月議会に第4版の内容を提案させていただいて、それを成案とさせていただければということでの第4版でございます。

ご質問の第5版の内容でありますけれども、第4版の特別委員会の中でもご説明させていただきましたけれども、課題としては、大きな2番目として、避難環境の改善と帰村環境の整備ということで、公民館初め公共施設のこれから具体的な方針、さらには学校の再開も含めて施設のあり方について協議をさせていただくというのが1点。あと、今ほどご質問のあったように、具体的に雇用を、1つだけ会社をつくって、さらには雇用を考えてというのではなくて、多種多様なものをつくらないと多くの若者は帰ってこないのではないかというご質問もありまして、その辺も含めて、第5版につきましては、これからの雇用対策も含めて第5版の課題とさせていただいて、今後協議をさせていただければと考えております。

委員（佐藤長平君） 第5版と連動するのかなというのが36ページの営農再開検討事業であります。5部会、1部会当たり10万円、これは連動するんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 営農再開につきましては、ワークショップ、さらにはアンケート等でご意見をいただいております。各課からヒアリングした際も、これから営農再開をするに当たって、それぞれ農協の部会にしても各種団体にしても、ある程度今までやつてきた実施団体をもとにしながら協議をしないと前には進まないのではないかという事業の推進の話も出まして、今回の予算に上げておりますのは農協の部会、それぞれの部会がありましたけれども、これから花にこだわったということで第4版につきましては復興計画を策定しているところでありますけれども、花以外のものも含めて、農協の部会も含めて、これから検討していく予算として今回50万円を計上させていただいたところでございます。

委員（佐藤長平君） 今の答弁ですと、私ども林業にちょっと入れ込んでいるものですから、5部会、それから1部会10万円では足りないのではないかと思うのでありますが、いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 36ページの補助金のほうの営農再開に向けた検討会による交付金、説明資料の50万円の議論なのかなと思っております。それで、佐藤委員からの5部会、10万円というのが、こちらの予算概要の3ページ、ここの62番、営農再開検討事業交付金、新規で50万円、10万円掛ける5部会という部分のお話なのかと思っております。大変申しわけございません、予算概要のほうで10万円の5部会ということで上げておったのですが、この営農再開については除染後の農地の考え方をどうしていこうかというような検討会という部分でありますて、今のところ二枚橋須萱、臼石、あと今年農地除染が進みます関根松塚、あと大久保外内、前田八和木、あと一部ではありますが向押、小宮、長泥も含めた部分の農地除染後の営農再開の部分を協議するという部分での交付金という活用でございますので、大変資料のほうが部会という名前を使って紛らわしい部分がありましたが、一応考え方としてはそのような形で進めることでござりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上であります。

委員（佐藤長平君） そうすると、総務課長答弁の今言った内容は、どこでやるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど総務課長から説明ありましたが、今のところの考え方としては、花卉とか、それぞれの地域でやっていたものも含めての営農再開に向けての話

ということになろうかと思います。ただ、すぐさま作付できるという部分でもなく、また営農する方々の考え方とか、あと地域での土地利用の考え方もあるということで、とりあえず地区の方々、区長さん初め役員、あとは農家の方、集落営農をやっていた方々、個人でやっていた方々、いろいろいるかと思いますので、その方々を含めて協議をさせていただきたいと思っております。以上であります。

委員（佐藤長平君） そうすると、復興計画とそれはどういうふうに連動して組み立てていこうとしているんですか。

総務課長（中井田 榮君） 復興計画の中では、第4版の重点5で示しておりますように、営農再開につきましては、これからそれぞれの農協の部会と、さらにはこれからの行政区ごとの話し合いによって、これから営農再開がされるものだと考えております。とにかく除染をしたところから営農再開をしていくという考えをしていかないと、心が折れるというんですか、除染をして、さらに草を生やすというわけにはいきませんので、とにかく大きな計画を立てるというのではなくて、除染をしたところから土地利用を進めるという形をとっていかないといけないのかなというふうに考えているところであります。そういう意味では、先ほど担当課長からお話ししましたように、そちらの話し合いも、さらに農協の話し合いも含めて、除染したところから農地の保全管理、さらには営農再開に向けて進めていくという形をとっていきたいと考えております。

委員（佐藤長平君） けさ、テレビを見て感じたんですが、原発災害に遭ったところは、ほとんど人が戻らない。そういう意味では、今日本全国で捉えられている限界集落、それから高齢化社会、これを先取りした形でこの復旧計画がされなければならないということなんです。そういった意味で、我々は今一つの答えとして除染の終わったところからという話を聞きました。でも、全体的に切り込んでいくという可能性があるところは大体わかっているんですよね。今言われた花、あるいは商工会のほうはどうするんだ、そういうところを第5版に位置づけるためにも、早い段階で組織化なり部会なりを立ち上げていく作業が今我々に課せられた課題ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全くそのとおりだと思います。とりあえず26年度、除染をして、できるだけ早く帰る、そして一部、田んぼ、畑のほうが除染が終わっている、こういうことがありますので、一つは、もともと農協などを中心にあった営農組織といいますか、各生産部会をどういうふうにするか。そしてもう一つは、大きな組織である、それぞれ商工会であったり森林組合であったり、あるいはまた他の別の組織だったり、そういうものを、動くのか動かないのか声かけをしながらやっていかなければならない、このように思っています。それで、今回、二十幾つの生産部会という話もあつたんですが、一気にそれはできないので、とりあえず「これは」と思う5つぐらいをという話をしているところであります。さらに、商工会にももう何回も声かけをしているところであります。これから森林組合のほうも全く同じだろうと思いますが。

そこで、組織づくりということありますけれども、村全体としてどういうふうにしていくかという代表者会議、あるいは代表にかわるような話というのは当然必要になって

くるだろうと思っています。会議の中でそういうものをつくらせていただいて、これから視察に行くとか見るとか、そういうものは随時、定例議会以外にも時々、こういうときですから臨時議会がありますので、本来は当初予算に上げればよかったのかもしれませんけれども、この前、一般質問の中でもそういうお話をいただきましたので、できるだけ臨機応変に前を向いていくためには、その都度、その都度、予算をお願いしていきたい、事業を組み立てていきたい、このように思っているということでございます。

委員（佐藤長平君） 私もいろいろ考えて、復興計画について、今の除染、飯館村は国直轄の除染、1回限り、言われています。やったところについてはフォローアップ除染をしますというところまで来ました。今、山林除染については全く触れられない。あるいは、やらないというような声も聞いております。そこで、間もなく山林の土地と林産物についての賠償がありますので、賠償が請求できる時点で村の公有林、それから村民が持っている民有林については、直轄除染以外の市町村と同じように自治体除染に切りかえて、そしてこれを東電に請求するという方法はできないでしょうか。（ ）

村長（菅野典雄君） 今のところ、国として責任を持ってほしい、こういう形で皆さん方にも何回もお話をしてきたかもしれませんけれども、できるだけ、国がこんな事業、こんな事業というふうになりますと、そこにまた我々の思いとのミスマッチができますから、森林の除染、あるいは森林の再生基金という形で長期にわたって出していただけませんかという話。今おっしゃったように、一方では、やらないのではないかという声もありますが、一方では、そのうち出てくるのではないかという声もあります。どのような形になってくるかはわかりませんが、まずそこに全勢力を私たちは向けていきたいし、それなりの人に声をかけていかなければならぬのではないか。今年の重要な我々の要望活動だなというふうに思っています。ただ、その結果、あるいはその途中過程で、どうも難しいということになれば、今のような形で東京電力との詰めもしていかなければならぬということではないかなという気がします。今、大雪で潰れた家が200近くある、家といいますか小屋といいますか、それを人がいれば潰れなかつた可能性は十分あるわけですので、これは全体の国からの賠償などというわけにはいかないでしょうから、それは東京電力の責任ですよという話は今言っていて、そこをどういうふうにしていくかということあります。（ ）

ですから、今おっしゃったようなことも可能性としては当然あるだろうと思いますが、とりあえずは国の責任でやるのが当然であろうということを考えていきたいと思いますが、その辺の見きわめ、非常に難しいとは思いますが、一つのこれからの方策ということで頭に入れさせていただきたいと思っております。

委員（佐藤長平君） 我々は、国直轄除染の中では問題点が出ました。数値目標を出さない除染、非常に原始的な土木工法による、しかも線量を減らすという目標を持たない除染をやられています。むしろ、この辺は早急に国なり東電と詰めて、やらなければ我々の中で、自治体が責任を持って、公有林と民有林については責任を持つ、そして目標を掲げた、今までできなかつたことを自治体による除染として、我々はそろそろ考える必要があるのではないかと思っています。たまたま、間もなく山林の賠償が出ますので、その

辺が一つのころ合いかなと思っています。私どもも国の方に要求に行った際、除染と賠償は一緒だよという要求を東電にも国にも言ってきました。ですから、この賠償のときまでに除染が国で責任を持ってやるということが出なければ、これを逆手にとって、我々が抗争をかけていかなければならないのではないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今までずっと言ってきたことがありますので、それなりに、ここ一、二カ月ぐらいにそれなりの人に会うことも考えておりますので、その辺で国の腹などを探りながら、いろいろなことを考えていきたいと思っています。以上であります。

委員（佐藤長平君） 先ほど少ない人しか戻らないという中で、けさテレビを見ていましたら、広島県にコンビニを利用した宅配制度、コンビニを入れて、なおかつ自治体の宅配サービスを入れて、なおかつ宅配サービスをするマンパワーの方に住民の安否確認などもするという、コンビニと自治体のコラボ制度なんですが、そんなことをやっているんだそうです。これは関西のほうなんですが、ローソン、セブンイレブン、ファミリーマート、それぞれやっている実績があるようなんですが、これから村に帰って復興計画の中では、こういうことも既に進められておりますので、計画で考えていってはいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） もうコンビニの生き残りとして、都会は宅配を始めています。ですから、宅配について、そう抵抗があるわけではないだろうと思いますが、そこは都会と田舎のコンビニとの兼ね合いだろうなと思います。ですから、老人世帯、あるいはひとり暮らし世帯とか、いろいろなことが考えられますので、宅配事業というのは当然考えていかなければなりません。それをコンビニに頼むのか、あるいは何か村民の方がしゃべりながら、あるいは心を癒やしながらができるのか、当然いろいろの方法が考えられると思いますので、場合によってコンビニのときには、もし可能だとすれば、多分、はいわかりましたとはすぐは言わないでしょうから、そこはある程度のリスクを村のほうが受け持つと、そういうことも考えていくということも可能性としてはあるのではないかと、今のお話を聞かせていただいて考えたところであります。以上でございます。

委員（佐藤長平君） 広島県の神石高原町かな、大分田舎の事例をけさテレビで拝見したところであります。

続いて、復興計画の中で、道路整備というもの、インフラ整備は欠かせません。42ページの道路整備の改良に関する経費の中で、測量設計がございます。これは、着工をいつにしようとしているのか。あとは、先般12月議会で質問しました、その他課題となっているところの道路改良、補修については、いつの時期に測量設計費をかけるのか、目標について伺うものであります。

復興対策課長（中川喜昭君） 道路改良関係でございます。26年度には、ごらんの部分、佐須久保田線、あとは関沢白石線のオーバーレイの測量設計、あとは佐須大倉、あとは小滝大倉、大火比曾線、岩部線、これらの路線については、震災のときに陥没したとか路肩が崩れたということで、仮復旧してきた路線でございまして、今回、本復旧に向けた測量設計をさせていただくということの予算計上でございます。それで、実施時期であり

ますが、前、佐藤委員が一般質問の中で、その他の路線と含めてという部分での話がございました。実施時期という部分では、今のところ国の何か支援策がないとなかなか単独では難しいかなということでありまして、今現在、国のはうの支援事業でこれらの本復旧。あと、25年度では、通行止めをしている、路肩が崩れて動けない、あとはそれをとってもまたおそれのある箇所があるということで、25年度についてはそれらの復旧の測量設計等もしております。あわせて、そのほか、過疎計画で、佐須豊栄とか、あと大火比曽線の全長の部分とか、いろいろ重要路線もございます。これについても、過疎債の適用もなるかと思いますが、できれば国の支援の事業の中で取り組んでいきたいということで、今それらを模索している中ということでありますので、今の段階では着工日という部分ができない状況であります。ただ、帰村に向けては必要な改修工事等となるわけでありますので、今年度いろいろ模索をさせていただきたいと思っております。以上であります。

()

委員（佐藤長平君） 今まで6,000人の村で頑張ってきたわけですが、相当人口も減るということからすれば、過疎債等々に頼るのではなく、ここは村に帰村する中で復興交付金できちっと国に面倒を見てもらうというのが私は正しいのではないかと思っています。ですから、佐須豊栄線や、今まで進めてきて中止せざるを得なかつたところについては、過疎債よりもむしろ復興交付金なり、復興加速のはうの国の補助金でインフラ整備をしていくという、その考え方方に立ったほうが私は正しいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、これから人口も減るわけでありますので、今後の交付金に対しての要求も含めて、あと今までの流れもございますので、今までの流れも踏まえて、今後国に要望してまいりたいと思います。

()

委員（佐藤長平君） 県では、中通りから浜通りに向ける、いわゆる復興再生道路をそれぞれ計画しているようであります。1つは、東北自動車道の相馬福島間、それから我々の村を走っている県道12号、あるいは114号、288号等が想定されているようであり、なおかつ復興道路として、ここ5年、10年の中で進められようとしています。それで、私どもの12号線については今月の末、トンネルの着工になるようあります。一方で、福島相馬間の東北自動車道ですが、なんか区間には阿武隈、それから阿武隈東区間というのがございまして、2つのインターチェンジができるというような内容であります。飯館村とのアクセスについてはどのように考えているのか、この際、お尋ねいたします。

村長（菅野典雄君） 相馬福島、それから山形県のはう、この道路については、あと10年ぐらいの中につながるということであります。そことのつながりの中では、インターチェンジではない入り口が2つできて、どちらにも入れるということであります。あと、主要道路であります川俣原町線は、これもまた約10年で八木沢のトンネル間ができるということでありますから、そういう意味からすると、飯館村、いろいろな意味では大変ではあるけれども、地の利はうまく利用するということができるのではないかと私は思っています。

あと、もしいろいろ考えるのであれば、どれだけ本腰を入れてくれるのかはわかりませ

んけれども、除染道路というのが先日新聞に出ました。つまり、仮定の話ですけれども、双葉のほうに持っていく場合にどういう道路が中心になるかというところであります。

そんなところで、幾つか村の道路は考えていって、今からしっかりと要望なりなんなりを出していく、あるいは村としての計画をつくっていかなければならぬのではないか、そのように思っているところであります。

委員（佐藤長平君） 質問をかえて、ちょっと戻ります。17ページ、活性化センターのエアコンであります。見守り隊に行った際、お聞きしたところであります。このエアコンが設置された年代はわかりませんけれども、灯油を熱交換によってエアコンにするという機器なんだそうであります。それで、古いものですから、そして今これに改良されたものが全くないのだそうであります。この時期だけ一定程度出ただけで、あとは出たためしがないというエアコンの機種なんだそうです。これを修理するというのは無理だという話を聞いていたんですが、この工事請負費の280万円で完全にこれを直すことができるのかどうか、この際、伺っておきます。

住民課長（濱名光男君） 活性化センターのいちばん館のエアコンの修繕でありますけれども、今おただしのとおり、灯油式のエアコンということで、今製造されていないということで部品交換等が難しい状況になっています。25年度、24年度にも修繕をしております。ただ、加速の事業等で整備するのには、修繕というか、同じものをつけるとかそういうものだと該当するということなんですが、全く新たにつけかえるということになると、そういう事業ではちょっと難しい面があるということで、今検討はしていただいておりますが、そういう状況で、ちょっと難しい状況にあります。やむなく、26年度については修繕ということで検討させていただきました。オーバーホールということで、交換できる部品なりなんなりを交換して、帰還までできるだけもたせたいというふうな内容であります。以上です。（「それで直るのかや」の声あり）

修繕の内容的には、ベルトの交換とか、クーリーとか、ベアリングとか、コンプレッサーのローターベアリングとか、そういうものの交換ということであります。業者のお話、見積もり等をいただいておりまして、何とかもつのではないかというような状況でお話をいただいております。

委員（佐藤長平君） そうすると、業者は直すことができるという判断ですか。

住民課長（濱名光男君） そのようなことで見積もりをいただいて予算計上をしております。

総務課長（中井田 榮君） 申しおわけありません。先ほどの5ページの原発事故被災市町村長連絡協議会負担金2万円でございますけれども、確認をしたところ、前の双葉町長さんが、さまざまな事情があって運営が難しくなったということもあって、自然的に解散に至ったようであります。今回この負担金につきましては、規制委員会にも上がらないこともあります。この1月の予算要求時には確認できませんでしたので、今回2万円上げておりますけれども、確認して、もし必要がないということであれば未執行とさせていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長（飯樋善二郎君） 佐藤委員、了解ですか、今の件。

委員（佐藤長平君） そうすると、村長、一般質問でもやった避難指示解除のやりくりであり

ますが、このような状況の中で原発被災市町村の情報交換というか組織的な対応というのは今後できると感じているのかどうか、伺います。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、12ぐらいの自治体がそれぞれ被災に遭い、あるいは避難生活しているわけなんですが、放射線の状況、その他なんやかんや、一時なった当時とは全く違ってきておりまして、それぞれ条件が違ってくる、環境が違ってくる、あるいは要望が違ってくるということでありますので、多分、全ての被災市町村が共同で歩調を組むというのは我々の段階ではまず無理だろうと思っています。むしろ、国なり県なりがそこをどういうふうにするかというのが本来やるべきことではないかと思います。つまり、それぞれ違ってはいるけれども共通なこともあるし、共通でなくてもやっぱり我々大変な目に遭っている自治体の気持ちをぶつけていく、そういう組織は必要だらうと思っていますので、今後、どちらかというと県のほうだらうと思います。国のほうは、何かにつけて会合はぽつらぼつらとはありますし、また別にガス抜きというわけではないんでしょうけれども、そういうのはありますし、それなりにこちらからそれぞれ3分くらいで言いたいこと、今課題になっていることを言う機会はあるんですが、その辺が県がどう段取りをしてくれるかというところで多分重要になってくるだらうと思いますので、自主的に各自治体で共通というのは多分、この3年過ぎた段階では可能性としては出でていないのではないかと思っていますので、これから県のほうに働きかけていきたいと思っております。

委員（佐藤長平君） そうすると、避難指示解除についてでありますと、この先、言い渡される川内、楢葉、そして葛尾と飯舘、この辺かなと思っているんですが、この辺の連絡体制はどういうふうにするのでしょうか。

村長（菅野典雄君） それぞれ今お話をあった自治体は多分、そう遠くなく帰れるところと、こういうことではないのかなと思っています。あのところはちょっとかかる、あるいは一部ちょっと早目に帰れる、こういうことだらうと思うんですが、若干、中間貯蔵施設とかその他の問題がありますから、そう足並みはそろえられないのではないか、こう思っています。時々会うことがありますから、その辺の話ができないことではないと思いますが、今話のあったところには飯舘村が入っている、双葉地方に飯舘村が入っている、あるいは南相馬市がいろいろな問題を抱えているという中で、どういうふうに組み立てられるか、そう簡単ではないなという気がいたします。

ただ、話し合った中で、いち早く帰れるところの課題というのはあるなというふうに思っています。それは、今考えているところは、国は除染が終わって、一部であれ、終わってインフラが整備できたらば解除の条件にする、こういう言い方をしていますが、インフラを整備するためには、では誰がするんだというと、我々がするわけですから、そして解除したときに1年で打ち切り、こういう話をしているわけですけれども、我々は、我々の一部であれなんであれ、帰ってインフラを整備したりなんだりをしていくということではないのかと。その辺が多分今の4町村なりなんなりの共通なところになるのではないかと考えているところであります。したがって、それぞれ悩みながらやっていると思いますので、もう少しその辺で共通の認識で話し合えば、あるいは国のほうなりな

んなりが若干、つまり1年でというのがもうちょっと変わってくるのではないか、あるいはこさせなければならないのではないか、そんなふうにも思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤長平君） 質問をかえます。25ページ、シルバー人材センターであります。発災前はそれなりに動いていて、効果があったのかなというふうに見ておりました。発災後、この団体はどのように機能しているのか。そしてまた飯館村の村民会員が19名いるという話ですが、発災後どのように機能して、どのようにこの19名がここで働くという行為をしているのかどうか、この際、伺っておきます。

健康福祉課長（藤井一彦君） シルバー人材センターは相馬の広域でございまして、その中に飯館村も入れていただいております。しかしながら、避難によって、相馬の広域の地域に入るところに避難した方もいらっしゃいますけれども、そうでない方も非常に多くて、福島市とか伊達とか、そっちのほうにもかなりの方が避難しているという状況でございます。現在は19名という会員数なんですけれども、そのうち2名の方が準会員扱いということで、相馬市で職を得ておりますし、年間130万円ほどの稼ぎを上げているということです。以上です。

委員（佐藤長平君） 続いて、33ページ、新しい予算かなと思うんですが、商工会育成事業中の建設機械等運転技能講習会助成、これはどのような事業で、どのような効果を狙っているのか、この際、伺っておきます。

生活支援対策課長（細川 亨君） おただしの事業については、建設機械等運転技能講習会助成金としまして計上しております。事業の内容については、小型移動式クレーン、フォークリフト、玉掛け車両系建設機械の免許取得の2分の1を補助するということであります。今、建設機械の運転技能の取得者というのが、震災以降、需要が高まっており、離職、新規採用という部分からも、このような運転技能講習会等を開きまして、こういうので免許を取得した上で、また再雇用並びに再就職ということで、飯館村の企業のほうに戻っていただければというふうに思いまして、今回、新規事業として計上しております。以上です。

委員（佐藤長平君） そうすると、商工会というか建設業界に、その希望が強くあるということでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） はい、そのとおりであります、商工関係事業要望ということで、年に1回ほど要望としていろいろ話を聞いています、そのときに要望が出されたものに関しまして、いろいろと検討して予算計上をしたということになっております。以上です。

委員（佐藤長平君） 続いて、47ページ、協議会の事務局の学校運営協議会についてであります。並びに、47ページの活力ある学校づくり、あるいは学力向上について伺うものであります。この学校運営協議会については、はしりの部分は私どもも全協で聞いておりますが、それほどの効果が上がるのかどうか、この際、伺っておきます。

教育長（八巻義徳君） お答えします。ご承知のように、今教育委員会の抱える課題というものは、学校教育に関連するもの、さらに生涯教育と関連してある課題ということがあります。

す。そうした中で、新年度において5つの重点した取り組みをしていきたいと考えております。その1つが学力の向上であります。そのために、今回の予算にも上げさせていただいておりますが、ITを活用した授業づくり、さらには小・中学校が連携したつまずき対策ということで、何とか学力を上げていきたいということであります。それから、2つ目としては、日課表並びに授業の配当時数を見直していきたいということであります。そうした中で、子供たち、今通学バス等での負担で、そこに何とか日々の日課表に余裕を持たせることはできないかというのが2つ目でございます。それから、3つ目としては、健康の維持向上ということであります。ゲーム、あとメール、こうしたものはどういうふうにして減らしていくか、あるいは早寝、早起き、朝ご飯、それを家庭とどういうふうにして連携していくか、さらには放射線教育を実施していくというのが3つ目であります。それから、4つ目としては、これは学校の教育施設を使って通常の生涯教育なり学童保育、預かり保育と連携していきたいという教育施設の有効活用というのが4つ目であります。そして、5つ目として、特色ある生涯教育、すなわち学校と連携した生涯教育、それから福祉と連携した生涯教育ということで、この5つについて多くの人から知恵をいただきたいというのが学校運営協議会でありますし、その中で、やれる人が、やれるときに、やれるところで、こうした教育活動に携わっていただきたい、それが学校運営協議会であります。そうしたこと、今回、学校運営協議会として予算の中に入れさせていただきました。以上でございます。

委員（佐藤長平君） 今のは、狙いだべ。効果はどの辺にあるのかと質問している。今のは狙いだべさ。あなたが持っている狙いでしよう、それは。そのことによってどういう効果が生まれるんだと私は聞いているんです。

教育長（八巻義徳君） 私どもとしては、実際に学校運営協議会の中で保護者なり、それから先生方なり、それから地域の方々に議論していただく、そしてお手伝いいただく人にはお手伝いをいただくことによって、例えば学力向上であれば、放課後につまずき対策としてかかわっていただく。そうした場合に学力の向上というものを図れるというふうに思っておりますし、それから健康の維持向上においても、今いろいろな提案をいただいております（「それは狙いだべ」の声あり）外部からのご支援によって、体力なり、それから肥満対策ができるというふうに思っております。それから、先ほど申し上げた教育施設の有効についても、まだまだ活用率が上がっていくだろうというふうに思っております。以上です。

委員（佐藤長平君） それは、あなたの思う狙いでしよう。そのことによって、どういう効果があるの。

教育長（八巻義徳君） なかなか、狙いと効果の部分で十分にご説明できないところがありますが、いずれにしろ、効果というのは、今私ども学力向上に子供たち、小・中学校、課題を抱えている、それをしっかりと上げていくということでありますし、それから健康の問題であれば、今肥満率が高い、それを何とか少しでも改善していくということかと思います。以上です。

委員（佐藤長平君） だから、学力向上がこのことによって上がるの。健康対策が向上するの。

その責任はとれるの。

教育長（八巻義徳君） 我々の教育委員会としては、実際にこれだけの幼稚園、それからこれだけの小学校、これだけの中学校ということで、それぞれ専門の先生方が努力されているわけであります。そうした中で、一日一日、先生方が子供たちと寄り添って、そして学びを支えているということについては、それを支援する立場、支えていく立場としては、教育委員会としてはしっかりとやっていただけるというふうに思っております。以上でございます。

委員（佐藤長平君） 違う答弁だな。狙いでなくて、あなたの思いでなくて、この政策、施策で、学力向上するの。健康対策は万全に向かっていくの。その責任をあなたは、教育委員会は、とれるの。

教育長（八巻義徳君） どういうふうなことをお答えすればいいのかわからないままに今お話ししようと思っておりますが、いずれにしろ教育委員会というのは合議制の委員会であります。それから、教育活動というのは組織全体の成果を得るものだと思っております。こうした中で、子供たち一人一人の成長なり、それから保護者の要望に沿った、そして満足を得るために努力しているということ以外に私どもの努力というのではないのかなというふうに思っております。こうした中において、日々、子供たちの平成25年度の取り組みを見ていましても、具体的に学力向上対策なり、それから体力向上とういことに取り組んでいただいているということについてはうれしく思っております。以上でございます。

委員（佐藤長平君） 今言ったのは、今度は機能だべ。教育委員会の機能だべさ。学力向上なり生活向上の、健康対策向上の効果はどこにあるんだと聞いている。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 暫時休議いたします。

（午後2時25分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時27分）

村長（菅野典雄君） なかなか親、みんな忙しくなっています。そういう意味では、子供を学校に預けておけばいいと。一部もし一生懸命やるとすると、大体スポーツについて親が必死になって子供のところに上がるということなんですが、その他、勉強のこととか、あるいは礼儀作法とか、人間として、そういうのがなかなかできない。そうするとやっぱり学校は先生だけではどうしようもないで、幾らかでも保護者の皆さん方に学校に目を向けていただくということが大切ではないかと。そういう中で、一つの方法として学校運営協議会というところで、皆さん方に学校に目を向けて、いわゆる関心を持っていきましょうと言っていただけませんかと、そういう効果だというふうに私は思っています。その上でいろいろなことがあるだろうと思いますが。そういう意味からすると、間違いなく、このことをやることによって、すぐにというわけにはいきませんけれども、何らかの形で親の方たちが子供の学校のことに今までよりは目を向けていただけるよう

に必ずなるというふうに思っていますので。ただ、新しいことですし、課題いっぱいありますから、じっくりやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

委員長（飯樋善二郎君） まさに、佐藤委員、今説明あったとおり、現時点で効果とか今後の方向性をしっかりと出すというのは大変難しい状況だと思うんです。ですから、もう少し時間をじっくりかけて、この協議会の中でそうしたことも含めて検討していただく、こういうことでどうでしょう。

委員（佐藤長平君） 学校運営協議会は、教育長に説明を受けたんだけれども、議決事項が出てくる。今まででは教育委員会と学校とでやっていたのが、運営協議会の議決を経なければならない。議決を経るということは、議決をする人、これが運営協議会の委員であります。このくらいの安い報酬で、その議決に対する責任はそれぞれの委員がとれるんでしょうか。何人でやるのか知らないけれども。その議決を学校の中でするんですよ、これ。議決した以上は、議会でも同じなんだけれども、議決をした責任はとらなければならない。だから、うまくいく、うまくいくなんてばかり言っているけれども、どの辺までこの運営協議会委員に権限とお金と議決権を与えるのか。与えないので権限でないんだからね。地域の皆さん考え方や地域が学校にかかわってくださいということでこの運営協議会をつくるわけでしょう。そこに議決権まで与える。権限はどこまで与えるんですか。

教育長（八巻義徳君） 学校運営協議会の委員の権限というのは、基本的に学校運営協議会がどういうふうな仕事をするのかということに尽きるのかなというふうに思っております。学校運営協議会というのは基本的に3つの機能がありまして、1つには、それぞれの（「質問に対する答弁でないぞ、質問に対する答弁でない」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 暫時休議します。

（午後2時32分）

◎再開の宣言

委員長（飯樋善二郎君） 再開します。

（午後2時32分）

教育長（八巻義徳君） 学校運営協議会の委員でありますので、学校運営協議会の権限の範囲の中にあるというふうに理解しています。

村長（菅野典雄君） ちょっと補足させていただくんですが、学校は独立したところです。校長の権限で何でもできるという、簡単に言えばですね、なっているんですが、それはそれで私は大切なことだと思うんですが、親としてもいろいろな希望があつたり、あるいは地域の人としても幾らかの希望がありますから、そこで話し合った中で、こういうふうに考えましたのでよろしくということですから、そこには当然、全く学校ができ切れないとか、それは絶対だめだというようなことまでは多分できないと思います。ただ、なるほどそう言われば、我々ちょっと象牙の塔だったなというところに、くぎを刺すという言い方はおかしいかもしれませんけれども、お願いしますというところの権限ではないかなというふうに私は思っています。ですから、先生方もそんなにびくびくする

必要はないし、協議会の保護者も、それなりの常識の中で、子供たちにいい環境なり、あるいは学校にこうなってほしいということをお話しさる、そういう程度の、程度という言い方をするとなんか何もないみたいでけれども、そのぐらいの権限だというふうに思っております。

委員（佐藤長平君） では、村長、今までの学校評議員制度で十分機能するはずなのではないのか。

村長（菅野典雄君） 学校評議員制度は、ただ意見を述べるだけです。ですから、そこに全くの権限はないというところで権限化したというふうに思いますので、それよりは別なもうちょっと先生方も考えてくださいよ、我々も一生懸命考えましたからというところでの権限だというふうに思っております。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 暫時休議いたします。

（午後2時34分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時03分）

委員（佐藤長平君） 教育長、運営協議会の委員でしょうか。何人いるのかわからないけれども36万円で、村長は、学校評議委員よりは権限があって、運営協議会よりは権限がない。これ、どんな権限を与えるの。

教育長（八巻義徳君） これは法的に決まっておりまして、権限というより3つの役割というふうに言われております。1つには、それぞれの学校長が出す学校経営方針、それをみんなで知恵を出し合い議論し合って承認することあります。それが一つの役割であります。それから、2つ目として、設置者である教育委員会に学校運営協議会として、こうしてほしい、ああしてほしいという意見を言うことがあります。それが2つ目の役割であります。それから、3つ目として、人事に関しての意見を人事権者である県教育委員会のほうに言うことができるということあります。学校評議員には、承認という機能、指名役割はありませんでした。それから、人事に関して県教育委員会にお話しするという役割はなかったわけであります。この点が大きく違うかと思います。

委員（佐藤長平君） すると、承認という議決権を与えるのかな。

教育長（八巻義徳君） 私は、議決と承認というのは異なるのかなというふうに思っております。私の理解では、議会のように、ある事柄を決すること、すなわち可決とか否決とか、こうした形の役割ではなくして、先ほど申し上げましたように、それぞれの学校長から方針の説明があって、全体で協議して、知恵を出し合って、ではそれで頑張ってもらおう、ああいいねというふうなことを認めること、その承認であります。議決とはちょっと異なるのかなというふうに思っております。

委員（佐藤長平君） ここは自治体だから議決なんだ、やっぱり。だから、文科省の説明にもあるんだけれども、やっぱり議決なんだ。だから、議決とは違うとか言ったって、議決なの。議決権を与えるわけだから、一定程度の人を委員にしなければならないんでしょ

う、各学校に。そこに議決権を与えるんだよ。さっき3つ言ったのも全部。学校の運営方針についてが一番重要な議決になるんでしょうけれども、議決されたものは教育委員会として認めなければならぬんでしょう。だから、権限を与えるのかどうかということなんです。運営協議会で決まったものを後で教育委員会でひっくり返すなんていうことは、しないんでしようね。

教育長（八巻義徳君） 学校運営協議会、そこには議決というよりも承認という言葉での説明だったのかなというふうに思っております。その中で、一番学校運営協議会で求められるのは、それぞれの委員の方々が、そこには保護者の方もおられますし、それから地域の代表者もおられますし、それから学校の代表者もおられますので、その中で私たちの子供たちのために何が一番いいのか、よりいいのかということを議論していただく、知恵を出し合うことが一番大切なのであります。当然私ども、学校運営協議会で出された知恵なり意見なりというものを私ども設置者である教育委員会にお話しいただければ、子供たちのために真摯にそれを具体化するために努力するというのは当然のことかというふうに思います。以上でございます。（ ）

委員（佐藤長平君） 学校運営協議会、私、相当大変なのかなというふうに見ています。では、今までこのところはどこがやっていたかというと、私はPTAだと思うんです。PとT。それができなくなつたというふうに捉えているんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 確かに、子供たちの教育活動についてPTA、先生と保護者の集まりであるPTAの活動、これも大切な部分であります。その中で、学校運営協議会というのは比較的開催される回数も多いです。年間6回から8回くらい想定しております。したがって、学校情報、子供に関する情報も大変多く情報交換がされます。したがって、今までより、PTAの役員なんかよりも、より多くの情報を持って学校運営に携わっていくというふうな部分が一つ大きいのかなと思いますし、それから制度的に人事に関して、それぞれ学校運営協議会で思うところを、福島県であれば福島県の教育委員会に希望を出せる、意見を出せる、このところはPTAにはなかった機能なのかなと思っております。そうしたことでも、今までのPTAの機能をさらに充実したものになると考えておりますし、また学校運営協議会で子供たちに対して、学校、家庭それから地域が連携していくかなければならないのかなというふうに思っております。以上です。（ ）

委員（佐藤長平君） 村長、学校運営協議会なるもの、私はちょっとまだ理解できないところがあるんですが、今まで学校長を中心としてPTAという機能の中で学校運営の方針が決められ、そして教育委員会に上がってくるというスタイルをとっていました。そういう意味では、校長を初め先生方が保護者との交流やいろいろな活動の中で、これを醸成させて、これを上げていくというスタイルを今までの学校運営ではとられてきたのではないかと思っています。それが、運営協議会の委員なるものを選んで、こういう権限まで与えてやらなければならないというのは、どういうことなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 長年、戦後教育の中でPTAができて、それぞれ先生と保護者が一緒にやってきたということであります。我々も毎年、PTAから要望が上がってきます。それは、どちらかというと、私の経験からすれば、環境整備、もう少しこういう環

境整備をしてくれというのがP T Aから上がってくる話ではなかつたのかなと思っています。それも全く大切ではありますけれども、もうそろそろ環境整備だけではなくて、若干質の問題という言い方はどうかわかりませんけれども、内容の問題についてそれぞれ話し合っていく時代ではないかというのが全国に1,000以上のそういう協議会ができるということではないのかなという気がします。ただ、いずれにしても、新しいことでありますから、多分その線などもいろいろ模索をしながらやっているのではないかと思っていまして、そういう意味では、まだまだ我々これからその辺を進めながら、ゆっくり進めながら、修正しながら、よりいい方向にしていくということが大切ではないかと思っているところであります。

委員（佐藤長平君） 村長の先ほどからの答弁を総合いたしますと、運営協議会の権限等々もそう大きくないようで、なおかつ評議委員よりは多い。そうすると、学校運営協議会というのは、当面の間、準備会としてこれを進めるという考え方でよろしいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 私は方向性としては全く世の中の流れに沿っていると思っています。ただ、今申しましたように、課題はありますし、それぞれコンセンサスを得なければならぬところもいっぱいあるんだろうなと思いますから、そういう意味で、スタートさせていただきながら準備期間を置いて、大体こういう形になりましたのでという話でスタートの時期を皆さん方にまた相談させていただければなと、このように思っているところであります。

委員（佐藤長平君） 教育長にもう一回尋ねます。ここで出てくる学校支援員、それから講師謝礼、ふるさと教育報償、キャリア教育報償、英語教育報償、学力向上の補助金もそうですね、甲状腺も含めて、これらのが月曜日から金曜日の間にどういうふうに割り振っていこうとなさっているのか、この際、伺っておきます。

教育課長（愛澤伸一君） 46ページにございます学校支援員以下の報償費でございます。先ほど来、答弁申し上げておりますとおり、今年度、教育委員会では学校と地域と家庭の連携した教育活動を推進してまいりたいという方針に従って進んでいるところでございます。

その中で、学校支援員という方を1名配置をいたしたいと考えております。この方は、学校に入っているいろいろな教育活動をしていただける力や能力、経験をお持ちの方々と、学校をつなぐ役割をする、いわゆるコーディネーターの役割をしていただく方でございます。学校の校長先生以下、担任の先生方から、こういう授業をやりたいんだけれども、外部の講師先生、適当な方はいないでしょうかというようなご相談を受け、あるいは一方では、地域の中から学校に対して、こういう支援をしたいと思っているというようなご要望を受け、それで地域の方と学校をつなぐ役割をしていただく方でございます。こちらの方については、年間を通じて継続的に活動をしていただくということで報償費を計上しているところでございます。

その他の講師の謝礼等々につきましては、今後、学校の中で先生方とのカリキュラムの構築の中で、どういう方をどういう場所に配置するかというのは、学校と相談して決めさせていただきたいと思っております。以上です。

委員（佐藤長平君） 26年度、教育予算の中で、風の便りにあった土曜の授業が消えているようあります。今、学校、入学式とか卒業式で見回れば、原発対応で多くの先生方が活躍なさっている。1クラスに3人くらいいるんでしょう。ふるさと教育も全て大切なありますが、今原発でこういう中で、先生方がたくさんいるというのを活用しながら、やっと落ちついた学校運営ができるようになったのかなというふうに私は感じているところであります。この辺のところをすっかりやつていただいて次の段階に進むというのが今の飯館村の教育、そして被災して大混乱の中でやっと安定期を取り戻した子供たちのための教育ではないかなと感じ取ってきたところであります。そのような中で学力向上を図れないものなのか、この際、教育長に伺っておきます。

教育長（八巻義徳君） 学力向上、今までどおりで図れないのかというふうなことがあります
が、ご承知のように、飯館村の小学校それから中学校の学力について、いろいろな形で
私どももお聞きしておりますし、また全国学力向上というのは村立の学校全体としてご
案内申し上げているところであります。そうした中で、先ほど申し上げましたように、
子供さんを持っている親御さんの希望で、教育に関する関心の高さ、その中でも学力向上
に対する期待の大きさを感じております。これが今まで、全体的に見れば30年あるいは
40年になるのかもしれません、大きな課題を抱えて今まで来ているというのが現状
かと思います。そうした中で、少しでも親御さんの期待に応える、また子供たちの伸び
しろをより大きくしていくたいということで、先ほど申し上げた全体的な課題解決を図
っていくたい、また具体的に基本的な生活習慣も含めて努力していくたいということで
実践事項を申し上げたところであります。そうした中で、学校それからいろいろな教育
指導員なりのご支援をいただいて、こうした取り組みを進めてまいりたい。それが何と
か過去とは違った結果になればいいなと思って今取り組んでいるところでございます。
以上でございます。

委員（佐藤長平君） そうすると、教育長の目指すのは全国学力テストの好成績、これが学力
向上と捉えているんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 学力向上を一つの試験機関の一つの結果で評価することはできないだ
ろうと。評価の一つの手法だろうと思っております。当然、子供たちの希望、進路に合
わせた学力向上も必要でしょうが、それからご家庭であるところの健康問題についての
期待にも応えていかなければならないでしょうし、そうしたそれぞれ私ども、幼稚園、
小学校、中学校と考えますと、300を超えるご家庭があります。そうした人たちの子供た
ちに対する期待をしっかりと受けとめながら教育活動をしてまいりたいと思っておりま
す。

委員（佐藤長平君） 教育長は我々にいろいろな学校運営協議会ということで説明をしてまい
りました。私ども、これを余りのみ込むことができないでおりました。教育長からは、
保護者や関係者からの反対はないという報告を受けてきました。聞くところによると、
3月2日の説明会では、大ブーイングが起つたと聞いております。説明をすればする
ほど、この一連の学校運営協議会には問題が隠されているなというふうに私どもも感じ
ざるを得ません。これから学校運営協議会について、それから月曜日から金曜日まで

の今までどおりの運営について、どのようなことで改善をして、飯館村の子供たちのための教育をしていくのか、この際、伺っておきます。

教育長（八巻義徳君） 先ほどもお話があったように、2点ほど訂正させていただきたいと思います。1つには、私は反対はないというふうなことを申し上げたことはございませんで、先般、福祉課のデータの中で、土曜授業についての支持が80%ということで申し上げたことは確かにあります。反対はないということは申し上げてございませんし、資料の中にも多様な意見が出ていることを資料とともにもつけてございます。そのところをぜひご理解いただきたいと思います。

それから、学校運営協議会については、全国で今1,570を超える学校が学校運営協議会をスタートさせております。したがって、先ほどからお話がありましたように、私が学校運営協議会に期待するところ、また地域の方にお手伝いいただきたいところがありますので、準備も含めて、その環境をつくりながら、学校運営協議会は進めさせていただきたいと思っております。

あと、土曜授業については、これから当然、保護者のご意向を聞きながら、準備しながら、環境をつくりながらやらせていただければ、その環境の時間は当然いただきながら、させていただきたいと思っております。以上でございます。

委員（佐藤長平君） 聞き捨てならぬ答弁。あなたは、議会の総務文教常任委員会に来て、小学校の保護者に対する説明をしたところ、反対はございませんでしたとちゃんと言ったんだよ。3月2日はうんとブーイング起こったんでしょう、これ。何でその事実を事実として認めないの。反対がなかったなんて言っていない、小学校の説明会ではみんな聞いているんだよ。反対がございませんでしたとあんた言ったんだよ。2日には違う状況になったんでしょう。何で現実を捉えないんですか。そういう拙速なことをやっていくから、だんだん壊れていくんだよ、これ。教育長は原発対応の中の住民との関係、あなたはいなかつたから、わからなかつた。我々は何ほど苦労してきたかわからない。仮設の小・中学校をつくって、やっとこれ、マスコミ対応だのなんだのってばかり毎日やっていた学校をやっと安定させて、先生と子供が学ぶという環境をやっとつくってきたんですよ。あなたはそういう拙速なやり方をするから、みんなぶつ壊しているんじゃないの。我々、ここが一番苦労してきたところなんだよ、原発対応の中で。対住民関係の中で。何であんたはそういうことをやるんだよ。我々に対してもそうだよ。そういうやり方はないでしょう。あなたには仲よくしてやりましょうなんていうのはないんだからね。言わなかつた、ふざけんじやないよ。そういう対応で原発後の心が不安定になったこの住民をどういうふうにまとめていったらいいかというのをあんたはまだ経験していないんだよ。我々は何ほど苦労したかわからないんだよ。だから慎重にやれと言ってきたんだから。あんたはまだそいつをわかっていない。先生方と保護者とゆっくり静かに説明していく、一定程度の期間を設けて、そしてやりましょうというふうに上がってこないと、我々議会はうんと言うわけにはいかないんです、これ。あんたが民間で今までどんなことをやってきたかわからないけれども、そんなことでこの村を安定させるわけにはいかないんです。よく頭に入れてください。あんたは自分の都合の悪いことは絶対言

わないんだからな。反対しなかったなんて余計なことばかり言って。そういう話はないでしょうというんだ。原発で被災したこの村に来てかんまかすのはやめてもらいたい。みんなの話をよく聞いて、まとめていくというところに集中しなくては。役場内のみんなだって、うんと苦労しているんだよ、一人一人の職員が、議員が。あなたにかんまかされては困る。

と、村長、思うんだけれども、村長はどう考えるんだ、私の今言ったこと。

村長（菅野典雄君） かんまかしているとは全く思っていません。ただ、時代の流れも読んでいかなければならないし、今佐藤長平委員の言ったように、それぞれ大変な経過を我々はやってきておりますので、そこをどう両面をやるかというのを確かに言われるとおりでありますから、我々もこれから意を用いてやっていきたいと思いますが、かんまかしているとか、あるいは全く自分の意だけを通すということではなくて、最終的にはやっぱり少しでも子供たちがいいように、そして一番は、ご存じのように、村に子供たちが戻るときに、学校を開設するときに、一人でも多く村の子供たちに戻っていただければ、残念ながらこれはこちらがどうこう言うわけにはいきません、ですから自然体に保護者の皆さんであったり子供さんであったりが、ああやっぱり放射能でも大変だけれども村の学校に戻りたいな、そういう思いのところを今からしていかないと、多分いずれ、先ほども話がありましたように、5%から10%、1年ごとに下がっていくわけでありますから、そのところを一生懸命考えての話。ただ、ご存じのように、拙速と言われれば拙速かもしれませんから、その辺は十分にこちらのほうも意を用いてやっていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っています。以上であります。（ ）

（「議長」「答弁要らない」の声あり）

健康福祉課長（藤井一彦君） 午前中に菅野委員からご質問のありました今年度の園芸療法による心のケア事業の実績でございます。大変遅くなつて申しわけありません。この事業は、社協に委託をしてやっております。その成果ということでございましたので、簡単にご説明をさせていただきますと、まず今年は借り上げ住宅のほうでも、借り上げで今サロンを定期的にやっておりますので、そちらでプランターなどを配らせていただきたり、園芸療法の先生に来ていただいて心のケアのお話ををしていただいたりしてやりました。あと、借り上げ住宅でもやりまして、全部で15回ほど開催いたしまして、合計で約900の方に参加していただいているところでございます。このときに、仮設住宅のほうでは参加していただく高齢者の方と、それから民生委員とか生活支援相談員、それから地元の中学生のご協力なんかも得て、野菜や花の苗の植えつけを行つたところでございます。その後は、それぞれのご家庭で花、野菜などを育てていただきながら、心のストレスの軽減、生きがいづくりとしてやっていただいたということでございます。大変遅くなつて申しわけありませんでした。以上でございます。（ ）

委員（北原 経君） それでは、17ページ、先ほど佐藤委員から質問ありましたが、見守り隊に関しまして、今度本格的な除染になりまして、作業員が村にどんどん入ってくる。夜間はやらないということで、作業員は夜間はいないから別に問題はないのかと思っておりますが、警備というか、アルソックとかそういうものを先ほどお聞きしましたけれ

ども、おまわりさんの少し増員とか、そういったことに関しては何も考えてはいなかつたのか、お聞かせください。

住民課長（濱名光男君） 見守り隊の深夜の部分で、パトロールがなくなるという部分でのご心配の部分であります。その部分については、警察署のほうに、こういうことで深夜勤務がなくなりますのでパトロールの強化をお願いしているところであります。以上です。

委員（北原 経君） やはり抑止力というのもございますので、見守り隊が夜間やらない分、増員したというようなお知らせ等も出すくらいの、それが未然に防ぐ一つのことだと思いますので、ぜひそのようなことを出していただきたいと考えております。

あと、災害弔慰金に関しまして、昨年は該当者1名だったですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 災害弔慰金でございますけれども、昨年度お支払いした方が1名ということで、実は災害弔慰金を出すという決定をさせていただいたのは24年度になりました。その後、書類なんかも出していただいたり、そういうことがございまして、手続がちょっと時間がかかりましたものですから、支払ったのが25年度ということになります。以上でございます。

委員（北原 経君） そうしますと、昨年は……。

健康福祉課長（藤井一彦君） 25年度は災害弔慰金の認定になった方はいらっしゃいませんでした。以上です。

委員（北原 経君） これ毎年私聞くんですけども、審議委員が5名、報償費が90万円になっているわけなんですけれども、どうも津波でもない限りはもう出さないといったような関係にしか私とれないということなんですけれども、避難生活が長いことによって関連死というのがあるはずなんです。全然そういうもの見えない、津波関係もあるからですけれども、ほかの市町村では出ているのに、村は全然、幾らあれしても、厳しいんだかなんだか、任期がいつまでなんだか。皆さんはお聞きしているんでしょうけれども、私たちは、どんなふうにして審査しているのか、どうしてだめなのか、その辺までちゃんとお聞きしてやってもらっているのか、お聞かせください。

健康福祉課長（藤井一彦君） まず、審査の状況でございますけれども、それぞれ窓口に普通の場合はご相談に見て、いろいろな書類を出していただいております。できるだけ詳しい災害からお亡くなりになるまでの、どんな生活をされていたのか、どんな治療をされていたのかとか、そういう状況を紙になるべく詳しく書いていただいて、日記などがある場合は、そんなものもつけていただいたり、あと入院されてたり施設にいらっしゃった方は、そういう記録があれば、そんなものもいただいたりしております。それを審査会のほうにかけまして、この委員の先生は村のほうでお願いしている先生で、それなりの方をお願いしていると思っておりますけれども、村とは別の形で、村から諮詢をして、その先生方に内容を見ていただいて審査をしていただくと。本当に一言一句、出された資料を読みながら、これは災害関連死に当たるかどうかというところをずっと見ていって、それで決めていただいているということでございます。

本当にどうやったら認定できるかという視点からやっているわけですから

も、期間が長くなってまいりますと、なかなか関連性があるということを証明するのが難しいという状況になってきているのが現状でございまして、こういった認定の結果になっているところでございます。以上です。

委員（北原 経君） 90万円と、プラスされて1,342万5,000円というのが計上されているんですけれども、上がってきても、今課長が言ったとおり、関連性がどうにもわからない、必要ないというような感じを私思っちゃうんですけれども、本当に長ければ長いほど、それによっての死亡というのが当然関連があるはずなんです。その見直しも何も、国だからですけれども、少し考え方をえていかないと、こんな予算はなくたっていいというような形になるんですけれども、村長、どうですか。

村長（菅野典雄君） 一般質問でもお答えをさせていただきました。我々はいち早くこの審査委員会お願ひして、やっているわけであります。非常に難しい課題をお願いしているわけです。つまり、前にも言いましたように、ほとんど1週間、10日の震災に当てはめているものを原発事故に当てはめてくれたということなものですから、どこまでが関連した死亡になるのかというところが非常に難しい。正直申し上げて、自治体によっても若干違うのではないかと思っていまして、飯館村はある意味では厳しいなという気がいたします。しかし、そこで基準を変えますと、かなりの人がさかのぼってという話になってしまって、むしろ混乱を招くのではないかと思います。基準を変えることができるのかどうかというのも私はまだわかりませんけれども、仮にの話でありますけれども。そういう意味からすると、その辺の話はどういうふうに5人の先生方が捉えられるか、その辺に委ねるしかないのかなと思っています。確かに、みんな避難の中で亡くなっていくというのは、広く考えれば、みんな避難によってというふうに考えられないわけでもないんですけども、そこは多分、時間とともに難しいという話がこの5人の中で出てきているのではないかなど、このように思っています。今のところ、お任せする、あるいはそれに対して飯館村の皆さん方の声もありますという話をしていく程度かなというふうに思っているところであります。

委員（北原 経君） やはり、ある程度規定というきちんとしたものがあるんでしょうけれども、飯館村の審査委員が今の状況では全く通らなくなるというのがはっきり目に見えてくるという感じはするんですけども。普通何でもなくとも、審議委員なんて要らなくたって、例えば自殺したとかなんだとかという完全にわかりやすいものしか。そんなのだったら、こんなの要らないです、90万円も要らないです。私はそう思っているんですけども。今後変えるということができないというなら、次にいきます。

介護職員の養成講座、29ページ、10名なんですかけれども、ホームヘルパーみたいなものの講座なんでしょうけれども、特別老人ホーム、スタッフがいなくて、今、西側は閉めちゃって入所していないという状況なんですかけれども、職員、どれくらい集まれば、今物すごく入所したくている方を、職員を何人くらいふやせば何人くらい入所できるのか、その辺お聞きします。

村長（菅野典雄君） 理事長をやっていますので、わかる範囲でお答えをさせていただきます。今、61人ぐらいで、多分35人から40人のスタッフでやっていると思っています。当時は

115人ぐらいいましたから、120まであるんですが、110ぐらいまでやるためにには、多分あと30人ぐらいは必要なんだろうと思っています。いつまでもそうもしていられませんので、若干今でもやめている方がいますが、ほかから、この前は多分関西かどこからも、九州だったかもしれません、ぜひやりたいという方、まだ入れているのかどうかわかりませんけれども、そういう方を補充させていただきながら、3年ぶりに8人ないし9人、何とか入れられるのではないかということで、もう一度、3年ですから前の基準で、あなたが介護度何だからという話はもう変わってきてているということで、今急いで調査をさせていただいて、難易度の高いほうから入っていただく。それも、今のところ7人か8人ぐらい。でも、これも3年ぶりに入れさせていただくということのようあります。何とか介護職をということで、例えば防犯パトロールのときにも、若い方は将来、まず先は長いんだからという話をしましたらば、これもやめろと言うのかと怒られましたけれども、そういう意味で、今回この事業は全額お支払いさせていただきます。

ちょっと私、記憶が定かではないんですが、最低1年ぐらいは、そのかわり、とった方は特者で働いていただければという条件がついていたか、ついていないか、ちょっと記憶は定かではありませんが、そんなことで、ぜひ大金を出さなくとも資格は取れるし、これからある程度長い期間働けますという制度で、今回新たにこういう形の条件を出して資格の養成講座をさせていただいたということです。以上でございます。

委員（北原 経君） 本当に今、入りたくても入れないという方がたくさんおります。また、在宅介護とかそういうものもあります。10名が本当に最大の人数なのか、もっともっと人数をふやして募集をかけて、取らせたらいいいんじゃないかと考えるわけですけれども、どうお思いでしょうか。

村長（菅野典雄君） 一応10名ぐらいかなと思って、この予算をとらせていただきました。もし、募集をして、もっとおられるということであれば、また申しぬけございませんけれども議会のほうにその都度議決をいただく段取りをさせていただきたい、このように思っております。以上であります。

委員（北原 経君） ぜひ、一人でも多く資格を取得して、あそこで働いてもらえるように頑張っていただきたいと思います。

34ページの帰宅用のトイレ清掃業務なんですけれども、2名雇用して、1日置きということなんですねけれども、時間は、清掃時間ではなくて、あけておく時間帯はどのようになっているんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 開所している時間は、朝の7時から夜の8時半までとなっております。以上です。

委員（北原 経君） そうしますと、清掃員の方が朝早くに行ってあけて、掃除はそんなに、一日やっているわけじゃないでしょうから、そしてあと夕方閉めてくる、そういうパターンをとっておるんですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 朝と夜の鍵の施錠と解除については、草野の見守り隊にお願いしております、あと掃除に関しましては、午前の部が10時から、午後の部が13時からということになっております。

委員（北原 経君） わかりました。では、清掃は清掃で、あと施錠は別な、見守り隊にさせるということなんですね。

38ページ、畜産振興に要する経費ということで、風兼の団地の借地料なんですが、これ28万円。あの土地は現在、草地として取り扱われているのか、原野になっているのか、どうなっているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 風兼団地の借地料の部分でございますが、多分、平成31年3月末までが契約ということで、多分10年契約しているかと思っています、一括で。それで、多分草地の扱いで契約していると思っております。

委員（北原 経君） そうしますと、草地扱いということは、東電に当然賠償を請求して大丈夫な状況のものなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 東電賠償の部分は地権者が多分請求する形になるのかなと思っています。村は門馬合資会社のほうからお借りしているという状況でありますので、多分請求は地権者になるのかなと思っています。（）

委員（北原 経君） それでは、別に返したっていいじゃないですか。

村長（菅野典雄君） 我々はお借りして、随分前でありますけれども、阿武隈開発あたりのときに、畜産の村をつくるために草地が必要だということで、山林をお借りして、こちらで事業を興して多分草地にした、こういうことなんだろうと思います。それで、実はもうそこはかなり前から使っていなかつたですから、お返ししようと思ったんですが、基本的には現況復帰ということになりました。草地が前の山林には早急になるわけでもありませんので、ある程度、わずかではありますけれども、お支払いをさせていただいて、もとには戻りませんけれども、10年ぐらいという話で来たという経緯ではなかつたのかなと思っています。

それで、私らとしては草地というふうに見てずっと来ているんですが、南相馬の地主さんのはうは、それをどういうふうに登記なりがあちらのはうでなっているかというのがちょっとわからないので、今回の賠償で草地として取り上げられるのかどうか、ちょっと調べないと、申しわけないんですが、わからないんです。今お話をありましたように、まだ契約はありますけれども、その辺、調べながら話してみる価値はあるのかなと、このように思っていますが、そういう状況が以前あったという中で今に至っているということでございますので、その辺、ご理解いただければと思っております。（）

委員（北原 経君） 私もこのことに関しましては、もう使っていないんだから返したほうがいいんじゃないかなということを話をしたことあるんですけども、現在それを利用しているのは飯館村であって、村に賠償金が入ってくるのが当然であって、それだったらばこの借地料の28万円はそのまま続けてもいいんだけれども、そういうふうにもいかないということもあるでしょうけれども、その辺は、課長。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど答弁で地目、草地という話をしましたが、土地の貸借契約書を今確認しましたら、地目的には原野という形になっていると。ただ、賠償のほうでは現況確認とかもあるという話もありますけれども、その辺については地権者の方の東電賠償の中でいろいろ話がされるのかなと思っています。ただ、今の賠償の部分に

については、所有者、納税義務者が賠償請求ができるというふうになっておりますので、村での請求は難しいものと考えております。

副村長（門馬伸市君） さっき契約の件だったんですが、以前から議会から、もう使っていなければ、返せという話で、私も被災前でしたけれども2回ほど交渉に行ってまいりました。それで、村の言うこともわかるけれども、私たち貸したほうの言い分も聞いてくれと。要するに、貸したくないのに無理やりあそこを貸したんだよということで、すぐに解約ということではなくて、解除ではなくて、今回の契約で最後にというお願いをしました。あとはなしだよということで、いつまでになっていましたかな（「31年」の声あり）31年、それで終わりにしますとお互い合意して、そこまでということで借りることにしました。その後は更新はありませんよということも話し合いの中で決めて、そういう復命書もあると思いますけれども、賠償の件はちょっと私はわかりませんけれども、契約の件については今回で終わり、今度の10年の満期で終わりと、こういうことであります。

○
復興対策課長（中川喜昭君） 今副村長のほうからありましたように、平成21年7月7日に、今のような話で、相手側からですが10年契約していただければ今回限りの契約でもよいという形での合意といいますか、協議の内容になっているという部分の復命はいただいているということでございます。以上であります。

委員長（飯樋善二郎君） 北原委員、今の納得ですか。今の答弁で納得。

委員（北原 経君） そうしますと、21年で10年間、31年までで、それで終わりだということなんですけれども、前に質問したときは、植林しなくちゃ、山で貸したんだから山で返してもらいたいと。なんか植林みたいなのをして返してもらいたいというようなお話が出ていました。あの当時、私が質問したとき。その植林に関しては全く関係なしに、31年まで返せばいいんですね。

副村長（門馬伸市君） その話もしました。ですから、木を植えたりするということはしないで、10年後には今の現状のままでお返しする、こういうことです。

○
委員（北原 経君） わかりました。

あと、40ページ、村所有の施設に関する草刈り業務に関してなんですけれども、いろいろ箇所が載っています。私、宮内ですから宮内の肥育センターというか、あそこも草刈り業務をしているようなんですけれども、あそこは村の財産であるにもかかわらず、ここに載っていなくて草刈っているんですけれども、どこから経費が出ているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 肥育センター、管理を村振興公社でやっているということでありまして、管理については公社のほうということではありますので、公社で草刈りをしているという部分を確認しております。以上であります。

委員（北原 経君） そうしますと、副村長、公社のほうでやっているんですね。

副村長（門馬伸市君） 刈っているところまでは私は確認していないんですが、課長の言った話のとおりだと思います。

委員（北原 経君） わかりました。

42ページに河川の補助、これは大火、（「32ページ、河川費」の声あり）飯館村で仮々置き場で、かなり田んぼに置くわけなんですけれども、飯館村の河川が、土砂がたまる、

木は生える、草は置いて倒れているという状況で、今まで300ミリとか400ミリくらいで常に冠水していた田んぼが、その300ミリとか400ミリなんか待っていられないで冠水してしまいます。200ミリでも100ミリでも冠水するところがあるんですけれども。その辺に関して、災害に関しては村として、今年どのような考え方を持っているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 河川の部分で、今お話しいただいたように、クリーンアップ作戦等もしていなくて、両岸のほうに草が生い茂っている状況、あるいは樹木も生えているような状況になっているという部分であります。川の中についても、堆積している砂に草も生えている状況ということで、今お話しいただいたとおり、300ミリ以上でなければ上がらなかつたという部分、実は昨年の大雨のときに、大体100ミリ降ったときも、かなり増水しているという部分は確認しております。そういうことで、河川については県の管理と言えばそれまでなんですが、やはりこれから水田等に仮々置き場としてフレコンバッグも置くという部分で、実は北原委員から前にも指摘をいただいている部分でありまして、県のほうに何しろ現状を見ていただきたいという要請はしております。まず現状を見て、今の河川の状況を県のほうが確認していただく中で、今後協議させていただければと思います。できるとすれば、両岸の草を刈るとか、中州の草を刈る、あるいは樹木の伐採という部分も出てくるかと思いますが、その辺が国のほうでまず初期の段階としてできる部分があるのかどうか、今後県のほうとも協議させていただきたいと思います。以上であります。

委員（北原 経君） 私どもは避難しておりますから、別にそこまで心配しなくてもいいんでしょうけれども、しかし仮々置き場を田んぼにつくって、ずっと置くことによって、災害が起きる可能性は十分にあります。これはやはり国にも強くその旨をお話しして、災害の起きない方向にしなければならないのではないかと感ずるものですから。以上です。

委員長（飯樋善二郎君） 答弁はいいですね。

委員（佐藤八郎君） 資料をいただきました3ページのやまゆり保育所収支見込を上げていただけきましたけれども、四、五名の保育児童ということなのかなと聞き及んでいるんですけども、こういう形で予算を計上して、四、五名いるからということで言えば、その四、五名の方がそれなりの川俣なりの保育所にお世話になっていったほうが今後のためになるのではないかという、専門的な方々のいろいろなご意見を聞いても、そういう声もあるんですけども、収支決算だけ見れば、職員給与やそういうものでほとんど消えていくという。職員を雇っていくためにやっている事業というふうに見られてもやむを得ないんですけども、その辺はどういうふうに。子供の四、五人の方は、子供のいるところで保育されたほうがいいのかなと、私よく勉強していませんけれども、思うのですが、その辺ではどういうふうに整理されているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 人を雇うための保育所では全くなく、これから村の将来を考えてということであります。以前は村でやっていたものを飯館福祉会に委託をして、五十数人、保育所に入って、しかも家で見られる方はお断りと、こんな形で来たわけですが、今回の避難によって、そこを何とかしなければならないということで、急遽、川俣、飯坂地区に借りて、かなりの金をかけて、あそこにやつたわけであります。ただ、現実的

には、ここ2年ぐらい、4名ないし5名というのは、そのとおりでございます。今回は、ちょっと今正確ではないんですが、8名か9名ぐらいになっているんですが、実はどちらかというと、飯館村に会社その他が残っています、そこにこちらから通う人があそこに預けられるという、それなりの地の利があるということあります。ただ、残念ながら、一般的には福島のほうに職を持っていますので、そこにわざわざ遠くまで行って預けるという人はいないと、こういうことで、今できるだけ福島のほうにも、それに類するものを準備しなければならないのではないかと。一般的にわかりやすいのは今の飯野の幼稚園のところということなんですが、残念ながら場所がない、あるいは福島の町の中にいる方が、これまた川俣の飯坂までは行かないけれども飯野のあの幼稚園まで連れてくるかというと、これもなかなか大変だと。そんなところが、これから先どうなるかわかりませんけれども、今年度の目玉事業として子育て支援センターをつくらせていただきたいということでございますので、そういう意味からすると、雇用を続けるためではなくて、将来に向かっての非常に重要な保育所だというふうにお考えいただければと思っております。

委員（佐藤八郎君） 今続けていなければ将来は保育所などを村では復興はできないという考え方そのものが、ちょっと無理があるのではないかと。やっぱり四、五名の子供だったら、もっと多くの中で保育所に預けたほうがいいのではないかと私は素人でも思うんですけれども、自分の建物は自分の場所でなければならないという、村に帰ったときの保育所復興がまるで絶対できないかのような考え方のほうが、私はおかしいのではないかと。子供にとってどうなんでしょうかと思うんですけれども。川俣にも保育所はあるでしょうし福島にも、今村長の言う、福島にも保育所をつくりたいような話を言っていきますけれども、そういう考え方でなくて、福島と協定を結んだり、隣の川俣町と触れ合いの交流をする中でご支援いただいて、安心・安全な環境なり、復興できるまでお世話になっていくわけですから、あえて自分の保育所、自分の学校、自分の幼稚園という、支援センターも後からやりますけれども、ちょっとこの考え方方が、同じ国家予算で予算を使うとしても、子供たちにとってどうなのかと。菊池製作所に通う方でも、もっと近くの保育所があって、そこに預けたくても川俣まで連れてていっているのか、それはわかりませんけれども。いずれにしろ、四、五名でやっているよりは、もっと多くの子供の中で育ったほうがいいのではないかと思うんですが、いかがですか。

村長（菅野典雄君） 何度もお話をさせていただきますが、残念ながら強制できる話ではないということあります。ですから、そういう意味で、もっと多いところで保育をしたいという方はほとんどそこに入れていらっしゃるから4名、5名ということになっているということあります。その4名、5名の方は、そういう条件を全てわかっている中でお願いしたいということありますし、職員も、その少ない中で不利なところをどう補うか、あるいは多いところよりはやっぱり心をかけるというのに意を配っている。そこだからこそ、また今回はふえると、こういうことではないかなという気がします。

確かに、どこで保育所に通おうと学校に通おうと、それは、特にこういう放射能相手でありますから、何度も言いますように強制はできませんけれども、少なくともそれがな

くなるという話は、あえて自治体の名前は言いませんけれども、うちの村と同じ人口、うちの村の3倍の人口、今大変なところをやっているわけありますから、やっぱり精いっぱいいい教育、いい保育をしていかなければならないのではないかと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 多いところで保育を受けたい方はそちらに行っているから少ないんだと。多いところに出している保育数は何人ですか。

村長（菅野典雄君） 担当のほうから調べさせていただきたいと思うんですが、実際は、今までの感触からいきますと、大体1年に保育所に入る方というものは、40人から50人ぐらいが生まれるという形でありますので、村で保育所をやっていた場合にはそういう形なんだろうなと。あくまでこれは2年ぐらいですから、全ての人が入れるというわけでもないし、今言ったように、家にお母さんなりなんなりがいて見られる方は申しわけないけれども制限がありますのでということでやってきたということであります。そちらのほうに行っていらっしゃる方、どのぐらいいるのか調べてあるのであればここで答弁させていただきますが、それなりにこちらのほうでもいろいろ手は尽くさせていただいて、支援はさせていただいていると思っております。（）

健康福祉課長（藤井一彦君） 申しわけありません、これはどこの自治体に何人入っているかという統計はとっていないというか、調べようが今ないという状況でございますので。数字が出るかどうかわかりませんけれども、今はとりあえず持っておりませんので、ちょっと時間をいただければと思います。以上です。

委員（佐藤八郎君） 保育所を置きたいから、多い方が望まないことでも四、五人でもやっていくというやり方そのものを変えたほうがいいんじゃないですかと言っているの。20人、30人の方がいて、そういうところに出さなくとも自分の子供の保育がちゃんとできるということで、近くなりなんなりに出せるのに、村でやっているものだから、そこに四、五人の方が今入れているんでしょう。村民の多くの声を聞いてやる、子供を持つ親の多くの声を聞いてやるといったときに、四、五十人いると仮定して、1割に満たないのに保育所を設営して、これだけの予算を投じていく。一度休所して、新たに復興になっていったときに新たな保育所で復興していけばいいんじゃないですか。（）

健康福祉課長（藤井一彦君） 一応、児童福祉法上は、保育の責任というのは市町村にあると書かれていますですから、村としてはやはり保育所をなくすということ、希望がある限りはなくすというのは難しいのかなと考えております。以上です。

委員（佐藤八郎君） なくすことができないから、1人でも2人でも4人でも予算をかけてやっていくということでいいんですね。

村長（菅野典雄君） 全く違います。何せ、これから村の将来を考えていけば、保育所だろうと学校だろうと幼稚園だろうと、やっぱり開設しながら、少しでも親の思いに寄り添っていくということが大切ではないかということあります。幸いに、一生懸命職員たちが、少ないならば少ないなりのよさを最大限発揮しながらやっていただいているということありますので。そして、しかも来年は多くなると、こういうことありますから、やっと3年目になって、それぞれ皆さん方もそこもわかつてきただしようし、また村に

戻って事業を避難先からやっている方もふえてきているということありますので、そうするとあの場所は非常に、朝預けて帰りまた子供を連れるということもできるいい場所だったということあります。今までなかなか遠かったわけありますけれども、そういう意味で、これはやめるわけにはいかない施設でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 3,655万8,000円ですよ。4名、5名、今度若干ふえる。ほとんどの村の保育所に出そうとする子供が1割に満たないんですよ。そこにかけるお金として、費用対効果から見ても、他の、ここに上げない人たちの子供たち、こういう予算があるのであれば、もっともっと手厚くかけられるんじゃないですか。これを一回やめたから、その次、復興の中で絶対保育所はやっていけないんだということじゃないでしょう。一時、こういう四、五人のときやめるという決断も大事でしょうと言っているんですよ。3,650万円ですよ。

村長（菅野典雄君） 少なくとも保育であったり、あるいは子供の教育に、費用対効果的なこと、全てだめだというわけではありますけれども、やっぱり費用対効果という考え方で、ある程度は必要でしょうけれども、その考え方で物事を考えるべきではないというふうに私は思っています。

委員（佐藤八郎君） 私も教育やら保育に費用対効果を出したくないですけれども、村長がいつも言う、多くの方々の声に沿った村政をやろうとすれば、1割に満たないところにこれだけの投資をして、ほとんど人件費で消えているんでしょう、これ、中身的にも。そして、少ない子供の中でされた保育と、もっと多い子供たちの中でされたほうが効果はあると私は思うんです。村長は、少ないほどいいということですか。

村長（菅野典雄君） 今子供の話になってきましたが、スモール・イズ・ビューティフルという話もあるように、本来は佐藤委員も「大きいことがいいことだ」という話でない考え方で多分されている方だというふうに思っておりますので、ちょっと意外でありますけれども、少なくともこの村で保育所をやりながら、一人でも多くの皆さん方が、よりいい保育所にする、そして戻ったときに、またそれができるようにということあります。そこで何人かの職員がということで、いなくなったとすれば、その人たちがまた次のときに戻ってきてくれるという話でもないわけでありますので、そういう意味からすると、ただただ費用対効果だけの話ではないという考え方でぜひ考えていただければというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 費用対効果もありますけれども、もちろん多いほう、もっと多い中で子供が育ったほうがいいんじゃないですかと。だから、そういう決断も必要なんだと思うんです。心が広いとか狭いとかはどうでもいいんですけども。そういう点では、四、五名で無理して施設を持って運営していくよりは、どのぐらいの規模が適正かいろいろ協議されて、保育所をきちんと村で支援をして、そういう中で育ってもらったほうがいいんじゃないですかと。子供のためを考えて言っているんですよ。

村長（菅野典雄君） 私たち子供のことを考えていますし、親も子供のことを私ら以上に考えていますので、そういう親は、とりあえず保育所、身近なところの多いところに預けて

いただいているのではないかなという気はします。ただ、少なくとも飯館あたりに上る方、全てではないですけれども、その人にとっては、なくなれば、また別なところに移らせなければならない。それぞれ一生懸命やつていただいているでしょうから、それはそれでなれていくかもしれませんけれども、村の保育所に預けているという安心感は、私は何物にもかえがたいのではないかと思っています。その親にとってはです。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 保育所の考えは平行線でありますからやめますけれども、子育て支援センターについて、前にも申し上げましたけれども、わざわざこれをやる目的、飯館が用意した施設に上げる子供が少ないので、何とか多くしたいという話でございましたけれども、福島市なり川俣なり伊達なり、いろいろな自治体との協定なり支援をもらう協議の場で、安心して子供を遊ばせるような事業展開をされている実態をどういうふうにつかんでおられますか。その実態の中で、どうしても少なくて、飯館の子供がお世話になれるようなものがない、だから自分でつくらなければならない支援センターなんだとということになりますか。（ ）

村長（菅野典雄君） 私たちのこの避難生活にあってつくった計画は、できるだけ一人一人に寄り添うという話であります。それは議会からも当然今まで言われてきた話ですし、より佐藤委員は言ってきた方だと思っています。そういう意味からすると、それぞれ親としては、不便とかその他大勢のほうがいいということで、それぞれ預けたりしているわけでありますけれども、村として、どこに住もうと、どこの保育所に行こうと、やっぱり村の子供だという思いは少しでもかけていくということになれば、ではどういうふうにしていけばいいのかということになると、支援センターをつくって、もしいろいろなときに相談でも何でもという話です。

正直言って、私、非常に心配していました。「これでどうなるの」という思い、佐藤委員と全く同じだったんですが、実は担当のほう、今移動ということで数回やってみましたが、大体平均20人ぐらい来て、やっぱりいろいろな思いを語ってくれる。よかったです、今度こういうふうにしてもらえばというような話がある。もちろん、その人たちには別なところに子供たちを預けているわけでありますけれども、やっぱり村に対するちょっとした、そういう思いに寄りすがりたい、助かったという思いがあるということのようでありますから、そういう意味からすると、全てこの金額ということはなかなかでありますが、若干補助も来る、あるいは建物を建ててくれるところもあるということになりますので、あとは運営費ということで、やってみる価値はあるのではないかということでの話であります。（ ）

かなりいろいろなハードルは高かったです。なぜ今ごろという話もあったんですが、今になったからこそ、次の手でやっと、離れ離れになった人たちにこういう形ができるような時期になってきた、余裕ができた、あるいは何としてもやらなければならないというふうになってきたと考えていただければいいなと思っております。以上であります。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今年度、子育て支援センターの庁内検討会というのを立ち上げ

させていただきまして、全部で7月から2月にかけて7回ほどさせていただきました。その中で、保護者の実態なんですけれども、プリペイドカードの交付式の日に簡単なアンケートをとらせていただきました。その中で、お子さんを養育する上でのお困りは何ですかという問い合わせの中では、放射線が心配だという方が54%ほど、それから子供が安心して活動できる場が少ないという方が43%いらっしゃいました。これが多かったところでございます。あと、村専用の子育て支援施設があれば利用されますかという質問には、自宅から近ければ利用するという方が43%、少々遠くても駐車場があれば利用するという方が14%いらっしゃいました。そういうことで、結構それなりのニーズはあるのかなと思いましたし、これで検討をしていくきっかけになったのかなと思っております。

あとは、今村長にもありましたように、今プレ事業をやっておりまして、何回かやらせてもらいましたんですけども、その中でも、やはり村のお母さん、お父さんたちだけで集まりたい、情報交換をしたいというような要望も非常にありますし、今まで避難先での子育て支援センターとかそういう施設を使っていらっしゃる方もいて、そこでお友達もできたというお話もあるんですけども、どこの幼稚園に上げようかとか、村に帰るか帰られないかとか、いろいろなそういう村特有の皆さんのが不安であったり悩みというのがあるのかなと。そういう皆さんが集って、自分たちなりのことを考える場というの非常に必要なのかなと。プレ事業をやっては、そんなことを皆さんからお聞きしているという状況でございます。ですから、非常にこれだけ、単発でやっているわけすけれども、20人からの皆さんが来て、そこでそういう話をされて帰っていくということは、やっぱり必要性は高いのではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 予算の問題を言うと費用対効果を言つていいのかという話になるんですけれども、これも9,000万円ですよね、20家族、親子で。私、福島とか伊達とか、いろいろこういう関係の施設をめぐったり声を聞いたり、そこに言っている飯館の親子の話も聞いていますけれども、そういうものを利用したり活用する推進だけではいけないから、自分の建物を持たなければならないんですか、必ず。そういう発想にしか立てないんですか。自分で自分の建物を持つという発想しかないんですか。この備品そのものを見たって、福島の市民会館なんかすれば、相当いろいろなものが入っていて、子供が行ったり親子で行って相当楽しんで、いろいろな話し合いもされています。いろいろやっていらっしゃる実態はどういうふうにつかんでいるんですか。既存の自治体。

村長（菅野典雄君） 何で建物だけというつもりは全くありません。今までそうして伊達それから福島、南相馬、川俣などなどの移動でやってみた結果、かなりの、思ったよりはるかに多くの人たちが、そういうことをしていただきたいということありますから、当然これからも、その周りはやるつもりではあります。ただ、少なくともどこか居場所が安定していれば、いつでも、今度はいつ来るのかなというよりも、きょうちょっと時間があったから、雨が降ったから、休みが急に入ったから、ちょっと行ってみようか、あるいは心配事、こういうのがあるんだけれどもということもできる話でありますので、今回いろいろな支援の事業の中で、補助事業の中で、仮設でありますから長期の話では

全くありません。2年の中、あるいは延びたとしても4年ぐらいの中で、こういうことをしていくことが次の復興につながるのではないかということ、先ほど担当課長のほうから生の声もお話をさせていただいたということでございます。

委員（佐藤八郎君） 飯館のこの支援センターと、今川俣なり伊達なり福島なり二本松なりどこでもやられているいろいろな支援センターとどれだけ違って、飯館のこのセンターに行くことが本当に飯館の子供たちにとって、他のそういう施設を利用するよりはいいんだという、だから実態をどういうふうにつかんで、そういうところに行くことを案内したりなんだり過去に25年度中なり24年にしているのか、それと実態はどういう施設があったりしているのか、それでもって、その上に立って、自分らで建物を持つ必要があるというふうに決断されたのかということを3点にわたって聞いています。答えてくださいよ。

村長（菅野典雄君） どこの市町村も、こういうときですから必死になってやっていらっしゃるだろうと思います。ですから、そこに行くのも当然あっていいだろうと思います。身近なところに行って。そのときに、例えば飯館の村民の方が二本松に住んでいて二本松に行くのもいいでしょけれども、「あっ、うちの村でこういうのをやっているんだな」と思ってそこに行くのとは、それぞれ違うでしょけれども、やっぱりかなり違うのではないかなと思います。ですから、子供というよりはやっぱりお父さん、お母さんに少しでも村は一生懸命皆さんのことを考えていますよというところを知っていただくということが、これから復興にもつながるという話ではないかなと。

いつも佐藤委員から、若い人たちにどうするんだ、戻らない中でどうするんだと、そういう話もいただいているわけでありますから、ぜひそことのつながりの中で今回こういうのを考えさせていただいたということありますので、ご理解をいただきたいと思います。

健康福祉課長（藤井一彦君） 情報提供のほうにつきましては、主には赤ちゃん訪問の中で保健師のほうから、そこの自治体にある施設の情報については提供させていただいているというところでございます。そういった話の中で、お母さんたちから出てくる言葉の中に、そういう施設に行っても、「私、飯館なのよ」と言えないということなんです。なんかよそ者のように入っていって、なかなか友達もつくりにくかったり、なんか後ろ指を指されているような、そんな気持ちがあるというのを保健師が聞いてきております。そういった声に応えたいという気持ちで、今回は委員会などもつくって職員の中で協議をしてやってまいりましたとございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 私飯館と言えないからつった話にはならないと思うんですけども、いずれにしろ、そんなことだけでこれだけの予算を使って20家族。ずっと見た場合、やっぱり一つの雇用の場としてはね、何人かは雇って人件費になりますから、というふうに考えざるを得ないんですけども。自治体と協定を結んだり、他の自治体の施設を活用したり、お世話になったりと、こうずっと続いているわけですから、そういう意味では、既存の施設をきちんと活用するなり、そういう場をそこの場に設けるなり、そういうことをした上でこういうことになってくるなら、先ほどの雇用事業ではないですか

ども……。なんか、いろいろ子供を持っている親に聞いたんですけども、今のアンケート結果では近ければ43%と、何人のうちの43%かわかりませんけれども、遠くても14%は行く、では既存の福島や既存の施設には、どのぐらいの人たちが行っているんですか、利用しているんですか。

村長（菅野典雄君） 何度も言わせていただきますが、私は今まで佐藤委員の言っている話と随分違うなというのが正直なところであります。一人一人に寄り添えということを何度も私は言われてきましたから、少しでもそのつもりでいるわけでありますので。そういう意味からいたしますと、確かにお金はかかるであります、この災害のときに、その最たるものだと思っております。細かいところは、あと課長のほうから。

健康福祉課長（藤井一彦君） 実際何人がどこの施設を使っているかというような調査はしておりませんので、そこについてはわかりませんが、実態としては、保健師がそれぞれのお子さんのところへ赤ちゃん訪問をしておりますので、電話なんかも含めれば全員の方と面接なり何らかの接点を持っております。そういうところでこういった声が聞こえてきたということは、それなりに村としても受けとめてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

◎散会の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 本日の質疑はこれで終了しました。

散会します。

なお、明後日は午前9時からこの場において会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

（午後4時45分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月12日

予算審査特別委員会委員長

飯橋 喜二郎

()

()

平成 26 年 3 月 14 日

平成 26 年度飯館村予算審査特別委員会記録（第 3 号）

()

()

平成26年3月14日、飯館村役場飯野出張所議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	飯 樋 善二郎 君	伊 東 利 君	松 下・義 喜 君
副委員長	高 野 孝 一 君	菅 野 新 一 君	渡 邊 計 君
委 員	佐 藤 八 郎 君		
	北 原 経 君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅 野 典 雄	副 村 長	門 馬 伸 市
総務課長	中井田 榮	復興対策課長	中 川 喜 昭
住民課長	濱 名 光 男	生活支援対策課長	細 川 亨
健康福祉課長	藤 井 一 彦	会計管理者	但 野 正 行
教育長	八 卷 義 徳	教育課長	愛 澤 伸 一
農業委員会長	菅 野 宗 夫	農 委 局 長	但 野 正 行
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊藤修一 書記 山田郁子

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（飯樋善二郎君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。

（午前9時01分）

本日は、審査特別委員会の最終日となります。

昨日、飯館中学校の卒業式に出席をさせていただきました。3年間、飯館の校舎に一度も通うことなく卒業されていく子供たちとそのご家族の皆さん方の心情はいかばかりか、察するに余りある思いでいっぱいあります。

冒頭でも申し上げましたように、この現実をしっかりと受けとめ、一日も早く子供たちが安心してもらとの飯館の学校に通学できるような全ての環境を取り戻すために、そういうことが求められているわけですが、現時点ではまだ先が見通せません。そのような中、このような状況となっておりますので、あらゆる角度でこのための手段を駆使し考えていかなければならないのではないでどうか。本日は、しっかりと議論を重ね、本年度の予算が村民の負託に応えられるよう、委員各位のご協力を改めてお願いをいたしまして、質疑を始めさせていただきます。

これより質疑を許します。

委員（佐藤長平君） おととい、村長からこういう答弁をいただきました。教育長はかき回していない、そのようなことはしていないという答弁をいただきました。きのう、またそのかき回した事実が判明しました。我々が苦労してそれぞれの学校を残してきた、そのことが今委員長も述べられたような内容であります。あの村の学校にそれぞれの学校をそのまま帰したい。そんな思いで仮設の学校をつくったり、いろいろ我々は努力をしてきましたところであります。かき回した内容は、小学校の校長を3人から1人にする、それぞれの学校に校長を置かないという話であります。これは我々が今まで聞いてきた村長の考え方や前任教育長の考え方とは相反するものであります。なぜ、このようなかき回しが起こったのか、そのままで事実について村長から答弁をいただきたい。

村長（菅野典雄君） 今ご質問にあったように、飯館村には3つの小学校があって、それぞれどうするかという中で、1年目は川俣の中学校に移させていただいたわけであります。その後、皆さん方のご理解をいただきながら川俣に土地を買って仮設校舎をつくらせていただいて、3つの小学校をそのまま存続をしてきたということであります。今もってその考え方方は全く変わっておりません。

ただ、少なくとも、やってみた結果、いろいろなやっぱり改善策をして、少なくとも、避難にあったことによってなおいいこともあるかもしれない、あるいはそういう悪いものは少しでも改善していくこう、こういうことで、去年からは、一番スタートは場所がなかったですから、草野小学校と白石小学校と一緒に、それから後ろのほうを飯樋小学校と、こういう形できたんですが、どうもやはり、むしろ同じ村民の村の子供だという形で一緒にやったほうがいいのではないかと、そういうお話が出まして、今は3つの

小学校はありますけれども、いわゆる校舎別ということではなくて、それぞれ1学年1組、2組といいますか、ちょっと1組、2組ではないだろうと思いますが、隣同士で1年生は1年生、2年生は2年生という形でしていくということあります。それによつて、3つの小学校ではありますが、同じ避難中、なかなかほかでは、正常ではできなかつた同じ飯舘村の小学生なんだという思いがより1年の間におさまつたといいますか、進んだ、できたということではないかなというふうに思つています。

もう一つ、問題は、校長先生が3人ということあります。それぞれの学校にそれぞれの校長先生がいる。子供たちが一体になつてゐる中で校長先生が3人ということになりますと、みんな一生懸命やつてはいたただきましたが、やはりそれぞれ遠慮したり、話し合いをする中で、どうもやっぱり学校なりの組織の系統が思うに任せないということが出てきているという話は前から聞いていたわけでありますけれども、そこを何とかするということになれば、やっぱりトップに立つ人は1人で、あとそれぞれの学校に教頭先生を置いて、その流れの中で3つの小学校ではあるけれども、いわゆる避難中の飯舘小学校だという思いでやらせていただく。それがいいのではないかということになって、今のお話になったということあります。

当然、戻るときにはそれはもとに戻す、こういう中でのことあります。以上であります。

委員（佐藤長平君）　　話は違うので、これほどの制度改革を住民代表の我々に一話もしないで進めるという、これがいいのかどうか。

議長、全協というものを聞いて、ここで政治的な話でがんがんやつてもいいかがなものかというものが残るから、そういうふうにしてはいかがでしょうか。（「賛成だ」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　暫時休憩をいたします。再開予定は未定です。

（午前9時11分）

◎再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時12分）

委員長（飯樋善二郎君）　これより質疑を許します。

委員（佐藤長平君）　農業委員会長にお尋ねをするものであります。

けさの新聞によりますと、農業、農協、農業委員会ということで、成長分野の農業関係改革について、自民党内で議論が起つてゐるようであります。農業委員会長として、農業改革、農業委員会改革について、どのようなご所見を持っているのか、この際伺つておきます。

農業委員会長（菅野宗夫君）　正直なところ、大変な状況にあります。避難生活の中で、それなかなか直接見えない部分がありますけれども、実際、日本の農政の分野ではすごい動きがずっと見えておるわけであります。そういう中で、福島県の農業会議を介して、それぞれ福島から、それぞれこの状況の深刻さを当然ながら受けとめながら、国民に安

心して与えられる食料の生産者としての組織としてのあり方というのは、これからも他の分野にも理解をしていただくことが大事だということでそれぞれ対応しているところであります。

委員（佐藤長平君） ちょっとわからないような答弁なんですが。

新聞によりますと、今までの農業委員会制度は選挙で選ばれた農家の代表がこれを組織して、それに農協あるいは共済組合、土地改良区でしょうか、そういう委員が、農家の代表委員が集まって議論をしてきた。ところが、今回の農業改革の中で、農業分野に企業の進出ということが出されて、いわゆる農業法人等々、企業の参入をしやすくすべきではないか。そのためには、農家代表の農業委員会には無理がある。農家代表でない方々の参入をすべきではないかという議論が進んでいます。これは上のほうの議論でありますから、末端の農業委員会としては、この議論にどういうふうに対応しようとしているのか伺っておきます。

農業委員会長（菅野宗夫君） 農業の分野は、ご存じのとおり、一つの農業という分野だけではなく、それぞれ地域の住環境にまで及ぼすその多面的な機能を持っております。ですから、やはり地域の人で農業を振興させながらやっていくのは、私は基本だと思っております。当然のことながら、企業参入の場合は、どうしても利益本位であって、そのほかの部分に対しての及ぼす影響といいますか、そういうものまでは企業の分野では対応できない部分があると私は思っております。ですから、基本は地域の住民で農業の振興を図っていく。それが私は基本だと思って対応しております。

委員（佐藤長平君） 農業改革、その後の農業委員会でありますが、要するにあれでしょう、TPPを進めていくには大規模な農業というものを実現しなければならない。そこには今までの農協を中心とした農家では対応はできない。よって、企業の参入によって農業改革を進めるべきだという議論であります。TPPからきておりますので、今後このような動きの中で農業委員会としてはどういう対応、行動をとろうとしているのか伺っておきます。

農業委員会長（菅野宗夫君） 特に今回、TPPの話が出てきました。それぞれ日本の資源の乏しい中で大事な部分、私は食料の分野というのはやはり第一次産業、第一次産業のその人間の命までを、全てを、それが基本にあります、その体で第二次産業、第三次産業もあるわけであります。ですから、やはり第一次産業をおろそかにするような形での対応についてはそれぞれ反対をしております。これからも国民に理解できるような対応の仕方でそれぞれ取り組んでいきたい。また、取り組んできました。そのような方向であります。

委員（佐藤長平君） 震災に遭って、これから帰村する中で、飯館村の農業というものを再生させなければならない。おとといの議論でも、あるいはまた一般質問等々でも、帰らない人がいる。村土の保全をするための組織、復興会社なんていう言葉も出ました。それから農業法人化という話も出ています。このような中で、今の農業委員会そのものがあり方が、農家代表だけでつくられていくのかというとちょっと私も不安があります。それでは、今までの農業を守るというだけでは、攻める農業にはなっていかないというふ

うに感じています。今、農業委員会長の、国的基本は農業であり、村の基本も農業であり、農業を中心としたその中でやっていくんだということでは守るだけなんですね。守るだけでは、この飯館村の農業再生、農業改革というのは進まないのでないかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

農業委員会長（菅野宗夫君） それぞれ大事な飯館の自然の恵みというものが汚染されてしまいまして、これから再生に向けて、もとどおりの形でやることは絶対に不可能だというふうに私は思っています。ですから、私はチャレンジした、要するに、新たな農業の取り組みというふうに進めていかなければならない。そういう中で、それぞれ避難先で営農している人たちとの意見交換会やら、さまざまなかたちでそれぞれ意見を集約しながら、そして走りながらやはり将来のものを考えていく。そういう形で今いろいろと進めているところであります。

委員（佐藤長平君） 私も農業者として、農業委員会から意見交換会の招待状をいただきました。いわゆる癒しの宿での意見交換会、私ちょっと忙しくて出席することができなかつたのでありますが、この意見交換会の中では、どのようなことが話し合われ、まとめられているのか。農業委員会の判断を仰ぐところであります。

農業委員会長（菅野宗夫君） それぞれ農業委員と、それぞれ避難先でそれぞれ頑張っておられる方々との意見交換会を開きました。さまざまご意見が出されました。後ろ向きでない話を積み重ねていくことが大事だと、それからバイオ燃料農作物の栽培に可能性があるのではないかとか、それからこういった意見交換会は必要だし、それぞれ農業の先輩方と、要するに世代を超えた形での話し合いも必要だと、それからやはり前向きに考えて、村の產品は安全というイメージになる可能性は近い将来すぐ出てくるとか、さまざまなかたちで前向きの話が出てきております。ですから、そういう言葉をそれぞれ大事にしながら、意見を大事にしながら、それぞれこれからの復興の可能性を見出していくたい、そんな気持ちであります。

委員（佐藤長平君） 大変すばらしい意見交換会が展開されたのかなというふうに思っているところであります。農業者を集めてのこのような取り組みは敬意を表しているところであります。しかしながら、58ページの予算の中では予算化されていない。むしろ、農業委員会としては、農業者の意見を吸い上げるという点についてはきっちと予算化されてやったほうがより効果が上がるし、もっと、もっと農業者が集まるのではないかと。余計なことになるかもしれないけれども、きっちと私は予算化してやるべきではないかと思うんですが、いかでしようか。

農業委員会長（菅野宗夫君） ありがとうございます。まさしくそのとおりだと思っております。これからも建設的議論をめざしてまいります。

委員（佐藤長平君） そうすると、臨時議会あたりにはその予算化が出てくるという確認でよろしいでしようか。

農業委員会長（菅野宗夫君） それぞれ前向きに検討させていただきます。

委員（佐藤長平君） 前向きというのはないでしよう。6月議会とかという答えをちゃんと出すべきでしよう。前向きにというのは話にならない。

農業委員会長（菅野宗夫君） できるだけ早く出すようにいたします。（「終わります」の声あり）

復興対策課長（中川喜昭君） 私から、おとといの総括の1日目ですが、佐藤八郎議員のほうから3行政区の進捗状況ということで、調査して答弁いたしますということでありましたので、答弁させていただきたいと思います。

大久保外内行政区、前田八和木行政区、関根松塚行政区の進捗状況ということでございます。大久保外内行政区については、一番先に仮々置き場の造成が25年の7月中旬から造成工事に入りまして完了しているという状況でございます。それから、前田八和木行政区、関根松塚行政区についても、11月から着手しまして仮々置き場のほうの造成は終えているということでございます。

除染作業の部分でございますが、大久保外内については7%の進捗と、それから森林部においては3%、2月末現在ではそのような状況になっていると。それから前田八和木と関根松塚については、宅地のほうはまだ着手しておりませんが、林野部のほう、森林のほうは3%入っているという状況でございます。 ()

除染をする際に、イグネのほうの伐採を先に進めて除染を行うという計画でおりまして、関根松塚行政区については、伐採契約数に対しまして87%の伐採済みという形になっております。それから、大久保外内につきましては55%、前田八和木行政区については54%というような状況でございます。以上であります。

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

委員（松下義喜君） 34ページの一時帰宅支援業務でありますが、これはなくてはならない業務なのかなというような考えではありますけれども、90日に312人で、1日平均3.5人という中で2,000万円以上のものを使うのであれば、もっと経費を落とされるような組み方はできなかつたのかどうか、そういう検討をされたのかどうか、お聞きします。

生活支援対策課長（細川 亨君） 一時帰宅バスの質問だと思いますが、一時帰宅バスは、8月から12月中旬まで、そして3月ということで、まだ始まって半年の状況でございます。今、利用者の声、そういうふうなものを聞いてみると、ぜひ帰村に向けて、我々は帰る手段がないものですから、このバスを続けてほしいという声が多かったものですから、26年度についても、今度は1年間を通してということで、ちょっと額は大きいんですが、運行しない日というのはここから減額されていきますので、そういう意味では、満額計算しているという状況でございます。以上です。 ()

委員（松下義喜君） じゃあ、この金額はどのくらいの日数で、どのくらいの利用者を想定しているのか、お聞きしたいと思います。

生活支援対策課長（細川 亨君） 日数は247日でございまして、およそ1日、運行すれば3人というふうな形で計算しているものですから、720人ぐらいを予定しております。以上です。

委員（松下義喜君） わかりました。

私はこの事業費2,000万円以上もかけてするのであれば、いろいろな条件等もあるうかとは思いますけれども、やっぱり雇用をふやすのであれば、何か条件を緩和すれば、飯

館村民の方を使って利用すれば、かなりの金額でございますので、ひとつ雇用になるのではないかなどと思うんですけれども、その点、もし何か考えておられるのであれば。

生活支援対策課長（細川 亨君） 昨年8月から始まりました一時帰宅バスのコールセンターのほうですが、コールセンターの職員については飯館村の方を雇用していただいて、村役場の生活支援対策課のほうに出勤していただいているということで、雇用にはしっかりと1名入っているということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

委員（松下義喜君） それは1名、2名の雇用だと思いますけれども、仮に20行政区の働きたい方を行政区別にお使いいただいてすれば、本当に待ち時間のない、いいものがとれるのではないかと私は思いながらご質問したところでございます。もし、そういうことも可能であれば考えていただきたいなと思うところであります。

では、質問をかえさせていただきます。37ページの飯館村振興公社貸付金1億円、これは農業振興費の中で、営農再開支援事業の下に書かれているんですけども、これはこの欄で貸付金はよいのかなと、財政的なもの、ちょっと回し方わからないんですけども。いろいろな会社に貸したりすれば、これに利息等も伴うのであるのかどうか、そこら辺お聞きしたいと思います。

また、前回の振興公社の賠償金で3億円等も振興公社にではなかったですか、貸し付けしているというような認識ではいたんだけれども……。

じゃあ、とりあえず、37ページのものをお聞きしたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） まず、37ページのこの下に記載させていただいたのは、復興対策課のほうで窓口になっているというようなこともありますて、ここに整理をさせていただいております。さらに、無償なのかというようなことありますけれども、無償で貸し付けをしているといった内容です。

委員（松下義喜君） そうすると、貸付金は新年度にまた返還されるというようなとり方でよろしいんですか。

総務課長（中井田 榮君） 当初の初めに貸し付けをして、あと年度末に返していただくといった内容でございます。

委員（松下義喜君） 38ページの高齢者等肉用牝牛貸付基金利子、1万円存目なんだか、どうなんだかわかりませんけれども、前回もこれは引き続き行っていたし、被災前はやっていたものなんですねけれども、このものの滞納等は残っているのかどうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 詳細については後ほど調査して答弁させていただきたいと思います。

委員（松下義喜君） また、村内から出て避難をされながら繁殖また肥育等を行っている方がおられます。後には高齢者になろうかと思いますけれども、またこういう高齢者事業も帰村までにするのかどうか、そこら辺、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君） 今回の原発事故におきまして全村避難という形になりまして、避難する際に、村内で畜産をなされた方々の牛を手放しながら避難をしてきたという状況でございます。その際には、それぞれ飼育していた、飼養していた牛を手放すという部分で、大変心苦しい残念な思いだったのかなというふうに思っております。村としま

しては、復興計画の中にも上げておりますように、やはり飯館ブランドの継承、再開、再生を目指したいというような計画も上げさせていただいております。その中では、今現在、避難している中でも畜産を営みたいという方々については、国の支援事業等でそれらの支援をしているところでございます。今後もそのような形でやっていきたいと思います。

さらに、帰村に当たって、やはり、飯館牛のブランドの再生ということは考えております。ただ、いつの時期にそれらが再開できるのかという部分、今いろいろ考えているところでございます。例えば牛をやるにも、ただ牛だけを育てればいいというものではなくて、やはりそれらに食べさせる餌、今まで粗飼料ということで牧草等を村内でつくりながらやってきたという部分、これがセシウムの状況がどうなるのかという部分をこれから調査をしていくという必要もありますし、あとは牛を飼うことによっての米づくりにも還元されていくという部分もありますので、畜産、稲作、これらもいろいろな意味で一緒に考えていかなければならぬものなのかなというふうに思っております。その中で、多分、帰村した後、やはり導入する際には、自己資金がないという部分には貸付基金などの活用が必要かというふうに思っておりますので、それについても検討していきたいというふうに思っております。以上であります。

委員（松下義喜君） 質問かわります。農業委員会にお尋ねしたいんですけれども、除染の後から、農地の保全を守るために営農再開支援事業等を使いながら農地を保全するというような事業がございます。我々飯館の作業の単価が各市町村に比べて安いのではないか。草刈り、または耕運、反転等、この積み重ね方式の3万5,000円の仕事の中身でするには、遠方から車で通いながら作業する単価をとりたいという観点から、この反転、草刈り、耕運、そういうもろもろの作業賃料を変える必要があるのではないかと思うのですが、どうお考えかお聞かせいただきたいと思います。

農業委員会局長（但野正行君） 耕作単価については、営農再開という部分で、農政係のほうで反3万5,000円という範囲の中でどういうふうな単価で積み上げをするかというのを現在検討中でございまして、農業委員会としてもその検討の中に入りまして、単価については検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員（松下義喜君） 農業委員会の価格の設定が基本でないのではないかと思っておりますので、各市町村との整合性を見ながら、ぜひそれを改定していただきたいとお願ひいたすところであります。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほど、松下委員からご質問ありました高齢者の貸付牛の未納の部分でございますが、未納者9人、それから貸し付けしている牛の頭数が10頭、金額が398万円という形でございます。以上であります。

委員（松下義喜君） 今、牛等々で補償関係をすっかりいただいた中で、今後の対応策はどのように考えていられるのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 対応としましては、まずは督促等といいますか、納入のお願いという形では年に2回ほど行っております。当初は、未納のあった方々については、賠償で入った際に声掛け、電話掛けなどして、納入していただいて残った部分が今現在と

いう形になっております。案内をするとともに電話でも確認をしているんですが、なかなか納めていただけないという状況でございます。これらについても、そのままということになりますと、帰村に当たってまた残ってしまうという部分もありますので、今のうちが大事かなというふうに思っておりますので、強力的に今後進めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。（「終わります」の声あり）

委員（北原 経君） それでは、質問させていただきます。

10ページの復興計画の問題なんですけれども、4版まで計画が立てられました。私もその委員会に入っておりまして、委員長からも強く要望もあったと思うんですけれども、今までの4版の事業は、いわゆる国の事業を早くしないと、例えばメガソーラーの問題に関しても国の予算とかそういうものの金額が変わってくるとか、そういう形で進めてきたわけなんですけれども、今後、5版、6版となっていく場合において、今までアドバイザーとか、村外の方、そういった方々が来て、アドバイザーからの意見は十分反映していたんですけども、村民の意見が入っていない。特にこれから帰村とか、帰村しない方とか、そういう村の復興に関しては、村民の意見を強く取り入れたいという、赤坂委員長から強くその話が委員長として執行側にも話あったと思うんですけれども、その辺の今後に関するふやすことの取り組みについて、どう考えるのか。

総務課長（中井田 榮君） 今ご質問ありましたように、第4版の最終でありますけれども、答申の際に、委員長のほうからも、第4版まではこういう形で来ましたけれども、第5版につきましては、多くの村民がかかわって復興を具体的に進めるという意味では、もう少し村民を入れて検討してはどうかというようなご指摘もいただきましたので、今後、第5版をつくる際には、ご指摘も踏まえながら、今後、専門プロジェクトを動かしながら第4版をつくってきたわけでありますけれども、その兼ね合いも見ながら、できるだけ多くの村民を入れながら検討していくけれども、その辺の内容につきましては、今後、検討していきたいというふうに考えております。

委員（北原 経君） ワークショップなどで村民の方にはかなりお話をしているとは思っておりますが、やはり、ああいった委員会の中で村民がどういうふうに求めているのかを、やっぱり議論しながら進めていくというのは大変重要なことだと思っておりますので、やはり、それはきちんと予算をとって、あの場で村民の意見を聞くこと。アンケートとかある程度のところじゃなくて、そういうふうに進めるべきだと思いますので、それはそれでいいです。

あとは、私、なごみについて説明資料をいたしましたので、月別とか、人数とかは上がっております。ページ数ですか、32ページですね。それ以降、ずっと5名雇用できたわけなんですけれども、この主にあります産品のPRの販売事業というものに関しての考え方について、どのように考えているのか、今後。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問は、労働諸費に上がっております産品PR販売事業、なごみの業務委託の件についてだと思います。産品PR販売事業と命名しておりますが、店内のほうにいろいろ産品PRということで、飯館村の方々がつくっているもの、そういうふうなものが結構陳列されております。そういうふうな部分を産品P

Rとして出しておますが、あとの半分は野菜とかいろいろな食料品ということで、全般にわたって産品PR販売事業ということでなごみということで名づけてあるということをご理解いただければと思います。以上です。

委員（北原 経君） なかなか、運営していくにはこういうときですから、大変なのかとは思っておりますけれども、やはり、今後、パーセントで伸ばしていく計画というものに対して、そういうものができる上がっているのか、何か、お聞かせください。

生活支援対策課長（細川 亨君） 売り上げという部分では、エリアが決まっておるものですから、大体頭打ちの状態にはなっておりますが、産品、いわゆる生産者と消費者をつなぐパイプとしての役割というのは重要な部分で示してやっておりまして、いわゆる仮設住宅の高齢者へしっかりと農産物の提供を行ったり、移動販売サービス等を行って、また雇用の確保にも努めていくというふうな部分で大分大きく仮設周辺では大きな役割を担っているということあります。以上です。

委員（北原 経君） 予算も計上されておりますので、やはり努力をして、そこにいる住民の方、またそこに物を出している方の向上のためにも、強く努力していただきたいと思います。

37ページの営農再開支援事業に、この中に有害鳥獣被害対策というものが入っておりますけれども、これはどのような事業の中でそういうものを行おうとしているのか、ちょっと聞かせてください。

復興対策課長（中川喜昭君） 国のほうから県のほうに入りましたお金で、県のほうが基金をつくりて営農再開支援事業という部分を行っております。そのメニューの中に、除染後の農地の保全管理ということで地力増進作物の作付とかそういうものがありますが、その中のもう一つのメニューで、鳥獣被害防止緊急対策ということで、イノシシ等の部分で、農地が荒らされるということでの捕獲活動の支援、あとは試験栽培、実証栽培等をつくった際もイノシシ等が侵入しないような防止柵の設置、これらをした場合への支援ということでございます。以上であります。

委員（北原 経君） そうしますと、農地に電気の柵とかそういうものの支援がここに組み入れられているということなんですね。

39ページの中にもあるんですけれども、これは活動費なんですけれども、なかなか捕獲隊も人数20名くらいでやっていても、いわゆるイノシシ、猿に関しては、頭数はとったという実績はありますが、幾らとっても、とっても、どんどん、どんどんふえてくるというのが現状です。例えば、とる免許というか、それはなかなか難しいと思うんですけども、わなの免許に補助などを出したりして、特に見守り隊の方にもそういう興味のある方もございます。やはりそういう方々にも希望のある方に募集をして、わなの免許とかそういうものを取ってもらって、そして少しでも減らすというような、そういう事業はとれないものか、お聞きします。

復興対策課長（中川喜昭君） 今お話しいただいたように、昨年は10名体制の中でも五十数頭の捕獲だったんですが、今年は20名体制の実施隊にしたということで、それらの効果があらわれたかというふうに思っておりまして、220頭が今現在の実績ということでござい

ます。避難の中での部分で実施隊の皆様方には、月一回の定例会、あとは週3回のパトロールをしていただいているということで、本当に大変な中活動しているということで、感謝をしているところでございます。そんな中でありますが、220頭とったということであればすごい実績になるのかなというふうに思っておりますが、ただ、今北原委員からありましたように、まだまだイノシシは村内にいるということで、今、提案としてくぐりわなだと思うんですが、それらの免許に対しての支援という話をいただきました。多分、実施隊になったということで、条例の中に入れたということで、いろいろな免許更新の費用面の支援等もあるということで実施隊にしたという経過もありますので、くぐりわなについても、希望者がどれだけいるかというのもあります、それらを踏まえて検討させていただければというふうに思っております。

なお、今年度、25年度に箱わな20基ほど購入しました。その財源としては、営農再開支援事業を財源として20基を購入したという実績でございます。以上であります。

委員（北原 経君） やはり、かなりふえておりますので、その辺を進めていただきたいと思っています。

④休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 喫飯のため休憩いたします。再開は13時10分といたします。

（午前 11時56分）

⑤再開の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時08分）

委員長（飯樋善二郎君） これより質疑を許します。

委員（渡邊 計君） まず、10ページですけれども、アンケート調査作成集計業務、400万円とっていますけれども、これに関して、20代、30代、40代、若い人からの回答率を上げるような施策は何か考えておられるのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） アンケート調査でありますけれども、当初、避難前は1,700戸の世帯でありますし、現在は3,100世帯というようなことで、とにかく1世帯が親の世帯と子供の世帯と分かれて生活をしているというふうな状況であります。そういうふうな若い世代から親の世代までご意見をいただくというようなことで、今まで全世帯対象にやっておりまし、これからも全世帯を対象にやっていきたいというふうに考えております。

委員（渡邊 計君） 全世帯はわかるんですけれども、回答率が上がってない。ここ二、三回やって、それをいかにして回答率を上げるか。その施策をお伺いしたいと思っているんですが。

総務課長（中井田 榮君） アンケートは、その都度、その都度やっていかなくてはいけないというふうに思いますし、回答率を高めるように今後PRもさせていただきたいというふうに考えております。

委員（渡邊 計君） じゃあ、質問をかえます。

34ページ、報償費ですけれども、自治会役員報償費、これは今各自治会にトーネットの

ほう入っていますけれども、このトーネット入っている方は、この報償費対象にならないということでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君）　自治会の役員報償ですが、トーネットの役員でもこの報償は出るということになっております。

委員（渡邊 計君）　実際、私、伊達の自治会にありますけれども、班長さん方に聞きますと、いただいていないという返事が聞こえてきていますので、私も確認をとったわけではないんですけども、そういう声が上がっていますので、ちょっと一応確認を今後とつていただければと。よろしくお願ひいたします。

続きまして、ちょっと確認とりたいんですが、幼稚園、小学校、中学校、この賃貸契約はいつまでとなっているんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君）　仮設の学校校舎のリース関係のご質問だというふうに思っておりますが、本来ですと、建設してから2年間お借りして解体して返すということで当初契約を結んでいたところですが、ご承知のとおり、避難生活が長引いておりまして、今年度におきまして契約の改定をしてございます。現在は27年度末までの期間で契約を結んでいるところでございます。

委員（渡邊 計君）　私、臼石小学校の校長が同級生なもので、きのう、たまたま久々に会ったもので、ちょっと昔話なんかしながら伺ったんですけども、きのう、卒業式に行つた方もわかると思うんですけども、中学校のほうの体育館もすき間が大分できてきてるんですよね。ただ、小学校のほうもできていると。それと、床が大分でこぼこになってきていると。そうしたら、たまたま幼稚園をやつていらっしゃる和田さんもいまして、ちょっと幼稚園のほうは雨漏りがしているんだと。それで、あと2年間の契約らしいんですけども、そのほか、耐震チェックとかメンテナンスとか、そういうことは今後どういう計画を立てていらっしゃるのか、お伺いいたします。

教育課長（愛澤伸一君）　ご心配をおかけしているところでございます。ただ、プレハブ施設でございまして、なかなか本設のようなきちんとした建物になっていないのはご指摘のとおりでございます。特に、体育館のような大空間の施設につきまして、屋根周辺のところに壁板がユニット式でおさまっていく仕組みなんですけれども、どうしても長年使っていくと、どんどん、壁と壁の間が締まっていって、結局、屋根境のところにすき間が生じてきている状態になってございます。残念ながら、この状況を抜本的に解決する手段というのはないのかなと思っております。また、もしできるとしても、多少雨よけのシートを張るとか、その辺の対応ぐらいしかできないのかなというふうに思っているところでございます。なお、体育館につきましては、床部分につきましては、いわゆる仮設造ではなくて、本設と同じ、本来の体育館と同じ構造をとっておりますので、児童生徒の運動には支障のない構造になっているところでございます。

それから、ご指摘の雨漏りについても把握してございまして、実は幼稚園はコマツさんというメーカーさんからの寄贈、ご支援をいただきてできている建物でございまして、寄贈者のほうとも打ち合わせをしているところでございますが、今の状況ですが、春休みの期間を利用して、もう一度、屋根の全面的な見直しを行うという予定になってござ

います。

委員（渡邊 計君） 床は、体育館のほうじやなくて、校舎のほうが、私もきのう行ってちょっと歩いてみたんですけども、かなりでこぼこになっていると。体育館のすき間のほうも、とりあえず応急処置的なものでもいいので、早急に対処していただければと思いますが、よろしくお願ひいたします。

教育課長（愛澤伸一君） 26年度の予算の中で、また必要に応じて議会のほうともご相談させていただいて応急措置をとらせていただきたいというふうに思っております。ただ、プレハブの建物でございますので、やはり本設の建物とはちょっと強度的に厳しいところがあるのかなというところはご理解いただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） とりあえず仮設だということで27年度まで借りているんですけども、もし28年3月見込み時期ということを出しているということは、まだ延びなければいけないと。こうなった場合、その仮設を使うのか、またあるいは今の中学校のほう、大分、広い、あいています。そこに統合するような考えがあるのか。その辺伺いたいと思います。

委員長（飯樋善二郎君） 渡邊委員、今の内容ちょっとわからない、もう一度。（「いや、大丈夫です」の声あり）

教育課長（愛澤伸一君） ご承知のとおり、帰還時期についてまだはっきりしたところが示されておりません。とくにまた学校施設について、帰村宣言と同時に帰るのかどうかということもまだ決まった状態ではございませんで、教育委員会といたしましては、現状の建物で仮設校舎を維持してまいりたいと考えているところでございます。

委員（高野孝一君） 予算説明資料12ページ、新規事業をやるというようなことで、総合行政システム改修業務についてお伺いをいたします。予算額が1,257万2,000円となっておりまして、国と一般財源のおおむね折半で計画されておりますが、いわゆるマイナンバー法に基づく社会保障税番号制度だと、そのシステムだということありますが、制度の概要について初めにお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） マイナンバー制度でありますけれども、ご承知のとおり、概要については、番号制度は複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一の情報としてその透明性を高めるというふうになっているんですけども、具体的に言えば、現在、住基のところ、それから税、さらには国保、それから介護、後期高齢と、それぞれ番号がついているわけでありますけれども、それを統一の番号にして、今後、国の制度として制度改革をしていくというようなことで、国の制度であります、10分の10の制度で今回そのシステムを改修するというのが今回の事業の狙いであります。

委員（高野孝一君） 同じような番号に、今課長が言ったように、今住基のカードが発行されているわけなのでありますが、それを使うということはできないんでしょうか。住基のカードです。

総務課長（中井田 榮君） きっとそれとはまた別に、今ある番号の上に、簡単に言いますれば番号制みたいなものが、統一の番号がつくというふうに考えていただければいいのかなというふうに思います。

委員（高野孝一君） 新たな番号というわけですけれども、何桁になるようなものでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） その辺は、これからシステム改修をして、そして27年の10月までに完成をして、その後、28年の1月にその通知をしてというような形ですから、今後、今回のものは総務省の住基と税と、宛て名と、3つのシステムの改修を行うと。それからさらに厚生労働省の介護・国保の改修はその後だというようなことありますので、今後、また詳しく出てきた際にご説明をしたいというふうに考えております。

委員（高野孝一君） 情報によれば12桁が個人で、法人番号は13桁になるようあります。早いところでは来年の1月から利用が開始される市町村もあるようありますが、これらに係る予算概要、今後どのような金額なのかお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 今、来年のという話でありますけれども、私の手元にある資料によりますと、28年の1月に番号利用の開始というようなことでありますので、今後、今ほどご説明したように、総務省のものをやって、それから厚生労働省のものをやってというスケジュールなのかなと。さらに、総額の予算でありますけれども、その辺はまた手元のほうに説明内容は来ておりませんので、それも来次第、説明したいというふうに考えております。 ()

委員（高野孝一君） それでは、今年度、1,257万2,000円の範囲で整備するシステムというのは何階にどのようなものを置くのか。わかる範囲で結構ですから、お伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどからお答えしていますように、今回のものは総務省の関係のシステム改修1,257万2,000円で10分の10の国の丸々の負担で行う事業であります。住基ネット、今の住民課、それから税、その隣にありますけれども、それからその宛て名、そのシステムを改修するという内容だというふうに聞いております。

委員（高野孝一君） マイナンバーの主な利用範囲、これは社会保障分野では、年金分野、労働分野、福祉・医療、その他の分野、そして税分野と防災分野に分かれるようあります。運用まで1年半ほどありますので、しっかりと住民に対してPRもしていただければと思います。 ()

次に、28ページ、緊急通報体制整備事業181万5,000円であります。きのうの新聞で郡山の仮設住宅において60代の男性が孤独死をしたという記事が載っております。男性宅の新聞受けに新聞がたまっていたことや、男性の車がしばらく動かされていないことに住民が気づいたということで、発見するのがおくれたという状況だそうであります。会長と社会福祉協議会の確認により発見されたということですけれども、これに関連して、そうなれば早く発見するというのは大変重要であるというようなことを認識しておりますけれども、この事業によるひとり暮らし高齢者や老夫婦世帯等の把握というのはどのようにされておるのでしょうか。人数などわかれればお伺いします。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今おただしの緊急通報体制整備事業でございますけれども、今お尋ねのあったとおり、これはひとり暮らしや高齢者だけの世帯等にお貸しをしているというものですございます。具体的には、お貸ししているものは携帯電話でございまして、そこに救急ボタンというものがついております。そこを押すとこの会社のほうにつながりまして、24時間態勢で看護師が対応をするということでございます。その状況によっ

て救急車を呼んだりとか、それからご家族の方に連絡をしたりということでございます。これは現在、今35件の方が利用しているという状況でございます。以上です。

委員（高野孝一君） 今の答弁はこの次に伺うというようなことでありますと、現在のひとり暮らしあるいは高齢者世帯の状況はどのように把握しているかというようなことです。

健康福祉課長（藤井一彦君） 人数はおおむね把握はしておりますけれども、どうしても、最近、その訪問をして今確認をしたりしているところなんですけれども、実際、そこに訪問してもなかなかいらっしゃらないというような方もいて、避難先にいないようなケースもいたり、よくよく聞いてみると村に戻っているというような方がいたりとかいうことがございまして、今、大体の数はつかんでおるんですけども、そういうことで、それを更新しながら調査を続けていると、実態を把握しながらやっていると、そういうふたつ状況でございます。以上です。

委員（高野孝一君） そうすると、現在設置してある35件の状況についてはどんな状況なんですか。どのような世帯に設置しているというのは、どうでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 大体の数でございますけれども、今35軒のうちに、ひとり暮らしの方が約半数、それから高齢者だけの世帯が約半数というような状況でございます。以上です。

委員（高野孝一君） ということは、仮設住宅におけるひとり暮らしあるいは高齢者世帯には設置していないということでよろしいんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 仮設の方でもご希望がある方についてはお貸しをしているという状況でございます。以上です。

委員（高野孝一君） 先ほど、調査をして設置を呼びかけているような答弁でありますけれども、担当者はどちらが担当しているんですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 健康福祉課の福祉係のほうで担当させていただいております。以上です。

委員（高野孝一君） 社会福祉協議会ではタッチしていないということですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 社会福祉協議会のほうでも生活支援相談員の方なんかが訪問されており、それからあちらでいろいろな相談も受けているということでございますので、そういった中でご希望があればうちのほうにつないでいただいてその方にお貸しをするというようなことで、連携をとりながらやっております。以上です。

委員長（飯樋善二郎君） 健康福祉課長、質問者は誰がどういう形でそのことを調査したり、調べたりしているのかということなので、端的に答えてください。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは今までやっています看護師やそれから保健師、それから生活指導員なんかが訪問しておりますので、そういった中で、それぞれそういう状況をお聞きして必要な方にこれはお貸ししているといった状況でございます。以上です。

委員（高野孝一君） システムの内容については、今回は携帯電話であるというようなことはわかりました。35件というのは、現在の仮設住宅あるいは借り上げ住宅におけるひとり暮らしの老人世帯あるいは高齢者の世帯に対しては大変非常に数値が低いというふうに

思うわけであります。今後、ふやす方策としてどのような対策を考えているのでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 実際には、必要な方はもつといいるのではないかなというふうに思っておりますけれども、避難に伴いましてかなりの方が実際携帯電話をお買い求めになっているというような現状がございまして、そういう方は携帯電話で、「あるから、いいよ」というような方もいらっしゃいます、実際のところは。ただ、やっぱり例えば心臓に疾患を持っていらっしゃるような方は、急になった場合はボタンを1個押せばつながるというような機能がついておりますので、そういう本当に必要な方についてはこういったものを利用していただければというふうに考えております。以上です。

委員（高野孝一君） 緊急通報というようなことでありますから、やはりもっと、もっと普及を図るべきだと思うわけでありますし、どのようなお知らせ、PRをしているのでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 大体これは訪問のときに状況を見まして、こういったサービスもありますよということで、必要だと思われる方には情報提供させていただいているというのが実態でございます。以上です。 ()

委員（高野孝一君） ということは、お知らせ版とか広報等、タブレットを使った部分においては情報は提供していないということですか。

健康福祉課長（藤井一彦君） これは誰でもお貸しできるというようなものではございませんので、今のところは現場に行って確認をしている方たちからの情報提供というものを主にやらせていただいているところですけれども、今おただしがありましたとおり、こういったサービスがあるということも広く知っていただくことも必要かなということも思いますので、来年度、広報なりタブレットなりで周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

委員（高野孝一君） やはり早い通報が大事だというようなことではありますので、助かる命を助けることも重要でありますから、ぜひ、これ以上に件数を整備していただきたいと思っております。 ()

次に、こちらの予算書のほうの184ページ、185ページになります。

1款国民健康保険税 1項国民健康保険税 1目に一般被保険者、2目に退職被保険者というふうに分かれておりますけれども、これらの人数についてどのようにになっているのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（藤井一彦君） これも先日、資料要求がございまして出させていただいたところでございます。国民健康保険の保険者数でございますけれども、一般の被保険者が2,417名、退職者の被保険者数が72名、合計2,589名となっております。以上です。

委員（高野孝一君） この2目の退職被保険者が72名ということではありますけれども、その被保険者の内容についてお伺いいたします。

健康福祉課長（藤井一彦君） 退職者の方でございますけれども、この制度、これは退職者医療制度のほうの対象となる方ということでございますけれども、一つは、国保に加入をしている方でございまして、65歳未満の方であります。なおかつ、今まで厚生年金や各

種共済組合などの年金を受け取っている方で、その加入期間が合計20年以上もしくは40歳以降10年以上ある方ということでございます。以上です。

委員（高野孝一君） なぜ72人しかいないのかというようなことが理解できました。保険税の徴収については、均等割、平等割、所得割、そして資産割によって計算されているようありますけれども、一般被保険者と退職被保険者の計算する税額に違いがあるのでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 計算の過程でありますけれども、一般被保険者を対象に税率を算定して、一般退職被保険者に対して適用しているという状況であります。

委員（高野孝一君） わかりました。

現在の保険税は免除になっておりまして、6月補正で補正するというようなことでありますけれども、この中に滞納者に対する税金の徴収方法はどのようにになっているのでしょうか。

住民課長（濱名光男君） 滞納対策でありますが、避難前と比較してかなり未納額が下がっております。それは賠償金等で対応してもらっている部分もありますし、対応できていない方については12月以降滞納処分という形で対応した部分もあります。今後、そういう形で自主納付を進める一方、悪質な滞納者については滞納処分もしながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（高野孝一君） 聞くところによると、経済的に余裕のある世帯であるにもかかわらず税を納めない状況もあるようです。今課長のほうから説明がありましたら、余裕があって納められない世帯というふうに確認できるというのは何世帯ぐらいあるんですか。それはいっぱい、誰が見てもお金を持っているというふうな世帯の中での滞納者数で結構です。

住民課長（濱名光男君） 財産調査ということで、一般的には不動産とか何かは別としまして、即お金になるという部分については預金が主であります。預金調査をしてみないとわからないのが実態であります。

委員（高野孝一君） この健康保険に関しましては、現在、コンビニ受診という状況もあるようですし、軽い症状であるにもかかわらず夜中にかかる、あるいは救急車を呼ぶというような状況があるようですが、これら適正な受診に対してPRというのはどのようにされているのでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 毎年、保険のカードをお配りをしているわけですけれども、そういう中で適正な受診というようなパンフレットなんかも入れましてもお配りをして、そういういろいろなところに同じようなことでたくさんかかる多受診がないようにというようなことで呼びかけているところでございます。以上です。

委員（高野孝一君） 私も昨年退職しまして、現在、退職被保険者のカードを利用しておられます。私は、共済組合のほうから、あなたは何月にこれだけかかりましたというお知らせを年1回か2回ほど受けて、「ああ、これだけかかったのか」と、あるいは「これだけきたのか」というようなことで理解しておりますが、一般の被保険者に対してはそのようなお知らせというか、通知は行っているのでしょうか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 国保のほうも行っておりまして、年2回ほどお知らせをさせていただいているところでございます。

委員（高野孝一君） 今後とも村民の健康管理にしっかりと意を用いていただきたいと思います。終わります。

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

委員（伊東 利君） 二、三点伺います。

予算説明書17ページで、今高野委員のほうから滞納繰越分の請求についての状況が保険税のほうにあらわれましたけれども、ここに40万4,000円ほど計上されて、その40万は10%の部分だということありますけれども、確かに今こういう状況で回収が進んでいることは間違いないと確認できます。10%というのはどういうことですか。

住民課長（濱名光男君） あくまでも予算でありまして、歳入割れしないような形で繰越額を少なく見込んでおりまして、実際には、最近の状況ですと、40%なり、50%なりという部分もありますので、ただ、そういうふうに見込むのもちょっと問題があるかなと。それから、状況に応じて12月以降等で補正をしているというようなことで、当初は10%程度で毎年見込んでいるところであります。以上です。 ()

委員（伊東 利君） それもわからないわけじゃないんですけども、今、今までと状況が違うような気がして、先ほどもあったように、だから、今ならもっと目標を掲げて何とかいち早い回収を目指すという部分ではいかがなのかなという判断であります。

住民課長（濱名光男君） 個人住民税の部分でありますが、これについては被災者だけでない部分もかなりおります。以前に村に住所があつて、村外なり、県外に出ていった方ということで。かなり、昨年、一昨年、賠償金等、それで滞納整理してきたところでありますけれども、ここに残っている方については難しい方ばかりです。そういう面もあって、多く見込めない状況もあります。以上です。

委員（伊東 利君） ゼひ回収に向けて頑張ってもらいたいと思います。

それから、41ページです。広域農業開発事業の農機具売払収入22万9,000円であります。昨年のほうを見ますと、かなり昨年は建物売払収入116万6,000円、農機具43万6,000円ということで計上されてありましたけれども、回収が終わってこのくらいしか残っていないと判断すればよろしいのかどうか。 ()

住民課長（濱名光男君） この農機具売払収入については、数人の滞納者がおりましたけれども、今現在は1名だけになっております。きっちとした約束をもらうべく努力はしておりますけれども、一遍にはなかなか納められる状況ではないということで、そういうような予算となって、昨年と比較してはかなり少ない金額ということになっております。以上です。

委員（伊東 利君） ということは、1名だから、あと完全に回収はできると判断してよろしいですか。

住民課長（濱名光男君） 先ほども申し上げましたけれども、きっちと約束できない状況がありますて、努力はして何とか回収しなくてはならないというふうに、努力はしたいというふうに思っております。

委員（伊東 利君） では、今度、説明資料の34ページで、先ほど松下委員も一時帰宅バスですか、お話しされていました。私はこの利用状況等もこんなものなのかということで、計画についても、今までの実績についても、3.5人くらいだということですので。

実は不思議な光景を見たんです。これが正しいのか、私……。一時バス走っていますよね。スクールバスになって走っているのね。わかりますか。一時帰宅バスと書かれていて、飯館村と書かれていて、毎日走っています。だから、何だかイメージが、子供が学校から帰宅するんだから、帰宅バスだからいいのかもわからないけれども、おかしいんじゃないのかなという。みんなテレビにばんばん出て、一時帰宅するバスが。委託しているから、そういうことなのでしょうけれども、そういう状況です。このごろ見たならば、ちゃんと後ろにスクールバスのあれを張ったようです。こんなことがあるのかどうか、もう一度、私の間違いかどうかもわかりませんから、確認します。

○
生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまおただしの件は、12月14日で一時帰宅バスが一時終了しております。その後、桜交通のほうで、スクールバスのほうで走らせているという、期間内だけ一時帰宅バスがスクールバスとして利用されたということありますので、一時帰宅バスという、そもそもシールが剥がしたりできるマグネットシートではないものですから、どうしてもそのまま走ってしまったという状況であります。以上でございます。

委員（伊東 利君） 新しいバスで走るのは構わないんだけれども、何だか見た感じ、テレビであれほど報道して立派な届け出しているのにもかかわらず、乗っているのは子供で、ならば、私はやっていることが何だと疑われるのではないかなど。バスがないならわかるよ。あったならば、そういう正しい使い方で私はやったほうが、村民も、一般の見ている周辺の人も思うんじゃないかなと思って発言させていただきました。

○
それから、もう1点、これは12月の一般質問でも私しまして、きのうのもどなたか、借り上げ住宅の部分でお話しされていましたけれども、あのときに答弁では、いろいろ支援はできないけれども、情報の提供とか何とかして差し上げるんだということで、情報としては流すんだということでありました。取り組み状況について確認したい。

生活支援対策課長（細川 亨君） 借り上げ住宅の借りかえの部分でだったと思います。

（「はい」の声あり） 1月5日の田畠の補償の裏面になると思いますが、それに印刷して全戸配布をしております。また、自治会の懇談会で、12自治会ではありますが、その辺の移動についてはいろいろと説明して歩いていますので、その辺でご理解いただけたのかなと思っております。以上でございます。

委員（伊東 利君） 私の言っていることは違うんです。それは借りかえができるないという仕組みの理由でしょう。じゃなくて、情報というものがあるでしょう。例えば福島の南光台にはこういう家が、不動産訪ねたならばあるんじゃないのかなとか、あいていますとか、そういう部分の……。今のことわざわかりました。私見ました。だから、そうじゃなくて、そういう情報は1件でも見かけたならば、こういうふうにあるようだと。不動産を訪ねたらどうですかとか、そういう部分のご案内はしたのかということあります。

副村長（門馬伸市君） 12月のときに質問いただいたて、その後、対策をとっておりませんでし

た。以前、避難のときに、不動産情報、借上関係、常に流していましたけれども、どこまでできるかわかりませんが、あのような形がとれれば情報を流したいなど、こんなふうに思っています。

委員（伊東 利君） ぜひ、そうして、私も相談受けますけれども、なかなか私たちも、我が自体が探しているような状況ですから、情報提供できないんですが、そういうことをいち早く、安心させて、いい条件に戻してあげたいと思います。

それから、スクールバス購入されますね。これは60人乗りだということです。47ページ。この60人乗りというとかなり大きな大型バスでしょう。今の状況を考えて、60人乗りが本当に必要なんでしょうか。

教育課長（愛澤伸一君） 子供たちの避難先に合わせて大小のバスをそれぞれ張りつけて、現在子供たちを運行しているところでございます。村で持っていない小型のバスにつきましては、民間の会社のほうにお願いをして運行していると。できるだけ効率よく運びたいという思いもございます。現在走っております、今回代替を予定しているバス、亘理地区を走らせているバスでございまして、こちらについては朝ほぼ満杯の状態で来ているということで、同等規模のバスにさせていただきたいということでございます。 ()

委員（伊東 利君） というと、今は満杯で運行されているということですね。当然、一番古いバスでしょうから、なければ当然だめだと思いますので、今後、私はこう思ったんです。小回りがきいて、大きなバスでどんどん回るよりは、小さいバス、いわゆる30人くらいから40人くらい、そのくらいのバスのほうでやったほうが今の状況を見ているといいんじゃないかなと思って……。満杯でこれが必要となればそれはわかります。終わります。

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質疑ありませんか。

委員（佐藤八郎君） まず、おとといの部分での保育所の8名、本年度の予算では8名ぐらいという話でしたので、その子供の年齢、ゼロ歳児が何人、何歳児何人を聞きながら、職員は何名対応というふうになるのかを伺っておきます。 ()

県高福祉課長（藤井一彦君） 26年度の保育所の子供たちの入園予定者ですけれども、おとといは8名というふうにお答えをさせていただいたんですけども、済みません、これは訂正をさせていただければと思います。6名でございます。6名で、ゼロ歳児が2人、それから1・2歳児が4人ということで今見込んでおります。以上です。

委員長（飯樋善二郎君） 健康福祉課長、今、6人という答弁ですけれども、詳しくもう一度。
健康福祉課長。

健康福祉課長（藤井一彦君） 申しわけありませんでした。職員の数でございますけれども、職員の数は7名でございます。失礼いたしました。

委員（佐藤八郎君） たしか、幼稚園も子供が少ないので、保母さんというか、保育士さんをいろいろな職場に異動していただいて仕事をしていただいていると。やまゆり保育は、去年も7名体制だったのかな。4名に7名体制できて、また6名に7名体制。

どういうふうに理解していいのかわからんけれども、非常に働く人たちにとっても、ここに預けている、預けられている子供にとっても、保育のあり方については、職員が

多くて子供が少なければよいということになるのかどうか。非常に小さいときは集団の中での保育する中で成長させるというのは大事だというふうに、私は聞いているんですけども、その辺では、どういうふうに考えておられるのか。

村長（菅野典雄君） 園長でありながら詳しく存じ上げないで申しわけないんですが、朝7時から夜の7時までだと思います。ということで、やっぱり2交替にしなければならないということ。これが実は、もう少し預かる人が多ければ、その中で対応できるんですが、少ないから、それでという話にはならないというところに預かる人数と仕事の人数が出てくるのではないかというふうに思っています。この中には、いわゆる食事をつくる方もいますし、全部保育ばかりではございませんし、そういうような状況かなというふうに思っています。先ほど、8名から直させていただいたのは、この前、何か去年よりは多くなりそうだし、また聞きに来た方がいたので、入るかもしれませんよというような話だったものですから、私8名ぐらいという話で、実質は今のところ6名だと、こういうことのようございます。いずれにいたしましても、これからこちらのほうから、いろいろな支援のほうもここから出して、これまでに移動の子供支援センター、これもこちらの方と幼稚園と、それから保健師さんなどとか、いろいろ組み合わせながらやっているようありますから、そういう意味からすると毎日ここにということでもないとは思いますので、いずれにいたしましても、小さな子供を預かっている以上は、最大の安全なりなんなりを保っていかなければならないということあります。全く余裕の余計な人数を雇っているようなことではないというふうに考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 子供にとってどうかの話は出てこないので……。

子育て支援センターにおいての職員体制はどのようになっていますか。

村長（菅野典雄君） 開設がある程度遅くなります。これから建物を建て、いろいろあちらこちらのところとの交渉なり、あるいはお願いなり、あるいは許可をもらうとか、いろいろなことがありますから、多分、8月、9月ぐらいになるのかなと。あるいは2学期といいますか、夏休み以降ぐらいになるのかなというふうに思いますから、これからでありますが、この前もお話ししましたように、やはり村直接というよりは、いわゆる団体の中でやっていただくということで、それに村のほうが全面支援すると、こういうことのほうがいいのではないかというふうに今のところは考えているところでありますし、そういうところからも、当然、ここはいいたて福祉社会でありますけれども、社会福祉協議会であれ、あるいはその他のまた団体であれ、やはりできるだけ、村民の子供を預かる、あるいは見ていく、あるいは相談に乗ることになると、いわゆる村民のことを知りたい方のほうがはるかにいいということになりますので、その辺も考えながらこれからやっていきたいというふうに思っているところであります。したがって、この保育所の中からも可能性としてはあるなというふうに思います。まだそこまで決定したわけではありません。

委員（佐藤八郎君） 保育所で、支援センター、幼稚園とのかかわりでいろいろという話であって、支援センターの話になったら委託、村直接ではなく委託。しかし、働いてもらう人は村内をよく知っている方と。どういうふうに整理して聞いていればいいのかな。

村長（菅野典雄君） 説明の仕方が悪かったかもしれません。今、ご質問は保育所の件がどうなっているんだという話でございます。前の一般質問にもお答えしましたように、保育所は、今のところ村からいいたて福祉会に委託をして、村のほうで財政的には見させていただいているということあります。これは以前、いわゆる団体のほうが国からの補助が多くもらえるというところがありまして、そういう対応をさせていただいてきたということでありまして、何度も言いますように、その当時、50人から60人近くで、もっと頼みたいという人がいたんですが、なかなか場所も狭い、やる人もいないというところからそのままになってきたというところでございます。これは今までの保育所が今現在は少人数でやらせていただいているということあります。そこなりをフォローするために、幼稚園などにも少しでも入ってもらうために、あるいはたとえ入らなくても村としての避難している小さい子供を持つお父さん、お母さんなどへの村へのサービスといいますか、思いということで、子育て支援センターを今年度のいつごろからかになりますか、スタートさせたい、それを福島市内でということでございます。そのときに、村直営にするのか、ある一定の団体に委ねるのかということでは、一定の団体に委ねたほうがいいのではないかと今のところは考えているということでございます。

委員（佐藤八郎君） そうすると、子育て支援センターも福祉会が委託を受けるようになるんでしょうか。職員体制も保育士2名と看護師などとか云々ということで、そうすると、保育所の7名と、こちらの3名か4名か、わかりませんけれども、そういう体制で協力、協働しながら幼稚園に上がる人をふやしていく努力をしたいと、そういうことでしょうか。

村長（菅野典雄君） 幼稚園に入れる人をふやすだけが全てではありません。何度も言いますように、避難して大変な思いをしている子供さんや、若いお父さんやお母さんへの、村としての思いだということでございます。

どこかに委ねていければというとなんですが、決まったわけではありませんが、今のところ保育所をやっているいいたて福祉会が一番いいのではないかと思っているんですが、これまたそこにはいろいろな制約があるかもしれませんし、スタッフの問題もあるかもしれませんから、まだそこまではちょっと、スタート時点がもうちょっと先なですから、ここでこうこうに決まっていますという話はまだ言えない状況でありますので、お許しいただきたいということであります。

委員（佐藤八郎君） 全員協議会で子育て支援センターを出された目的云々を見ましても、幼稚園をふやすための部分がかなり重きを置いた説明だったので、そういうふうに申し上げていますけれども、ここの支援センターでは何名体制になるんですか、勤務状況。

村長（菅野典雄君） まだ詰めはできておりませんが、何度も言うように、詰めができていないという言い方は何なんだという話もあるかもしれませんし、スタートがもうちょっと後になるということなので、今のところ、資料には5人ぐらいということになっていますが、果たして、5人はどうなのかと。多分、佐藤委員ではなかったでしょうか、看護師は隣にできないのかという話もありましたから、忘れてはおりません。ですから、そういうものは可能なのかどうかというのもいろいろ検討させて……、「私」の声あ

り) 八郎委員ではなくて、渡邊委員でしたか、済みません、間違いました。そういう話もありましたので、一生懸命そういうようなところを考えながら、少しでもお金をかけないで、でもやっぱり子供のことですから、マンパワーといいますか、そこが一番大切なんだろうと思いますので、そこに意を用いながらやっていきたいと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 営農再開会議の部分でありますけれども、これは期間はいつからいつ、この会議を開催されて、あとは県との兼ね合いではどういうふうになっていくのか、伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 営農再開会議でございますが、説明の中でもお話ししましたが、今後、帰村に向けて営農再開に進めていくということではあります、その前には、まずは除染ということではあります。除染が済んだ後、すぐさま営農再開という部分はなかなか厳しいのかなというふうに考えております。それぞれの農家の方々の考え方などもありますし、そういう部分のお話も聞かなければならぬと思いますし、あとは、農地関係は除染ですね。26年に、今のところ、5つの行政区は終えるという話がございますが、残りの15については、そのうちの14については27、28の2年間ということではありますので、なかなか村として一齊スタートというような営農再開にはいかないと。その間に準備関係をしなければならないし、村民の方々とお話ししなくてはならないなという考え方をしております。そういう意味では、今年度、26年度については、除染が終わるという5行政区、あとは一部であります、向押、小宮、長泥地区、それからおとといの議論でもありましたけれども、部会という部分もあるかと思いますが、そういう方々と営農再開までにどのような形で農地の保全をしていくか。あとは行く行く先の、例えば、先日も大豆という話がありました、そういう作物が今までの飯館でやってきたものがどうなんだ、新しい品種はどうなんだという議論も必要なのかなということで農家の方々と詰める部分がまずはあるのかなということで、この会議を設置したということでございます。

期間であります、これは営農再開までを考えることになれば、1年とか2年とかという部分で完了という形にならないのかなと。ただ、今回設置します営農再開会議というのは、本当の入り口部分の会議であります、その後は、やはり各行政区等にあります営農組織の部分とか、集落営農の組織とか、あとは議論に出ています農地管理会社というような話も出ています。そういう前の、前段の部分の会議という部分で考えているところでございます

それから、県のほうとの兼ね合いでございますが、この会議にも農協のほうともいろいろ、今まで二、三回詰めさせていただいて、営農再開支援事業を使いながら、それぞれ村として、農協として、何ができるかなという話もしているところでございます。営農再開に当たっては、県の基金事業でございますので、県とはやはり連絡を密にして進めていきたいというふうに考えております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） おとといの部分で、3行政区について、先ほど説明いただきましたけれども、イグネは村全体も含めてかなり進んでいるというふうに同僚の長平議員から聞い

ておりますが、イグネ以外ではまだまだ残りの3行政区が今年度中に14行政区と一緒にになってやっていくようになるんですけども、そういう中で、二枚橋、須萱と臼石とはまた3行政区また違うのではないかと思うんですけども、同じ番だといろいろ議論して、この目的に沿ったことができていくのかどうか、その辺はどういうふうに整理されていますか。

復興対策課長（中川喜昭君） 時期的な部分で5つの行政区、二枚橋、須萱、臼石は先日の答弁でも8割方という話をしました。あとは、そのほかの3つについては進捗していないという状況で、今年度進める中で時間差が出るのではないかということですが、私、今、担当課として考えているのは、やはり農地除染が終わったところを国のほうから引き渡し等をいただいて、例えば大久保外内が全域が終わってからだと考えるではなくて、ある程度順番よく、多分やっていただけますので、その時点で、例えば夏場ころまでそこが例えば5ヶ月タールできたとした場合、やはりその方々全体にもなりますし、その農家の地権者の方々を中心に、やはりどういうふうに保全するか。例えば、前の議論の中でも景観作物というふうな部分もありました。これも地力醸成作物の品種としても考えられています。例えば、菜の花をじゃあ植えてとりあえず地力をつけるかといいますと、秋に種をまかないと、それも9月末ころまでという話もあります。そういうことになれば、やはりそれらを踏まえた中で、やっぱり3行政区は4月からという形になるかとどうかわかりませんけれども、とりあえず、二枚橋、臼石を先にやりたいと思うんですが、その後、やっぱり終わったところにどう考えていいましょうかとか、どう考えたらいいだろうなという話は、やっぱり地元の農家の方々と進めていきたいということで考えおります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、途中にあっても、今課長が言うように、何月ごろまではそこはできる、できると進むので、ある程度、計画も含めて、この範囲の中でつくっていくと。作物については越冬作物も含めて、春先、来年の芽が出る、育つまで考えて計画をつくると、そういう流れでこの会議を進めたいということになるんですか。実証なり試験栽培は松塚、二枚橋、須萱ではできるんでしょうからね。これは期間としては4月から始めて何月までこの会議を設置して、期間というふうにするのか。

復興対策課長（中川喜昭君） 多分にして、私が今考えているのは通年になるのかなと。その年で終わりということではなくて、やはり次の年、次の年と考えていかないと……。ですから、例えば除染が二枚橋、須萱、臼石では、多分試験栽培はできるかなと。ただ、関根松塚、そのほかの2つ、これについてはやっぱり状況によっての試験栽培になるかなというふうに思っております。そういう意味で、将来的に集落営農組織みたいなものを立ち上げながら保全管理会社的なものができるのかどうかというのは今後の話でありますけれども、やはり通年に一、二年は必要なのかなというふうに思っているところでございます。ですから、またこれが終わればあと14行政区、27年のときにもどう考えていくかという部分、ですから今回の26年に立ち上げるのがある程度の道筋になってくるのかなという思いもしながら取り組んでまいりたいと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そこの会議に参加する構成員は1年ないし2年の任期をもって構成して

いくというふうに、委嘱をするということなんですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今の段階で委嘱という部分ではなく考えています。というのは、実は二枚橋、須萱、臼石の行政区の役員の方、あとは農家の方、何人か集まつていただいて、年末、あとは年始と話をしました。やはりそのときの話の中では、例えば今臼石ができたとしたときに、どれだけの面積をやればいいのかというのがわからない。例えばそれが二、三人集まつてやったとして、そのときにどの程度できるのかわからない。あとはその農地を持っている方がどういう意向かわからないという部分で、総務のほうでやっております土地利用計画的な部分もやはり今後の話に出てくるということであれば、10名程度という話で書いておりますけれども、それも行政区の中でいろいろ話をしながら、どこをどんなにしていったらいいかという部分になります。ですから、協議をしながら進んでいく、育てていくというような会議にしていきたいなというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、その5行政区から出ている、ワークショップに出てる方は当然入ってくるというか、事前に今の段階でもいろいろ意見は出していらっしゃるんだと聞いておりますけれども、その部分との兼ね合いはどういうふうになりますか。

復興対策課長（中川喜昭君） それぞれのワークショップでもいろいろ出されておりますので、それらも含めながらいろいろ検討させてもらえばと思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） ため池汚染拡散防止実証除染、県事業で3カ所、やってみなければわからないという話になれば話は終わりなんですけれども、私ども、村の85%近く、除染何もしないで当面進むんだなど、ここ28年まではと思っていましたけれども、ため池の実証除染はやるというふうになっていますから、このため池実証試験、3カ所やって、7月末で終わると。これはその後の結果によるでしょうけれども、他の3地区以外のため池なりそういうものにはどういうふうに、この実証試験でそれの効果があれば年度途中からでも他のため池もやるようになるのか、そういう方向にはあるのかどうか、まずもって伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） ため池につきましては、今まで、24年5月から除染に向けての話の中で、住民説明会をしている中で、住宅周り、住環境だけやっても、それから農地だけやってもだめでしょうと。ため池をやらないとだめだし、奥の森林をやらないとだめですよという話いただきました。なかなか国のほうも、その時点で、2年前から村ではいろいろ心配している中をなかなか取り入れて考えていただけなかつたのかなというふうに思っておりましたが、今回、ため池のほうの声もいっぱいいただいておりまして、農水省のほうにいろいろ話をさせていただきました。昨年度、25年度から、県のほうでため池の状況調査などもやっていただいておりまして、それを今度一歩進む中で、今回、予算のほうに計上しておりますもみ殻を使っての除去、それから放射性物質の除去、あとは低減という部分での実証をという部分で出されてきましたので、村としてもぜひこれを取り組んでやっていって、まずはどういう結果になるか、おただしの中で、その結果であろうということありますけれども、やはり実際にため池を使った水がこのような簡単なものでどれほど吸着して水に対して低減されるかという部分をまず調べてみて、

そこでやっぱり、じゃあ、その下で作付をしたらどうなるんだというような手順を踏む必要があるのかなと。一気にこれでオーケーだという部分ではなくて、あとはこの下でもまた実証栽培をしてみるとかというふうな形でやっていければと思います。もみ殻で、今回、図のような形ですけれども、実際にやってみて、もみ殻ですと安く手に入るというものがありますので、もしこれで実証してよければ、今後、水稻作付に当たって、それぞれの農地で農家の方にやってもらうというのも一つの手なのかなという思いも持ちながらやってみたいというふうなことでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）今まで汚染水をどうやってきたかといいますと、この2年半で、土のう袋にゼオライトなり吸着剤を入れた中でいろいろと実証試験をやられてきた。今度は、今課長が言うような理由かどうか、わかりませんけれども、もみ殻という話、今までのやってきたことのやってきた成果もデータも何も示さないでおいて、新たにもみ殻でという話ですけれども、もみ殻でどれだけ吸着するという結果は、こんなことをやらなくても、もみ殻に流してみればどれだけふえたか、すぐわかるんでしょう。わかっているんでしょう。そういうものを、単純に吸着剤が安いから、もみ殻でという話ではないと思うんですけれども。それだけの今までやった土のう袋に入れたゼオライトによる吸着の効果、二枚橋でやって、土のう袋でゼオライト、ちゃんととっていないから、毎日新聞にたたかれた除染でのたらめというものもありましたけれども。2年前から大師堂でやった高圧洗浄水の処理のデータなり写真提供をずっと求めていますけれども、一度たりとも出てきませんけれども、バキュームカーでいつ吸って、どういうふうに処理して、それで沈殿した放射性物質はどこに、どういうふうに処理されたと、幾ら聞いても出てきませんけれども、そういう今までのこの2年何ヵ月の実態からして、この実証試験に1,972万3,000円かけるわけですけれども、それだけのきちんとしたデータなり説明は受けておられるんですか。（ ）

復興対策課長（中川喜昭君）今、いろいろお話をいただきました。例えば除染であれば、今まで住環境の例えば建物敷地の除染はどうする、あとは農地のほうはどうするということで、除染としての方法を明示しながら、モデル事業とか、知見を得るためにやってきました。その中で、水田であれば5センチの剥ぎ取りという手法を使ってみると。多分にして、その空間線量は下がっているという実績は得ております。ただ、実際に作物をつくったときに、その残っているセシウムの移行がどうなるんだという部分の調査を今まで、向押、小宮、長泥でやらせていただいた。それは例えばため池から直接流して、それを用水として使った場合、土壤から出るセシウムの影響なのか、ため池から出てくる影響なのか、やっぱりわからない。ですから、どうしても先に、作物の実証をするとなれば、意向調査をするとなれば、やはりそこには汚染されていないセシウムの上水を使えばセシウムはありませんので、その上水を使って、とりあえず除染をした農地での移行を調べるというのが、やはりそれは除染として、または営農再開に向けての一つの手順ということでやってきております。（ ）

今回のため池は、今度、その次の考え方ということでご理解いただければということでございます。実際にため池をつくる。ただ、雨が降った、梅雨時に計画していますから、

そのときに雨が降ってきた。ただ、粘土の土にはセシウムが含まれているという実証がありますので、あとはもみ殻自体も吸着するという事象は今委員おっしゃるとおりでありますので、その自然の状況でやった場合、どの程度セシウムが取れるかという部分を今回実証してみたいという考え方でございますので、ご理解をいただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 課長、もみ殻でどの程度取れるというデータを持っていらっしゃるんですか。国が示していらっしゃるんですか。県事業だから、県ですか。確かに長泥に栽培された米、稻株を引き抜いて検査しますと、それはそれなりに稻株元の土が一番高くて、稻わらがその次に高くて、もみ殻にも少しですけれども、出ると、米には出ないというふうに去年の試験結果は出ているようですけれども、だから、もみ殻に吸着するのは間違いないんですけども、そんなのは専門のそういう検査機関でもみ殻をある一定のものを確保してやってみれば、すぐ、どれだけの吸着率があるかわかるでしょうというの。多分、きれいな水をかけてやるというふうには思っていないでしようから、梅雨時期にやるというのだから、濁った泥水を流して吸着させると。吸着されない余分なものはどこに出ていくのか知りませんけれども、その辺のある一定の根拠となる、この試験をやる根拠となるものは、何かデータはないんですかというの。

復興対策課長（中川喜昭君） 数多くは持っておりませんけれども、県のほうで濁り水、5万2,000ベクレルあったものが、もみ殻を使った際には8,500くらいになるというデータはいただいております。それを踏まえて、踏まえた中での実証というふうに考えているんです。というのは、今言うように、梅雨で濁ってきた水をこういうふうに図のようにやって、そこから出たところで、もみ殻を通してどの程度下がっている。ですから、ため池の直下のベクレル数がもみ殻を通してどのくらい減少していると。ですから、あくまでもこれは作付を目指した部分での実証という考え方です。あとはもみ殻を土のう袋に入れて目詰まりがどのくらいでできて、交換時期をどのくらいでしなくてはならないとか、ですから、そこの減る量だけじゃなくて、あとはそれを実際に使うとした場合の実証という部分も考えているところです。ですから、これはただイメージ図であって、これがこのやり方が適當かどうかというのもわかりません。どのようなやり方が一番活用しやすいのか、それから将来的にできれば農家の方々の田んぼ半分とかをこのようなものでやって、実際にあのため池を使ったときに、そこで吸着してきれいな水で水稻するというような方法がとれればなという思いで今回実証したいということで、あくまでも作付に向けた部分で、ですから、これは除染とかではなくて、やっぱりセシウムの除去と低減を図る実証をしてみたいと、将来の営農再開に向けての一つの実証にしたいという考え方でございます。

委員（佐藤八郎君） 研究所でも、試験場でもできる実態なんだけれども、そのデータはないとなれば広くやってみるほかないという話ですから、それはそれでいいんでしょうね。県事業で3カ所、他の市町村でもやられるんでしょう。県全体では何十カ所ですか。

復興対策課長（中川喜昭君） 県の委託事業でやることで100%の補助でございます。今の飯館村のほうでもいろいろ村民の声を聞きながら、ため池の何らかの対応をしなく

てはならないということで今回要望を出しての話ということあります。県のほかの地区でも実績があるというような話も聞いておりましたが、26年度において、ほかでやる場所もあるというふうに言っていますが、ちょっと自治体名までは聞いておりません。以上です。

委員（佐藤八郎君） 除染と放射能、なかなか、専門家じゃないので、よくわかりませんけれども、あとは村内放射線モニタリング事業委託2,799万円、再生の会ということで、24年、25年も実施してきたということで、本年度も同じような中身でやられるのかな。この予算の重立ったものは、業務を行う上での人件費でほとんどなのでしょうか。人件費とデータを出すだけのものなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 村内放射線モニタリング事業委託業務でございますが、23年、全村をした後、やはりこれも皆様方からの声があって、それらの放射線量、これらをきちんとはからなければならないということで、村としても独自に23年4月からはかっておりましますし、あとは国・県のデータもやはり将来的に残すべきだろうという声がありました。そういう中で、23年度いろいろ検討させていただいて、このような形でモニタリング業務ということで事業を24年から組ませていただいているということあります。村独自以外で、各行政区、月2回ほど2名の方にGPSの線量計をもって歩いていただきながらはかっていただくというようなことで、これらに対する人件費といいますか、賃金等が出ているという状況であります。あとは、そのほか、車で歩いていただいているので、その車代なんかもそこに入っているという状況でございます。あとは、これらのデータの入力という形での業務、あとは、これらのとったデータを整理をしていくという部分がございますので、これらの業務ということあります。ただ、それだけで終わってしまうのではなくて、年に1回、その実績なども冊子等で出していきたいというような形でも考えているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、今まで、24年、25年の冊子等のデータ報告はなかったのではないかと。別にお知らせ版とかいろいろでは出してきたのかな。非常にデータとして見えない部分を、今年度はここまでやるということなので、かなり前進したことをやるということなんですね。

あとは、新規で2つほど入れていますけれども、これも新たにやる部分は、前の部分はないのでしょうかけれども、今までやっていた分は年度との比較もつけた形で出されるようになるのでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 新規の事業ということで、今まで村としても土壤調査をやっていますし、それから再生の会でも何ヵ所かやっていただいているという話も聞いております。あとは農作物等の部分も食品放射能検査で村としてもやってきました。また、答弁の中でもお話ししておりますが、そういう村民からの部分ではなくて、村として、その状況がどうなっているという部分の、例えば枝葉とか、草とか、そういうものもやっぱり調査してデータとして残しておくべきではないかということで、25年度途中でありますけれども、そういうものをやってきていると。それから動植物、イノシシ初め、それらについての肉の状況も調査してきていることもありますので、これはすぐデ

ータを出せという話言われるんですが、なかなかまとめ切れていないという部分もあるものですから、今回、再生の会にお世話になりながらデータベース化を図っていければなというふうに思っております。そういう意味では、前年度比較等も出せるものについてはそういう比較も考えていければというふうに考えております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） せっかく2,700万円も予算化してやる。先月、先々月でしたか、日本科学者会議での発表でも、自主独立の測定やら検査というものが復興や決めかねている不安に対しての非常に役立つものになっていくということでは期待が大きい事業だというふうに思うんですね、村民にとっても。まして85%は除染手つかず、やる気も計画も出ていない中でのお話なので、十分な村民、被害者の立場に立った事業にしていただきたいし、今言われている冊子なり、きちんと比較できたり、こういうことで大分放射性物質の半減期だけで減っているのではないんだという部分が見えてこないと、30年投げておいたほうがいいんじゃないかという論法になってしまって、そういう意味では、終始、透明化、情報公開というのが問われる事業だなと思っていますが、どうでしょうか。

○
復興対策課長（中川喜昭君） 今お話しのとおりだというふうに私も理解しているところでございます。冊子については、25年度、今年度の実績として、各行政区の状況をまとめたものも出したいというふうに今準備をしております。また、3月26日でありますが、議員の皆様方にもご案内行っているかなというふうに思っておりますが、再生の会のほうでの報告会ということで、飯野の出張所で行うようになっておりますので、今回は村民全てという部分にはいきませんが、それらの報告を聞きながら、また村民向けの報告会も再生の会と検討させていただければということで、今お話をあったような形で今後も進めていきたいというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） いいいたてっ子未来基金の内容でありますけれども、24年、25年、26年と資料で出していただいておりますので、これは前は非常に飯館の学校に上がっている部分、上がってない部分、県外に行っている分、いろいろ差があったり、最初はそういうところまで事務的にできなかったりということでしたけれども、この事業そのものは、全体的には、該当する飯館村の子供たちは全員というのが原則なんでしょう。

○
教育課長（愛澤伸一君） いいいたてっ子未来基金でございますけれども、震災以来、全国から貴重な浄財を子供たちのためにいただいておりまして、ご寄附者の意向なども伺いながら広く子供たちのために役に立つ項目を選択して、それから本来村としてやらなければならない事業にまで取り込むことのないように、基金があるからできる事業ということ、そういうところに村としても意を用いながら使途を決めてきているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 東京ドームは、昨年は基金は使用しないでやったということなんですね。

教育課長（愛澤伸一君） 25年度につきましては、いいいたてっ子未来基金からの拠出はございません。実は、24年度だったと思いますけれども、県のほうからの交付金をいただきまして、それを一度いいいたてっ子未来基金のほうに積み立てるということで議会のほうにご提案をさせていただいたところでございますが。本来の使途とそぐわないのではないかというようなご指摘をいただきまして、東日本大震災復興交付金基金というところに

県から来た交付金を積みかえた経緯がございます。そんな経緯がございまして、東京ドームの関連もそうなんですけれども、沖縄までの旅、未来の翼等々について、24年度、25年度につきましては、そちらの東日本大震災の基金のほうから支出をさせていただいておりまして、25年度の東京ドーム観戦についても、恐らくそうなっているものというふうに理解しているところでございます。

◎休憩の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

（午後2時56分）

◎再開の宣言

委員長（飯樋善二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時08分）

委員（佐藤八郎君） 事業によって、その年度でいろいろ基金の使い方いろいろあるというこ^()とですけれども、全体としては、かかわらず、籍のある飯館の子供たちには公正公平に呼びかけもし、対応もきちんとしているということと理解していいのかどうか。

教育課長（愛澤伸一君） 济みません。一部、資料が間違つておりましたので、お願ひいたします。25年度に東京ドームの観戦ツアーの説明が1項目漏れておりました。24、25、各年度で東京ドームの観戦ツアーを実施しております。ちなみに25年度のドームの予算は45万8,000円が漏れしておりました。大変申しわけございません。

今ほどの全体の子供たちに該当しているのかということでございますが、いわゆる支援関係、沖縄の旅、未来の翼、それから東京ドームの観戦、こういったものについては全ての子供たちに声をかけて希望者を募っているところでございます。ただ、学校施設の備品につきましては村立学校に配置させていただいておりますので、校外の学校に転校した子供たちにはご利用いただけていない状況でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 東京ドームやら、未来の翼、沖縄、この辺で県外なり、飯館の学校以外の方が参加されているのはどのぐらいになっておりますか。^()

教育課長（愛澤伸一君） 申しわけありません。ちょっと手元に資料がございませんので、恐縮ですが、各それぞれ沖縄までの旅にも校外に転校した子供も参加しておりますし、ドイツの研修にも何人か行っております。もちろん、東京の野球観戦のほうにも広く声をかけておりまして、ご参加をいただいているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 特に沖縄については、対象となる子供はよほどの都合がない限りは出席しているというふうに考えていてよいのかどうか。

教育課長（愛澤伸一君） 今年度、25年度の場合でございますけれども、小学6年生全員の数が60名でございまして、沖縄の旅に参加されたお子さんは48名でございます。

委員（佐藤八郎君） 予算説明書10ページの、予算説明資料にある震災記録整備業務（映像記録）についてですけれども、目標が10本の予定で、2本は既にあるので、8本の予算という理解でいいのかどうか。

総務課長（中井田 榮君） この事業は、震災後の記録を10分程度のビデオに残したいというようなことで、補正予算にも上げさせていただきましたけれども、今年については2本、

今つくっている状況でございます。今つくっているのは見守り隊の活動と、それから困難区域の長泥の今というようなことで、2本、現在作成をしております。今後、26年度の予算の中には残り8本、計画をしております。8本の内容は、飯館牛のブランドの部分でありますけれども、それが1本、あとは咲き誇る飯館の桜というようなことで、特徴的な長泥の桜。さらには伊丹沢の復興桜、その部分。あとは3つ目は、農の復活にかけるというようなことで、花卉、さらには米、酒米づくりなどに取り組む人々の震災後の活動。それから4点目は、未来への希望というようなことで、飯館の子供たちをメインに小中学校で学ぶ子供たちの思いをまとめたいと。それから5点目は、美しい村を取り戻せというようなことで、一丁目一番地の除染の部分をテーマにまとめたいと。それから6点目は、新たにぎわいというようなことで、仮設の敷地内などの村内での店を再開した人たちのまとめをしたい。それから7点目は、村の郵便局、震災後も村内で活動する事業所というようなことで、郵便局も含め各企業の内容をまとめたいと。最後には、8点目でありますけれども、行政区長証言の部分と、村の絆の部分、それをまとめて、今のところ8本、今後、作成をしていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 内容についても説明願ったんですけども、人の体とかコミュニティーとかの部分は、その都度にそういうことは入れていくということなのか。放射能に対する子供を含め状況というものは残さない……。この8点なり、今年の2本というもの的内容については、どういう審査の経過でこういう流れになるのか。人々の苦悩の2年半なり3年をあらわそうとしているのではなくて、震災記録整備業務といいながら、さもやらせ的な記録になってはいけないと思うんですけれども、どういうことでこういう内容になっていくのか。例えば企業一つとっても、他のところに行って真剣に取り組んでなかなか容易でない経営している人、それでも頑張って人として生きている人、この事故後の震災の記録は悲惨なものだという部分が相当重要視されないと、原子力発電所事故がさも自分たちで風化していくような記録になってはいけないと思うんですけれども。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、その辺のところに気を配りながら、先ほどお答えした内容については、今のところ、こういうふうな内容でというようなことでありまして、ご指摘のこととも踏まえながら、震災以降の飯館村の記録に残るように整理をしてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） こういうところで、自分で映像記録云々よりは、かえってNHKやら各種報道機関のそういうものを見せていただいて、その中で自分たちが活用できるものは活用させてもらってそれなりの記録整理をしていく、そういうものも一つの方法かなと思うんですけども。その辺では、やはり千年に一度と言われる震災、さらにはそれにまじって四十数年来の原発の運営の中で起きた事故。まして、加害者、国や東電という人災事故であります。その中の私たちの暮らしです。そこがちゃんと見えるようにしないと、何のために記録しているんだというふうになっていかないのか、心配しているところです。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、その辺も気を配りながら整理をしたいというふうに思いますし、ここにある、10ページの3,439万3,000円というのは、3,000万円もかけ

て8本分のビデオ作成をするということではなくて、この中には、今ほどご指摘のあった紙ベースのデータ、さらにはビデオの部分、個人的にも震災以降ずっと撮られているビデオも寄贈していただくというようなことになっておりますし、それから広報等で整理をしてまいりました写真等、それから資料等もたくさんございます。それから、各課の資料等もございますので、それから今ほどご指摘のあったビデオも踏まえて、この3,000万円の中には、入れる箱のシステムを事業で進めながら、その8本のビデオもさらに撮りながら、今後の震災記録を残していくみたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） どこでどういうふうにつくっていくかは、委託された、誰が委託されるのかわかりませんけれども、中身的に検討されるのは、総務課担当でチェックしながらまとめていくのか、完全に業務委託して任せ切りにするのか、わかりませんけれども、住民の残した苦痛の2年半なり3年というのは、きちんとこの記録に入ってくるということになりますか。

（ ）
総務課長（中井田 榮君） 担当は総務課企画のほうでやらせていただきますけれども、その辺、十分に幅広く、偏った情報の整理だけではなくて、今ほどの除染から、健康、リスコミ、さらに今の避難状況の生活も含めて取りまとめていきたというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 蕨平地区への焼却炉設置についてですけれども、決定されて、村長が国との協定をしましたので、その後になって周辺4行政区の説明会をされておりますが、そのときの意見なり安全性については、どのようなものがあって、本年度、そういうことを推進していく中にあって、計画なり、開始・終了、前から議会としては、この件が出たときから、開始と終了と、業務の部分も含めて、村全体の交通網も含め、整備計画をきちんとするようにというふうに要求していますけれども、いまだかつて、どこの道路をどういうふうに直して、どういうふうになっていくのか……。5分に1台大型トラックが村内に入ってくるだけの説明しかありませんけれども、この辺について伺っておきます。

（ ）
復興対策課長（中川喜昭君） 蕨平に建設をします減容化施設ですが、まず、地元の蕨平行政区の皆様方のご理解とご協力をもって今回設置するという形になりました。今おただしにありました周辺行政区のほうの説明会を1月中だと思ったんですが、実施いたしました。その中では、やはり声としては安全対策の部分の声がありまして、説明には国の方から来ていただきまして、それらの対応についての説明をいただいたということでございます。よそのほうの鮫川等の事故等の部分もありましたし、やはり心配される部分があるということで、きちんとやっていただきたいという声がありました。国の方としては万全を尽くすという内容での説明ということでございます。ただ、村としても心配な部分はあるということで、それらを運営する協議会といいますか、議論をする協議会を設けていきたいと。これには地元の方々、あとは村、それから県、それから国というようなことで、そういうような構成員の中で、稼働状況の話ばかりじゃなくて、それにかかるもの全ての協議をするような協議会というふうな考えをしているところでございます。

開始につきましては、業者等が、先月、決まったということもありまして、今準備をしていただいているということでございます。4月からは着工という形になろうかと思いますが、1年かけての建設ということで、今のところ、来年4月ということでございますが、若干おくれている部分もあるということですが、来年、27年の4月以降には稼働になるのかなというふうに思っています。あわせて稼働時期については、前にも議会でお話ししていますように、仮設焼却炉については、原則3年として2年まで延ばして最長5年という話をしております。それから、資材化施設については3年ということでございます。

それから、全協の中でもご意見等をいただきました、それらを搬入する部分での交通網の体制ということで、これは事務レベルで国・県、村と入りまして、小宮の曲田から蕨平のその施設まで行く小宮蕨平線の道路を踏査しながら、やはり見通しの悪いところはどこだとか、ここをこういうふうに改修してほしいというようなことで、一応、県・国のほうに要望しているところでございます。一応まとまりまして、国の方に要望書というような形で出していきたいなということで今事務的に進めているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 焼却炉云々については、それほど、私専門家ではないから、よくわかりませんけれども、鮫川にしろ、郡山にしろ、いろいろな問題点があつて現状に至っていると。設置するほうは安全で大丈夫だと言うのは当たり前の話であつて、設置される側がいかに村民にとって安心・安全になるかをきちんとしなければならないというのが現状でありますけれども、この開始にあわせて、工事開始と焼却炉搬入開始とあわせて、どのように村の中を実態として搬入車両が動くか想定されますよね。想定外ということじゃないんですよ。各市町村の廃棄物というかそういうものも運び入れる、出たものも運び入れるというふうになっていけば、相当な量のダンプ運搬が実施される。その中にあって見回り隊なり、たまにふるさとに帰る人が帰る。今の道路上では、今回の予算で道路、あちらこちら出てはいますけれども、これに対応したものとしての道路はきちんと出ているように思えないので、その辺は課長が言う協議している中身なのかどうか、わかりませんけれども、前に佐藤長平議員からもあったように、ここを更地にして戻して中間貯蔵に持っていくまでのことをきちんと約束させなければだめでしょうという話はわかっていますよね。そこまで含めて、今年1年ではどこまでどういうふうに確認されて、我々村民に応えるものになるのか、伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君） 今おただしいただいたように、やはり安全対策なり施設の安全対策なりという部分については、先ほどの協議会の中で十分にやっていきたいと思いますし、ある程度、村長等からも環境省に対しては、稼働に当たってその安全対策についてこうあるべきだという部分での確認書も交わしているという状況でありますので、これらを踏まえながら、稼働に当たっての安全対策はしていただけるように、これからも国の方と協議をしていくというふうに考えております。

今おただしの中でありました道路関係でございますが、今の道路、大体4メートルから5メートルくらいの道路幅ということで、大型車両が対面通行できるにはかなり厳しい

という状況も把握しております。あとは見通し、大型車が歩いたときに見通しの悪いところもあるという部分で、箇所的には17カ所だったかなというふうに思いますが、その局部改良とか、待避所の設置とか、あとはカーブミラーの設置、あとはなかなか改良が難しいところは誘導員の設置とか、いろいろな項目で今洗い出しをして国と県とも協議しております。そういうものができたとしても、改良にならなければ意味がないということですので、きちんと国の方にはその辺を要望して改良するという約束まで取りつけていければというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） その協議の大方の見通し、私どもに示される時期はいつになるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君） 今、国・県と村とで今改良箇所等の部分を洗い出しております。これについては事務レベルでやっていますから、その事務の国の担当者はわかっているという状況になります。事務レベルだけの話ではなくて、ある程度内部でも協議をいただいての話かなというふうに思っております。ただ、全てが、私どもが踏査してこうあってほしいと、こうやるべきだという部分も話はしておりますが、それが100%通るかというのは今後の話なのかなと思っていますが、やはり安全通行してもらうためには必要なものと考えて話をしておりますので、それに向けて頑張っていきたいというふうに思っております。（ ）

委員（佐藤八郎君） 待避所はもちろん、橋も含め、相当な部分の、新設はあるのかどうか、わかりませんけれども、相当な整備計画をきちんと持たないと大変な状況になるんじゃないかなと思うのね、5分の1台という数は。それも大型。それも危険物ですよ、積んでいるものは。だから、今まで土盛り作業や建設業でダンプで土を運んでいる話とは違うんですよね。その辺、国はペーパー上出すだけだから、適当なことを言ってもいいかもしれませんけれども、現地である私どもにとっては非常に危険な状態の中に置かれるわけですから、その辺は慎重の上に慎重を重ねてきちんと示さないと、28年3月、見込み時期発表なんていうところよりも先に、そういうことを村民に示すのが大事なんですけれども、いつになるんですか、この協議がまとまっていくのは。（ ）

復興対策課長（中川喜昭君） 今、国と協議している部分の内容を村民への発表という部分は、まずはある程度確約をとらないとなかなか発表はできないのかなという思いをしております。それはなるべく早急にという思いはしておりますので、早急に進める形にしていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 課長、できることは決まっている。5分に1台大型が通るのも決まっている。それは村民も知っている。じゃあ、実際、そのことが始まったときにどんな状況に村はなるんだと。桑折町から、伊達から、福島から、いろいろなところから運び込まれる。そのほかにもまた運ぶ。そのときにどういう状況になるかというのは想定外じゃないですよ。そういうことをやろうとして計画して、国と提携しているわけですから、想定外の話じゃないです、想定内なんです。だから、明らかに安心・安全な中でのそういう運搬業務になるという、そして最終的には5年後、3年後ですけれども、当面。延長があっても2年で、更地にしてきちんとなくなるんだと。なくなるときには1分に1

台ずつダンプが出るのかどうか、わかりませんけれども、いずれにしろ、中間地が双葉になれば双葉に運んでいくようになるんですから、そのときの道路はどういうふうになってくるのかと。そこまできちんと示さないと安心・安全になっていかないんじゃないですか。

副村長（門馬伸市君） 詰めが甘いと言われればそういうことにもなるのかなというふうに思いますが、今、県道も入っていますし、国道も入っています。ですので、今、詰めはやっているんですが、最終的な部分がまだ出てこないということあります。当然、減容化施設の管轄は環境省なんですね。県道だから、国道だからではなくて、やはり国が主体的に関係するところに改良を呼びかけるなり、自分で費用を出すなり、それは当然やるべきなんですが、なかなかそこまでいっていない。この前の周辺地区の行政区からも言わされました。車、私たちお墓参りに行ったときに自分の車通れないんじゃないのという話も出されましたので、できるだけ早くそういう目に見えるような形で示せるように、精いっぱい努力させていただきますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 今年、本格除染、14行政区始まる。昨年度の残った分の3行政区も一緒にという部分になろうかと思いますけれども。村長の提案理由で、農地・道路を含めれば28年度いっぱいかかるって完了なんだというふうになっていますけれども、この間の議会前の発表は28年3月ですから、そういう意味では、14行政区の農地と道路は残した上での発表は、解除見込み月発表というふうに、そういう流れの今年は1年になるんですか。

村長（菅野典雄君） ですから、除染そのものは27年度、26年度が居住空間ですから、27年度、28年度というふうに今国のはうからは計画が示されているということあります。ですから、そこら辺が最終的には全員一つの戻れるというところになるんでしょうけれども、もっと早くという方もいますので、居住空間のところで一つのアクションが起こせないかと、こういうふうに今考えているということでございます。

委員（佐藤八郎君） わかりやすく言うのには、3行政区含めて14行政区は、26年度に本格除染を含めて住居は終わる。27年と28年は道路と農地を除染する。しかしながら、それを終わるのを待たないで、28年の3月には避難解除見込み月を村として発表すると。なお、継続して村議会やら村民の説明を受けながら、除染の動向を見てやるということがありますので、十分協議してできるだけ早い時期に示したいというのもまた村長としてはあるので、その辺はどこまで村議会やら住民との合意を得た中で解除見込み月というのは発表するという考え方なのか、伺っておきます。

村長（菅野典雄君） あくまでも国の計画がなかなか正確じゃないというのはわかったわけでありますから、それが可能性としてできたというふうに仮定しての話でありますので。ですが、懇談としては、まず一番はやっぱり議会でありましょうし、区長会でありましょうし、また、多分今のところ、まだその先はわかっておりませんけれども、以前、三、四カ所で方部ごとにお話をさせていただくとか、そういう中での懇談なり、あるいは皆さん方の声を聞いてということになるのではないかというふうに今のところ思っていま

す。以上であります。

委員（佐藤八郎君） これは市町村合併に匹敵するぐらいの大きな決断の発表になるというふうに思っているし、このことの時期を定める要因に当たっても村民の不安や判断する材料になっている。そういう意味では、農地、道路は28年いっぱいに完了の予定だけれども、その前に見込み時期を発表していくんだという、この姿勢はやっぱりきちんと改めないと誤解を招くなというふうに私自身は思っていますけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） できるだけ、難しい問題ですけれども、誤解を招かないように最大の努力はしていくつもりでございます。

委員（佐藤八郎君） おととい、北原委員が言いました、災害弔慰金について。あのときの答えは24年度分の結果的に解決していないものが25年度中に1件あったと。つまり、25年度に新たに起きたものは、該当するものはなかったと。しかしながら、今年度にも予算は、審査会の費用かどうか、とられている。他の市町村が今でも災害弔慰金に該当する方々がいるのに対して、なぜ飯館村はいないのでしょうか。（ ）

村長（菅野典雄君） 前もお話を申し上げたというふうに思っているんですが、確かに、きのうか、きょうの新聞には飯館村が最低だという話は出ているところであります。いわゆる審査が上がったものに対しての該当率ということですね。なぜと言われても困るんですが、何せそれなりの委員会に委ねたわけでありまして、そのときに我々が関連死というのはこうだという、それなりの国からなりなんなりの考え方をお話ししてよろしくお願いしますという話をしたわけであります。ですから、今になって、それがきついから、緩いから、こうしましよう、ああしましようというふうになりますと、非常に、むしろ村民の心の葛藤なりなんなりを抱くということにはなるのではないかと。ただ、少なくとも可能性としてないわけではございませんので、場合によっては、まだ出してこなくて、震災当時のものを出してこなくて、後から出してくれという方もいるかもしれませんから、予算としてとらせていたいいると、こういうことでございます。

委員（佐藤八郎君） 他の町村の関係者にいろいろ聞きますと、因果関係が認められる。だから、病気で死亡する方全員が因果関係認められないということじゃなくて、長期にわたればわたるほど、仮設であれば仮設であるほど、ひとり暮らしであればひとり暮らしであるほど、何らかの苦痛が結びついて病気が重症化したり、悪化しているんだと。そういうことから考えれば、当然3年になっても因果関係としては認めるべきだと。知人や友人、家族や地域とコミュニケーションとれない生活も要因になっていると。そこまで入れながらきちんとできる限り該当させてやっているんだと。飯館村は、病気で死んだのはみんな事業で、何ら因果関係あるものではないというふうに村長は思っているんですか。（ ）

村長（菅野典雄君） これほどの大変な思いを村民はさせられているわけでありますから、少しでも該当をさせたいという思いはあるわけであります。ただ避難しているということだけでそれが全てということになりますと、全員が該当ということになると、委員会も何も要らないということになってしまいますので、私たちはその制度を少しでも使って村民の大変なものに対応しましょうということで、委員会の5人の委員に頼んで委ねた

わけでありますので、何せそこに委ねた以上はそこにお任せをして、こちらでそういう基準を操作するという話ではないのではないかというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） どこかで憲法の下にあった審査会基準でも決まっているかのような言い方をしていますけれども、そもそも村長がつくって出したのか、審査会で基準を決めたのか、わかりませんけれども、基準そのものなり、委員会もどういう方がわかりませんけれども、いずれにしろ、見直すときは見直すべきだし、きちんとそういう苦痛が重なって不幸にも亡くなる方にはそれなりの……。何で自治体が違うことで少ない人数になるのか、不思議ですよ、これは。それを一生懸命見直しでも何でも、やっぱりそれなりの人にはきちんと審査会に認めてもらうようにすべきじゃないんですか。

あとは、去年、今年1年の時限立法化、30万円というものは、本年度はないんですよね。

村長（菅野典雄君） この審査会の基準、私はつくった覚えは全くありませんから、何らかかわってはおりません。それぞれ5人はどういう方がというは、後で担当のほうから名前ではなくて、こういう立場の人というものをお話をさせていただきますけれども、何せ委ねた以上はそこにお任せするということではないかと。見直しをするというのは、かえって混乱を招くだけだと私は思っているところであります。ですから、そのかわり、できるだけその他のところで、賠償なりなんなりのところで、精いっぱい努力を今させていただいているところでございます。

健康福祉課長（藤井一彦君） 委員の5人の内訳でございますけれども、まず、ドクター、医師がお二人ですね。内科医関係の方、循環器とかそういう方と、それから精神科の先生がお一人でございます。それから、介護関係のそういったことが見られる方がお一人。それから、学識経験者ということでやっておりますけれども、大学の法律の専門の先生がお一人。それから、弁護士の方がお一人という5の方にお願いをして審査をやっていただいているところでございます。以上です。（「判定基準」の声あり）

委員長（飯樋善二郎君） もう1件、今年は30万円云々というのはどうですか。今年は30万円という話はどうなったのかという質問。

村長（菅野典雄君） そういうことがありまして、確かに関連死にはならないけれども、大変な思いは皆さん方している、あるいは家族とて、飯館でお葬式を出すというわけでもないわけですから、何かと気苦労も多いだろうということで、あの当時、23年から24年度のいつまでしたか、多分、3月末だったか、25年度の3月末までかな、3. 11までですか、ちょっとその辺は定かでなくて申しわけございませんが、その方たちに30万円ということで、あの当時、多分、5,000万円から6,000万円くらい出させていただいたのではないかなというふうに思ってはいます。今のところ、今度は3年目に25年度は入っていますので、今のところはいいのかなというふうに思っていますけれども、もしそういうものもということであれば、今のところ、村としては考えておりませんが、出すということになると、また予算計上もしなければならないし、財源なりなんなりは考えていかなければならぬのではないかというふうに思っています。

弔慰金ということではございませんが、義援金をこの前、かなりの金額を渡させていただきました。そういうものを、本当は有効に使えればよかったですなど、いつも考

えているんですが、何せ、一人に均等にということもありますので、そういう中ではお配りをさせていただいたということあります。またこれから来る予定もあるやに聞いておりますので、それはまた皆さん方にそういう見舞金という形になりますか、義援金という形でお渡しはさせていただいて、少しでも心の癒しにはなりませんけれども、そこに思いをはせたいと、このように村としては思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 委員会に委ねたので、見直すことは混乱を招く。医師、介護者、法律、弁護士云々と、どんな基準をもって、これは全国共通の基準なんでしょうか。飯館の基準、審査基準というのは。

健康福祉課長（藤井一彦君） 今回、国から示された基準は、全国共通というよりは、今回の原発災害の災害弔慰金を審査する上での一つの参考基準ということで国から示されたものでございますので、全国共通ということではなくて、今回の原発災害に関してというふうに理解をしております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 参考基準に沿って飯館独自のものをつくったということであれば、隣近所の自治体とも違うということですか。（ ）

健康福祉課長（藤井一彦君） 基準は飯館で独自につくったことはございません。あくまでも国から示された基準を参考に審査を行っているということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、国の参考基準のまま基準としているということになりますか。

健康福祉課長（藤井一彦君） 参考基準をつくり変えたりしていることはございません。以上です。

委員（佐藤八郎君） 23年と24年に、今言う審査会基準に沿って該当にならない方には30万円、さかのぼって出すということで、今年、本年度と来年の予算にもないんですけども、それはどういうふうに……。おくれて死んだ分もらえないということだけなんですか。

村長（菅野典雄君） いわゆる関連死も時間とともに関連と位置づけられないのではないかという形が、なかなか飯館村が出てこないということ。あるいはほかの自治体も幾らかは出てくるかもしれませんけれども、当然、時間とともに出てこなくなって該当しなくなっているわけでありますから、そういう意味からしますと、あの当時は審査会では該当はなかったけれども、何せ震災に遭って1年、2年弱ぐらいのところ、非常に関連ない、審査会ではないかもしれないけれども、大変だろうと、こういうところでの村からのお金がありました、出し方がありましたので、そういう意味からすると、審査会も該当しないのに、また3年目、4年目、5年目と出していくという形でいいのかどうかというのは、私はいいのではないかというふうに今思っているから、予算的には上げてはいないということでございます。（ ）

委員（佐藤八郎君） 25年、26年、27年と、時間とともに関連死とするのは非常に考え方として大変だというので、その部分はいいのではないかというのが村長の答弁でいいんですか。

村長（菅野典雄君） そのとおりであります。何度も言いますように、大きく見れば全てなんですが、いわゆる今回の震災の避難生活に直接的に死に至ったものという、多分そういう

う考え方があるんだろうと思いますから、そこら辺から考えれば、少なくとも3年ぐらい過ぎるとなかなか該当が少なくなってくるということなんだろうなという気がいたします。そういう中で、30万円も計上はしていないと、こういうことでございます。

委員（佐藤八郎君） 須萱地区においての除染は村が主体的にといいますか、やられた、雇用の場として真剣に取り組んでいただいて、成果的にはいいときもあって、さらに何年か追跡調査しながらわかってくると思いますけれども、今年度以降における雇用の場を持たれた方々の今後と、その方々の安心・安全な労働環境はどのようにつくられているのか。

副村長（門馬伸市君） 去年の二枚橋・須萱地区のうちの須萱地区ですね。村の予算で執行したところについては、振興公社が大成JVのほうから第一次下請ということで下に請けて作業をしたわけであります。当時、120人ぐらいの作業員がおりまして、途中、何人かの異動はありましたが、ほぼ年間通じて同じ方が作業員として働いていただきました。作業の結果についても、須萱地区の住民から一生懸命やっていただいたということで、実績でも評価はよかったです。

今年はどうなのかということですが、26年度は、きのう、振興公社の理事会を開きました26年度の除染の体制を協議をさせていただきました。作業員がやはり去年は120人ぐらいいたんですが、現在は九十何人だったと思いますが、追加して働きたいという方もおられますので、ほぼ去年と同じくらいの作業員が集まるのかなというふうに思っております。今年もまた120人ほどの皆さんに働いていただいているので、その雇用を継続してということで、これまた業者が、21日、決まったということですが、行政区としては、松塚あたりを一次下請の形でやっていければいいのかなと。作業員の人数と須萱地区の実績なども考えますと、松塚地区あたりがちょうど1年間でやる除染の量としてはいいのかなと、こんなことで、きのう、そんな話し合いも理事会でしたところであります。

健康管理についても、当然、昨年もしっかりとやりましたが、今年もまた線量管理を含めて、プラス、除染作業員の、村外の人も入っていますので、そういう防犯体制、そんなところにも注意しながら事故のないように除染を進めていければと、こんな考えであります。

委員（佐藤八郎君） 企業や事業者支援でありますけれども、これまでどおり、商工会や事業者との意見交換をしながら進めるということでありますけれども、昨年度のというか、25年度においての課題やら、そのことにおいて今年の予算に施策として進めるということは何なのか。さらには、見通しとして、震災前にあった企業が今後復興の中でそういう時期が来たら戻って営業するという流れにはどういうふうになっているのか。ちょっと、ある企業が飯館じゃなくて、違うところに会社を建ててそちらで経営するような話も聞いたんですけども、全体としてはどういうふうにつかんでいらっしゃって、この意見交換をしていらっしゃるんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 今村内に残っている企業、もしくは残っていない村の企業ということで、いろいろお話を聞いております。まず、雇用者がなかなか確保できない

問題があると。やはり、村に戻ったのはいいんですが、なかなか従業員がついてこないというふうな部分での雇用の確保の問題が1つ上げられております。もう一つは、いわゆる自動車整備工場などは、住民が戻っていないがためにどうしても需要と供給のバランスがとれていないというふうな形で、2つの問題点があるのかなと思っております。

今回、そういうふうな部分での新規事業としまして、商工会育成事業の中で取り組む建設機械等運転技能講習会というのは、いわゆるそういうふうな商工会の育成にも寄与するとともに、そういうふうな講習を受けてどんどん村の企業に戻ってほしいという思いから出てきた事業でありまして、少しでも企業に役立ってもらえる事業になっていくのかなというふうに考えております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 月電さんはあれなんでしょうから、震災前からどういう流れであったのか、わかりますので。あとは三宝さんとか、庄司さんとか、いろいろ震災前あった企業の今後の流れなどはどういうふうに、この商工会との意見交換会なりなんなりで聞いてつかんでいらっしゃるのかどうか、見通しも含めて。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいま上げられておる企業でございますが、飯館から事業所を他市町村に移動しているというふうな状況でございまして、これは親会社である会社のほうからも、なかなか飯館での事業再開という部分に関しまして余りいい方向で動いていないようでございまして、事業移転を余儀なくされて他市町村に移ったというふうな情報をいただいております。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、菊池製作所さん、ハヤシ製作所さんは、わかりますよね。それ以外だと、斎藤製作所も一時福島にあるけれども、いずれはまた帰る。こういうふうに見ていったときに、その前にあったものと、こういうふうになって行ける状態になつたら行くというのと、実態はどういうふうになっておりますか。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいま、斎藤製作所の話が出ておりますが、斎藤製作所は26年度予算で、建屋と機械ということで企業立地支援事業で予算計上しております。26年度中に建屋を白石のほうに建設いたしまして、そちらのほうに機械も導入しながら営業を再開するというふうな状況でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 最後に、放射線の問題で、放射線の半減期もあって、大分自然界の中にも多少は減っている部分あるのかなと、減少している部分。しかしながら、実態としては、かなりの部分の放射線量が残っている。よく村で言ういろいろな方法やマスコミや新聞なり、現状を正しく理解して怖がらないのが大切だと、よくスローガン的にいつも書かれていますけれども、じゃあ、現状を正しく理解するための事業なり内容、正しく怖がらない、怖がるための事業、そういうものできちんとどういうものを分けて取り組むのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 正しく怖がらないではなくて、正しく怖がるということでの進め方をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。なかなか難しい問題ですが、できるだけいろいろな人たちのそういう思いをできるだけ多くの人たちに知っていただいて、最終的には一人一人に判断を委ねざるを得ないのでないかと。その材料を我々はできるだけ多く、言葉であれ、あるいは文字であれ、何であれ、やはり出していくということ

とではないかなというふうに思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 飯館、自然、緑豊かな、80%近く山林、森林ですので、その部分をきちんと把握されて、中川課長が答弁されたようなことで展開していけば、ある一定の現実の実態というか、放射線量についての、村の中全体がどれだけ汚されている、放射性物質によって、という実態が出てくる。今年は動物云々までやるというような話なので、そういう部分では正しく実態を理解するのはできるかもしれませんけれども、今村長が言い直しております。正しく怖がるためと。正しく怖がるためには、正しい怖がらない基準と怖がる基準という部分では、どういうふうに具体的には進めるのか。

村長（菅野典雄君） 今申しましたように、怖がる・怖がらないというのは、あくまでも行政なりなんなりがこうだ、ああだという話ではないのではないかというふうに思います。あるいはやってはいけないのでないかというふうに思っています。ですから、あらゆる情報を提供させていただいて、本当に申しわけないけれども、皆さん方で判断をお願いしますというのが私は村民にとってベターの提供の仕方ではないかというふうに思っているということです。

委員（佐藤八郎君） そうすると、正しく怖がるのは、年間1ミリシーベルト以上は正しく怖がったほうがいいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） ですから、1ミリでないとだめだという方もいますし、いや、1ミリなどにならなくても大丈夫だという方もいるわけでありますから、それを村がここだよ、ああだよという話にはならないので、ある程度、除染の目標は上げましたけれども、あとはそれぞれ正しく怖がるという知識をそれぞれ入れていただいて、判断に、申しわけないけれども、委ねさせていただきたいということだというふうに私は思っております。

委員（佐藤八郎君） 村長、除染基準の5ミリを示すよりは、村民の健康について何ミリを示すほうが大事なんですよね。健康あっての物種ですよ。除染については5ミリと示せて、健康に対してのものは1ミリと示せないんですか。

村長（菅野典雄君） 何か押し問答になりますが、100ミリ以下は原因がわからないという方もいますし、20ミリだから出なさいという基準もありますし、1ミリでないとだめだという方もいます。どれも私は間違っていないと思います。ですから、そこをとても村が、あるいは場合によっては、私は県も、国もやるべきじゃないというふうに思うんです。少なくとも低いほうがいいというのは誰もが同じでありますけれども、あとはそれぞれの判断に委ねる。我々は少しでも低い条件をやっぱりつくっていく、これから長期にわたって。それをきちんと要求もしていくと、こういうことが今我々に課せられた課題ではないかというふうに思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 帰村宣言された川内村も年間1ミリシーベルト以下ということでありまし、この辺の隣近所の市町村においても年間1ミリシーベルトというのがあくまでも人が生きる環境としての基準でありますので、今の村長の話を聞いていると、個人ごとに判断が違うから、それで判断してもらうんだというだけで、村の基準は特別示さないということですね。

村長（菅野典雄君） 村の計画にも、我々にも、最終的には、それはどのぐらいになるかわか

りませんけれども、長期的には1ミリというのはあらゆるところに書いておりますので、誤解ないようにお願いしたいというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 最終的に何年ですか。

村長（菅野典雄君） わからないから、言えないということあります。ただ、1ミリということはかなりの長期になるということで、それが果たして全ての人というわけではないですけれども、かなりの人の村民にとっていいことなのかどうかという点も大切な点だというふうに思っているということあります。（「終わります」の声あり）

委員長（飯樋善二郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

これで各会計の質疑を全て終わります。

これから議案ごとに採決します。

議案第7号平成26年度飯館村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

委員長（飯樋善二郎君） 起立多数。よって議案第7号平成26年度飯館村一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号平成26年度飯館村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号平成26年度飯館村国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号平成26年度飯館村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号平成26年度飯館村介護保

険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（飯樋善二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

⑤閉会の宣告

委員長（飯樋善二郎君） 以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、本委員会における審査の結果報告の作成については委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（飯樋善二郎君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって平成26年度各会計の予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月14日

予算審査特別委員会委員長

飯 稲 義 二 郎

()

()